

双葉町復興まちづくり計画（第一次）

～ “町民一人一人の復興” と “町の復興” をめざして ～

平成 25 年 6 月



双葉町

町民の皆さまへ（「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」の策定に当たって）

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から、2年3か月以上が経過しました。町民の皆さまにおかれましては、今なお苦しい、先が見えない避難生活を強いられ、多くのご苦勞、ご心勞をおかけしております。震災及びその後の避難先で無念の思いの中で亡くなられた皆さまのご冥福をお祈りしますとともに、被災された皆さまに対して哀心よりお見舞い申し上げます。

今、双葉町は、震災及び原発事故から2年3か月が経過したものの、巨大地震と津波、原発事故による複合災害から、双葉町を復興・再興していく道は険しく、まだまだ長い年月がかかるものと見込まれます。こうした中、町民の生活再建と町の復興に向けた道のりを示す、「復興まちづくり計画」の策定が必要とされてきました。

この「復興まちづくり計画」については、昨年7月から「双葉町復興まちづくり委員会」において、熱心な議論を重ねられ、5月8日、三井所委員長から私あてに、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）案」のご報告をいただきました。「7000人の復興会議」で得られた多様で示唆に富む数多くの意見・提案と、「住民意向調査」による町民の皆さまの意向を踏まえた、町民の思いが込められた計画案がとりまとめられたものと思います。三井所委員長、鈴木副委員長、岡村副委員長はじめ、委員の皆さまの10か月にわたる熱心な審議に改めて敬意を表します。

委員会から報告をいただきました計画案につきましては、5月に実施しました町政懇談会においてご説明申し上げるとともに、書面による意見も募集したところ、計画案に記載された施策の実施に係る意見を中心として多くのご意見をお寄せいただきました。改めて意見をお寄せいただいた町民の皆さまに、厚く御礼申し上げます。いただいたご意見も踏まえ、委員会から報告いただいた「双葉町復興まちづくり計画（第一次）案」を尊重して、ここに「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を決定することといたしました。

今後、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」に基づき、計画に記載された施策の実現に向けて、町民の皆さまとともに全力でまい進してまいりますので、今後とも町民の皆さまのご協力をお願い申し上げます。

平成25年6月

双葉町長 伊澤 史朗

～双葉町復興まちづくり委員会から町民のみなさまへ～

双葉町復興まちづくり計画（第一次）案がまとまりました。

この復興まちづくり計画案は、町民一人一人の避難生活の状況と復興への思いを聴き取ることとを念頭に置いて実施された調査をもとにまとめたものです。

「7000人の復興会議」と称した調査からは、お年寄りから小学生の子どもまで、男女問わず、その思いを汲み取って、避難生活の改善や生活の復興について、あるいは、ふるさと双葉町について、考えてきました。さらに、「双葉町住民意向調査」として、40都道府県に分散して、さまざまな避難生活を送っている、中学生以上の全住民を対象に、アンケート調査を行いました。こうした調査を踏まえて、個々人の復興と町の復興について、考えてきました。

委員会全体を振り返ってみると、平成24年7月に始まった第1回の委員会から、10月の第3回委員会までは町民の思いや考えを広く聴き取り、理解することに重点を置き、委員自らも町民の一人として考えを表明してきました。11月の第4回委員会以降、「生活再建部会」、「ふるさと再建部会」及び「きずな部会」の3部会を設置してからは、いろいろな立場の委員から活発な意見が表明されるようになりました。12月に行った、木村真三委員の講演「双葉町の帰還可能時期の予測について」と難波謙二先生の講演「除染技術の現状について」を通じて、科学的知見を確認しながら、避難の在り方や復興を考えることの重要性を委員として深く認識しました。そして、25年1月になって多くの町民の思いや意向が次第にわかるようになり、これらを踏まえて、計画の骨子の議論も始めました。その後、2月6日の第9回委員会において、「7000人の復興会議」と「双葉町住民意向調査」の結果が報告され、町民一人一人の復興や「仮の町」への期待、ふるさと双葉町への帰還の思いなどの町民の意見の全体像をとらえることができました。

その後、調査の詳細な分析を進めながら、副委員長や正副部会長と協議を重ねながら、町民の意向を詳細に反映したとりまとめ案の検討を進めてきました。4月の第10回委員会で、大きなテーマである計画の基本方針と帰還目標の考え方及び「仮の町」の整備等について審議し、また、書面による意見もいただき、素案づくりに活かしました。そして、同月の第11回委員会に「双葉町復興まちづくり計画（第一次）～“町民一人一人の復興”と“町の復興”を目指して～」＜素案＞を提案し、審議しました。その上で委員会の報告として、この「双葉町復興まちづくり計画（第一次）案」をとりまとめました。

全体を通して、この委員会では、多様な町民の個別の意見を尊重した、委員一人一人の想いや意見が表明され、それを計画案に盛り込むことができました。

したがって、今後の行政と町民の協働による、生活の復興と町の復興の基本的なことを明確に示すことができたと思います。

当初「仮の町」と称した、仮設住宅以降の生活拠点づくりについては、まさに多様な選択を可能にする方針を出すことができました。ある程度まとまった拠点づくりの対象となる市町村は、もちろんのこと、これから双葉町民を受入れてくださる各市町村へは、積極的な協議と調整を行い、さらに国や県には要請と粘り強い協議を行い、予想される多くの課題を町行政と町民が一体となって一つ一つ解決していくことを期待しています。

しかしながら、残念だったことは、ふるさと双葉町への帰還の時期については、どうしてもこれを明示することができなかったことです。理由は、放射線量や放射性物質がいつどこが安全なところまで減衰するか、中間貯蔵施設の設置やその影響がどのようなことになるか、福島第一原子力発電所の廃炉までのプロセスの安全性などについて、私たちは、現在、判断できる科学的知見を持っていないためです。帰還の時期に関しては、これからも、それらの情報を得ながら、4年後に判断することとしました。

最後に、我が国でこれまで経験したことがない原子力発電所の事故により強いられた避難生活の中で復興計画を考える本委員会では、はじめのころ、委員全員がどこからどのように検討すべきか見当もつかない状況であったと思われ、当初は、混乱もありました。そこで、まず、町民の思いを聴こう、さまざまな考えに耳を傾けようとする中で、ある程度の落ち着きを得て、ついにこの計画（第一次）案をまとめることができました。

これは、ひとえに、調査にご協力いただいた多くの町民のみなさま、調査担当のみなさま、そして委員のみなさまの粘り強い復興への姿勢と双葉町役場のみなさまの丁寧で行き届いた対応の賜物であります。ここに、委員長として、関係されたみなさまに心からのお礼を申し上げ、深甚なる謝意を表します。

平成 25 年 5 月 8 日

双葉町復興まちづくり委員会 委員長 三井所 清典

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定に当たって	1
1. 計画策定の目的	1
2. 計画策定の経緯	1
3. 復興まちづくり計画の位置づけ	4
第2章 双葉町の復興まちづくりの理念と基本方針	5
1. 復興まちづくりの理念	5
2. 復興まちづくりの基本方針	6
(1) 復興まちづくり計画を考えるに当たって	6
(2) 復興の基本的な考え方	7
(3) 復興の進め方	8
3. 帰還目標の考え方	13
(1) 帰還に当たっての条件	13
(2) 徹底した除染と廃炉措置の安全確保の要求	14
(3) 帰還の見通しの検討	15
4. 双葉町の復興への道のり	19
第3章 双葉町の復興まちづくりに向けた取組	21
1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組	21
(1) 取組の考え方	21
①町民の生活再建の実現に向けた思い	21
②取組の基本方針	21
③短期・中期・長期の取組の考え方	22
(2) 不自由な避難生活の改善に向けた取組	23
①迅速、確実、十分な賠償	24
②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善	25
③避難生活における健康被害の防止	26
④各種支援措置（高速道路の無料化、各種減免措置等）の継続	27
⑤町からの情報提供	27
⑥町民のきずなの回復	28
(3) 町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組	29
①町民の生活再建に必要な支援	31
(ア) 住居の確保	31
(イ) 事業再開支援・雇用の確保	33
(ウ) 保健・医療・福祉体制の確保	35

(エ) 教育環境の確保	38
(i) 早期の学校再開に向けた取組	38
(ii) 避難先の子どもたちの教育環境・きずなの確保	39
② 「双葉町外拠点」(仮の町)の整備	41
(ア) 「双葉町外拠点」(仮の町)の基本的な考え方	41
(イ) 「双葉町外拠点」の候補地の考え方	45
(i) 「双葉町外拠点」の候補地の基本的な考え方	45
(ii) 「双葉町外拠点」の候補自治体	49
(ウ) 「双葉町外拠点」における施設の整備方針	51
(i) 「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備	53
(ii) 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保	55
(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保	57
(a) 事業再開支援	57
(b) 雇用の確保	58
(iv) 「双葉町外拠点」における保健・医療・福祉体制の確保	59
(v) 「双葉町外拠点」における教育環境の確保	61
2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組	63
(1) 取組の考え方	63
① 町民のきずなの維持・発展に向けた思い	63
② 取組の基本方針	63
③ 短期・中期・長期の取組の考え方	64
(2) 町民のきずなの維持・発展に向けた取組	65
① 町民の交流機会の確保	67
② 町民同士が連絡を取りあうことができる仕組みの構築	68
③ 町からの情報提供の円滑化・充実化	69
④ 双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承	71
⑤ 避難先住民との交流の促進	73
⑥ 震災・事故の教訓の記録と伝承	74
⑦ 町民のきずなを維持する拠点としての「双葉町外拠点」の整備	74
3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組	75
(1) 取組の考え方	75
① ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた思い	75
② 取組の基本方針	75
③ 短期・中期・長期の取組の考え方	76
(2) ふるさとへの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組	77
① 一時帰宅の改善	78
② 墓参への支援	78
③ ふるさとへの荒廃の防止	79
④ 町民のきずなの維持	80
(3) ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組	81

①帰還条件の達成に向けた取組	82
(ア) 放射線量の低減	82
(イ) 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保	83
(ウ) インフラ等の復旧	83
(エ) 安全で安心した帰還の在り方の検討	84
(i) 帰還の見通しの検討	84
(ii) 段階的な帰還の是非の検討	85
②津波被災地域の復旧・復興への取組	87
③双葉町の復興・再興へ向けた考え方	89
第4章 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて	91
①復興の取組への町民の参画	91
②町民による復興の取組への支援	92
③行政と町民等の協働による計画の推進体制	92
(参考資料)	
1. 双葉町復興まちづくり委員会から町長あての報告(平成25年5月8日付け)	96
2. 双葉町復興まちづくり委員会の開催経緯	97
3. 双葉町復興まちづくり委員会委員名簿	99
4. 7000人の復興会議のとりまとめ結果	104
5. 双葉町住民意向調査のとりまとめ結果	119
6. ICRP(国際放射線防護委員会)による放射線防護の考え方	135

この計画では、「仮の町」という用語について、双葉町民の生活拠点・コミュニティ拠点の両方の意味を含んだ言葉として「双葉町外拠点」としました。詳しくは、第3章 1.(3)②をご覧ください。

第1章 計画の策定に当たって

1. 計画策定の目的

- 双葉町は、平成23年（2011年）3月11日14時46分に発生した東北地方太平洋沖地震による大きな揺れと巨大な津波に襲われ、その後に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故により、全ての町民が、住み慣れた双葉町から避難を強いられ、これまで築き上げてきた暮らしを突如として奪われました。
- この未曾有の災害による現在の不自由な避難生活から、町民のみなさんが生活再建を果たし、美しいふるさと・双葉町を取り戻していかなければなりません。
- そのため、町民一人一人の生活再建と、双葉町を取り戻すための取組の方向性を示した、双葉町復興まちづくり計画（復興計画）を策定することとしました。

2. 計画策定の経緯

■ 「双葉町復興まちづくり委員会」の設置

- 双葉町復興まちづくり計画の策定に当たっては、より多くの町民のみなさんの意見を踏まえて計画を策定していくため、町民の代表及び有識者等から構成される「双葉町復興まちづくり委員会」（委員長：三井所清典芝浦工業大学名誉教授）を平成24年7月に設置し、委員会において、「双葉町復興まちづくり計画案」の審議を進めることとしました。

■ 「7000人の復興会議」の実施

- その際、委員会において、計画案の審議を進めていくに当たり、町民参加の計画づくりを行っていくため、町民一人一人の意見を吸い上げる仕組みとして、「7000人の復興会議」を平成24年8月から実施しました。

- この「7000人の復興会議」は、①ワークショップ会議（少人数型のワークショップで話しやすい場を作り、個人の意見を数多く、丁寧に吸い上げる）、②インターネット会議（専用ホームページにおいて、投稿掲示板を開設し、遠隔地や若者の意見を吸い上げる）、③「みんなでまちづくりノート」（小学生以上の町民に対して、専用ノートを配布し、自由に要望や意見を記載していただき、アンケートから得られない多様な意見・提案を収集する）の3つの手法を用いて、町民のみなさんの意見・提案を集めることとし、その結果、平成25年3月までに延べ1,150名の町民から6,805件に及ぶ、多様で示唆に富む数多くの意見を寄せていただきました。

■「双葉町住民意向調査」の実施

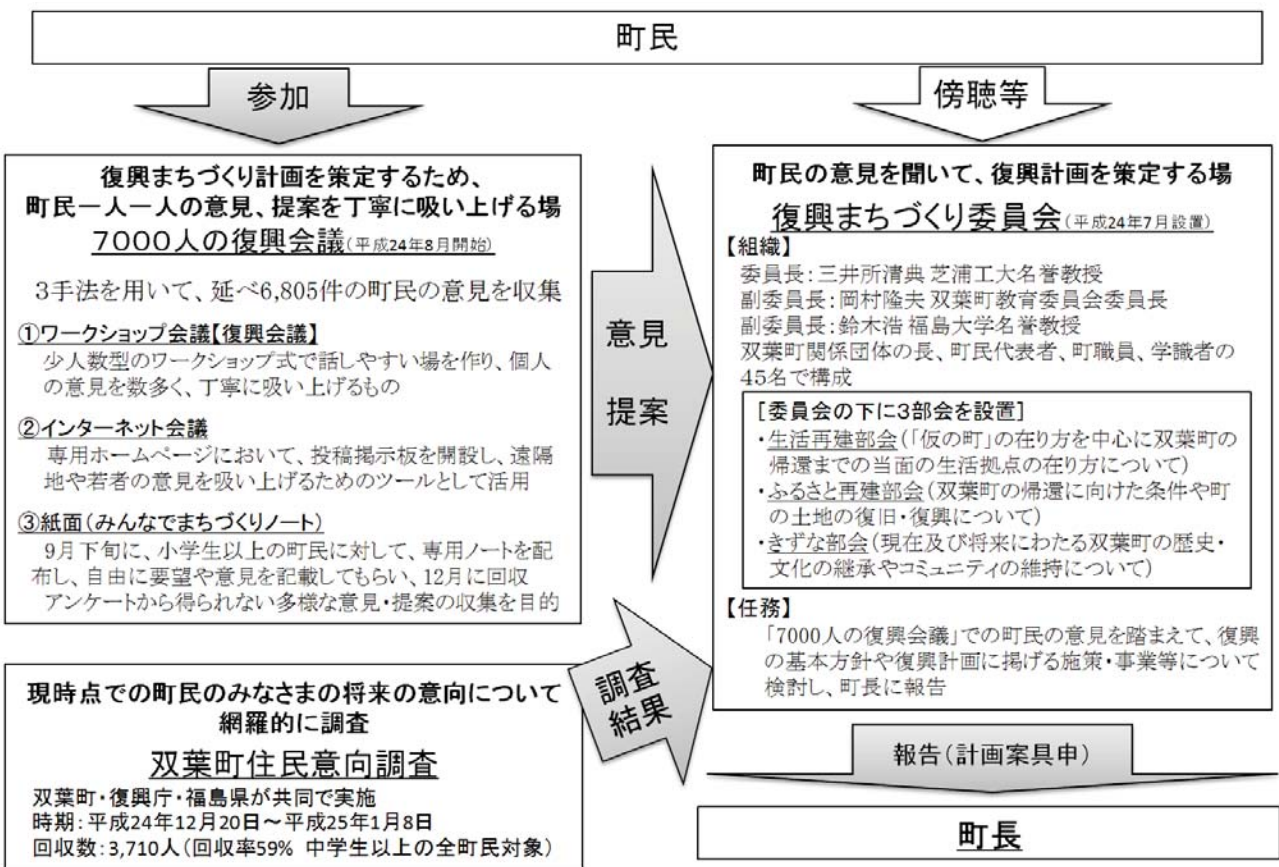
- さらに、平成24年12月～平成25年1月にかけて、復興庁、福島県と共同で、「双葉町住民意向調査」を実施しました。
- 住民意向調査は、調査対象とした中学生以上の町民(6,293人)のうち3,710人(回収率59%)から回答をいただき、町外における生活拠点(仮の町)の在り方や帰還についての考えなど、今後の双葉町の復興を検討する上で欠かすことができない町民のみなさんの意向を把握することができました。

■「双葉町復興まちづくり委員会」での計画案策定

- 委員会は、「双葉町住民意向調査」による町民のみなさんの意向と、「7000人の復興会議」で得られた多様で示唆に富む数多くの意見・提案も踏まえて、復興まちづくり計画に盛り込むべき内容を審議してきました。
- 計画案のとりまとめまで、委員会を延べ12回、3つの部会（生活再建部会、ふるさと再建部会、きずな部会）を延べ13回開催（勉強会を含む）し、熱心な審議を重ねてきました。この熱心な審議の成果として、5月8日、委員長から計画案が町長に報告されました。
- この計画案を受けて、町長が町民への意見聴取を行い、その結果を踏まえて、6月25日、委員会の案のとおり計画を決定しました。

この計画では、「7000人の復興会議」における町民の主な意見を、「**～町民の意見～**」に整理しています。この「**～町民の意見～**」には、「7000人の復興会議」ではあげられていませんでしたが、委員会で議論となった点も補足して盛り込んでいます。

双葉町復興まちづくり計画の策定の仕組み



**現時点での町民のみなさまの将来の意向について
網羅的に調査
双葉町住民意向調査**

双葉町・復興庁・福島県が共同で実施
時期: 平成24年12月20日～平成25年1月8日
回収数: 3,710人(回収率59% 中学生以上の全町民対象)

調査
結果

町長

3. 復興まちづくり計画の位置づけ

- 復興まちづくり計画は、町民の生活再建と町の復興に向けて、町が、国、県及び東京電力に対して町民の要望として要求していくものを含めて、町が取り組むべき施策を明らかにし、双葉町の再興に向けたロードマップ（道のり）と、町民の生活再建のための施策を中心に当面4年間（平成29年頃まで）※に取り組むべき施策をとりあげています。

※当面4年間とする趣旨は、P19に記載しています。

- そのため、今後の町の復興は、この復興まちづくり計画を基本として取り組んでいくこととなります。
- 一方で、双葉町の復興を巡る状況は、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉措置、除染の進捗、中間貯蔵施設の問題をはじめ、時々刻々と変化をしています。また、この計画の前提となった町民のみなさんの意識・意見も、こうした諸情勢の変化や賠償の進展に伴い、変化していくことと見込まれます。
- そのため、今回の計画は、あくまで第一次の計画であり、その後の情勢や町民意識の変化に沿って、随時見直しをしていく必要があります。



第2章 双葉町の復興まちづくりの理念と基本方針

1. 復興まちづくりの理念

- 双葉町の復興まちづくりの理念は、双葉町復興まちづくり委員会委員の提案から、以下の3つを基本理念としました。『“町民一人一人の復興”と“町の復興”をめざして』をキャッチフレーズに掲げ、この3つの基本理念の下で、双葉町の復興に向けて全力で取り組んでいきます。

“町民一人一人の復興”と“町の復興”をめざして

生活再建の決意

暮らしの復興をめざして みんなで頑張りよう 双葉町

町民のきずな・結びつき

つなげよう つながろう 双葉町

町の再興への決意

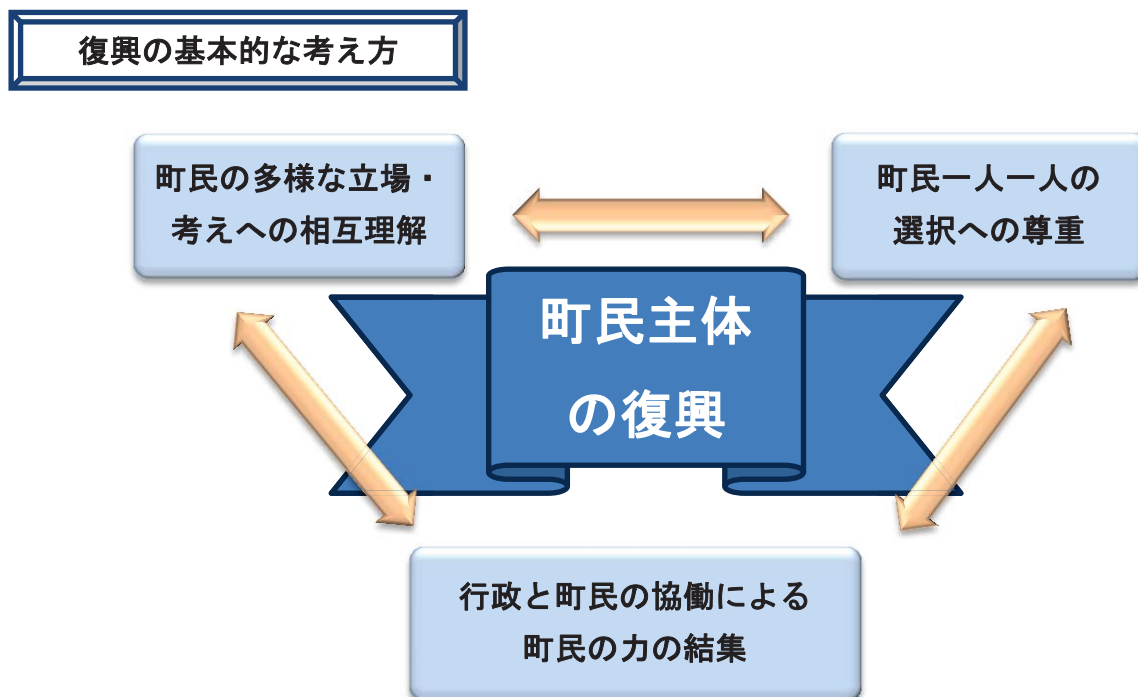
子どもたちの未来のために とりもどそう 美しいふるさと双葉町

2. 復興まちづくりの基本方針

➡ 基本理念に基づき、双葉町の復興まちづくりの基本方針を以下のとおりとします。

(1) 復興まちづくり計画を考えるに当たって

- 双葉町は、巨大地震・津波に加えて原子力発電所の事故に襲われ、放射能という目に見えない危険の恐怖に脅かされてきました。放射能に対するさまざまな考え方がある中で、町民のそれぞれが難しい判断を強いられて今日の避難生活を送っています。単なる地震・津波被害からの復興ではなく、原発事故からの復興という、我が国がこれまで経験したことがない困難な課題に対する解決の方向を考えることが、この計画づくりの最も大きなテーマとなります。



(2) 復興の基本的な考え方

- 「町」は「町民」なくして成り立ちません。そのため、復興の主体は、「町民」であるべきです。

■多様な立場・考えへの相互理解

- 福島第一原子力発電所の事故による突然の避難は、双葉町民をバラバラにしまいました。半分近い町民は家族がそれぞれ分かれて避難しています。子どもたちは学校の友達と離ればなれになって避難先の学校に通っています。このバラバラになった避難生活は、町民同士の心も分断しています。福島県内で避難した方、福島県外に避難した方、仮設住宅に住んでいる方、借上げ住宅に住んでいる方、避難所で暮らしている方、地震・津波で被害を受けた方、双葉町へ戻りたいという思いを持つ方、双葉町へ戻らないと決めた方、放射能や除染に対する考え方の違い、町民一人一人が置かれている状況が異なることで、町民のみなさんの考えもさまざまです。双葉町の復興を考えるときは、まず、お互いの置かれている立場を理解し合い、多様な考えを互いに尊重しあうことが必要です。多様な立場・考えへの相互理解は、分断された町民のきずなを回復させていく上で不可欠です。

■町民一人一人の選択への尊重

- 町民一人一人が置かれている状況が異なることで、町民のみなさんの将来に対する考えもさまざまです。双葉町へ戻ると考えている方、双葉町へ戻らないと決めた方、「仮の町」に住むと考えている方、「仮の町」に住まないと決めた方、いずれの選択もこの避難生活を強いられている中で町民のみなさんが難しい判断を強いられながらなされる選択です。そのため、町民のみなさんが、町民一人一人の選択を尊重することが大切です。この考え方に基づき、この計画では、できるだけ多様な選択肢を用意していくこととします。

■行政と町民の協働による町民の力を結集した復興

- 行政と町民が協働して、町民の力を結集して、町民が主体となった復興を目指します。町民同士が支えあい、助け合い、そこに全国からの支援の手を自分たちの復興に結び付けて、この難局を乗り切っていかなければなりません。
- 双葉町の復興は、双葉町単独でなしえるものではなく、特に共通する課題については双葉郡の各町村などとも連携して取り組んでいきます。

(3) 復興の進め方

- 自然災害からの復興では、住民の生活再建と町の復興が同じ「町」で行われます。しかし、原発事故によって避難を強いられている双葉町では、直ちに双葉町に戻って元の生活を取り戻すことは残念ながらありません。そのため、双葉町の復興は、喫緊の課題である町民の生活再建と、長期的な取組である町の復興を分けて考えていく必要があります。

■「人（町民）の復興」と「町の復興」

- 双葉町の復興の進め方としては、まず、現在の不自由な避難生活を早急に改善した上で、当面の課題として、町民一人一人が生活再建を果たし、町民のきずな（コミュニティ）を再興する「人（町民）の復興」を目指します。このことで、町民のきずなが回復され、人のつながりという面で見た「町」が復興します。
- その上で、長期的に、双葉町の土地を復旧・復興し、町を再建・再興していく、空間としての「町の復興」を目指します。
- 「人の復興」と「町の復興」の二つがそろって、初めて「双葉町の復興」となります。
- 双葉町は、町民が避難されている受入自治体と協力して町民のみなさんの生活再建を支援しつつ、町民のきずなの回復と双葉町の土地の復旧・復興という双葉町役場でなければできないことに重点を置いて取り組んでいきます。

■不自由な避難生活の改善と町民一人一人の生活再建

- 双葉町への帰還については、放射能に対する考え方の違いなどからさまざまな捉え方がありますが、双葉町に戻ると考えている方、双葉町へ戻らないと決めた方、どの方にも共通の課題があります。それは、現在の不自由な避難生活の改善を図ること、そして、生活の再建です。
- 町民の方からは、不自由な仮設住宅や借上げ住宅での暮らし、先が見えない不安の声が数多く寄せられています。まず、そうした声に対して、現在の避難生活の改善に取り組んでいきます。
- その上で、双葉町への帰還には、放射線量の高さや廃炉措置の進捗を考えると、国・東京電力に対して徹底した放射性物質の除染や廃炉措置の一刻でも早い進捗を求めますが、それでも長い時間がかからざるを得ないと考えなくてははいけません。そのため、町民のみなさんが、それぞれの希望する場所で、住居を確保し、仕事や生きがいなどの生活の糧を見つけて、日常の暮らしを取り戻すこと、つまりは生活再建を成し遂げられるよう、取り組んでいきます。
- いわゆる「仮の町」は、生活再建するための場所の選択肢の一つとして、また、町民のきずな(コミュニティ)の拠点として、町民の希望に沿った整備を求めていきます。

■町民のきずなの維持・発展

- 双葉町に戻れるようになるまでには長い時間がかかりますが、その間に双葉町をなくしてはなりません。町民あつての町であるならば、まず、バラバラになってしまった町民のきずなを回復させることが必要です。町民の強いきずなこそが、長い時間にわたる双葉町の復興を支える基礎となります。そのため、町民のきずなの維持・発展に取り組んでいきます。
- きずなを維持するため、ふるさとが奪われている中であっても双葉町の歴史・伝統・文化は確実に継承していきます。
- 双葉町に戻れるようになるまでに長い時間がかかることで、双葉町から転出を余儀なくされる町民もいらっしゃることでしょう。そうした選択も尊重しつつ、このような元町民の方が将来に双葉町に戻ってこられるように、転出された方も、きずなの維持・発展の対象としていきます。

■ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ

- 一時帰宅のたびに、ふるさとの荒廃が進む姿を目にすることは大変悲しいことです。これ以上のふるさとの荒廃を防ぐ取組を進めます。また、一時帰宅の安全を図りつつ、立入手続きの緩和を求めるとともに、墓参への支援などを通じて、帰還が困難な中であってもふるさとへの思いをつなぐ取組を進めます。

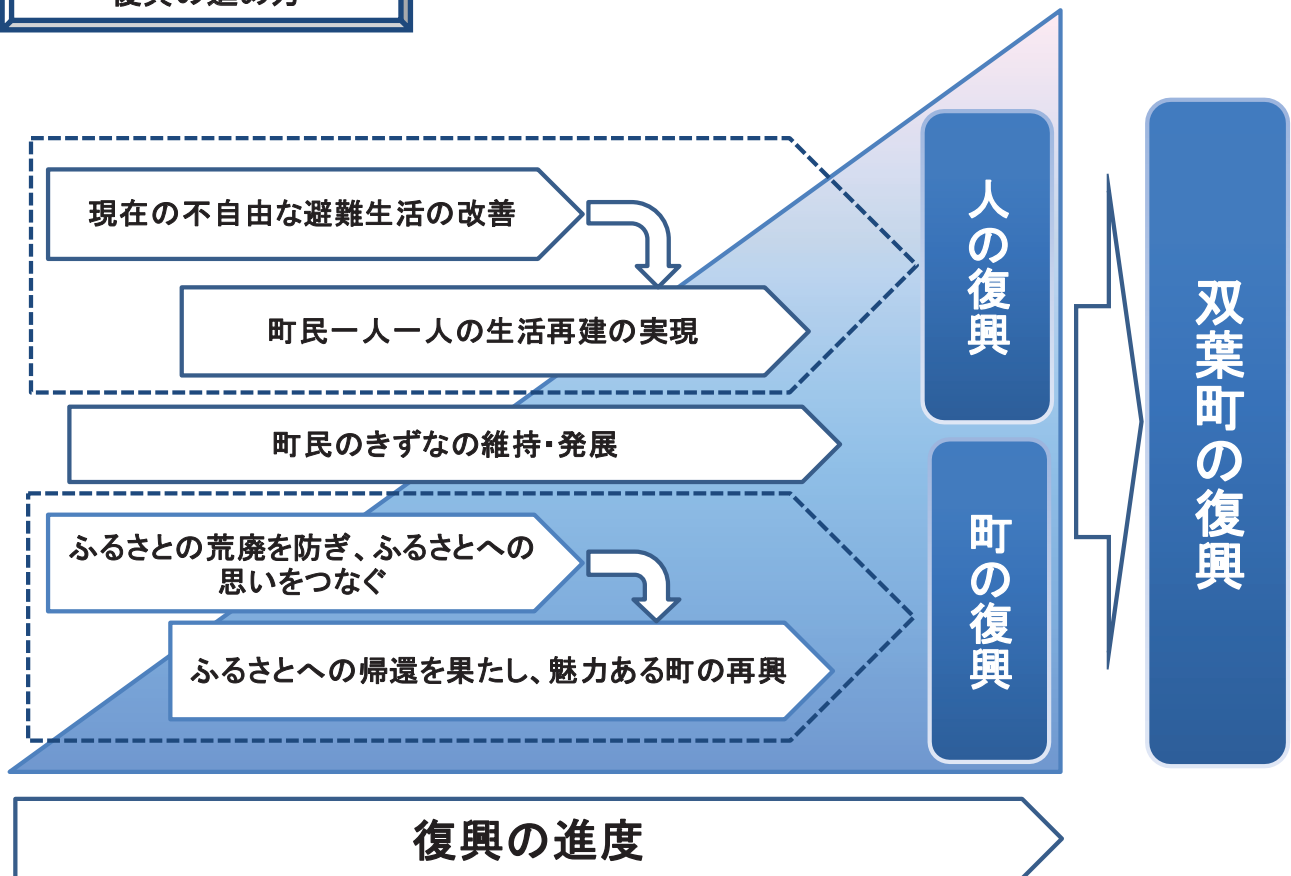
■復興のゴールは、ふるさと双葉町への帰還と双葉町の再興

- 双葉町の復興の最終的なゴールは、双葉町へ安全に安心して帰還し、町を「再興」することです。しかし、放射線量の現状や廃炉措置の状況を見れば、放射能に脅かされずに、安全に安心して帰還するというのは容易なことではありません。長い時間がかかることも否めませんが、双葉町の復興計画である以上、除染と廃炉措置の安全を徹底させながら、段階的に復興への歩みを進め、たとえ時間がかかろうとも、町を復興させることを目標として持ち続ける必要があります。
- 一方で、放射線の現状や廃炉作業の見通しなど不明確な事項が多い中で、性急な帰還の判断が町民を分断することがないように、双葉町の帰還の在り方は、科学的知見※を踏まえて、十分な議論を重ねていくことが必要です。

※科学的知見とは、放射線量の減衰の見通しや放射性物質による健康被害への影響など、物理学・化学・医学などの多角的な分野から得られる知見を指します

- 帰還までに長い時間がかかることで、双葉町から新たな街へ転出される方も多くいらっしゃることでしょう。そうした人たちからも再び双葉町へ移住を考えてもらえるように、また双葉町出身の親を持つ子ども・孫の世代が双葉町への移住を考えてもらえるように、さらに多くの人々が双葉町へ移り住んでももらえるように、将来の子どもたちのために魅力ある「双葉町」を再興していくことが、双葉町復興まちづくり計画の最終的な目標です。

復興の進め方



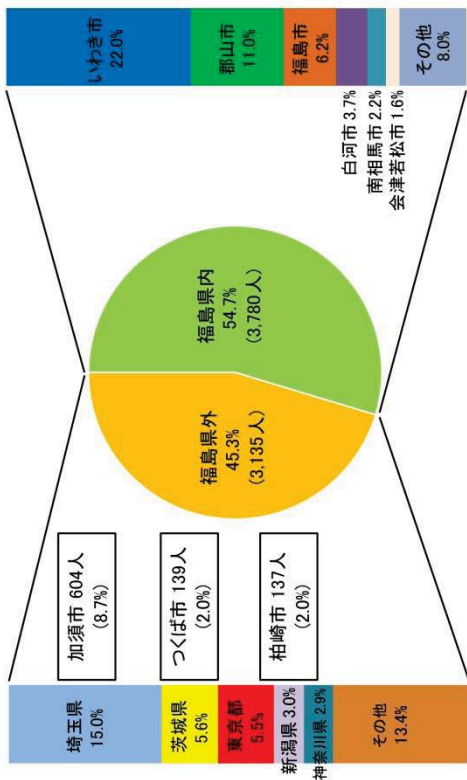
～子どもたちの双葉町への思いと復興への決意～（「7000人の復興会議」より）

- ◆ふたば大すき ふたば どのけんよりも大だいですき！ だからまけないで！ ふたばをみんなでおうえんする！
- ◆ふたば町のいいところは、みんながやさしいことです なかよしの人がいっぱいいました いまは友だちがいっぱいいるのでうれしいです
- ◆ふたばのみなさんは元気ですか？ わたしは元気だよ みなさんはふたばにかえりたいですか わたしもかえりたいです けれども、きさいの友だちと先生と、はなれたくありません
- ◆わたしのふたば町の1ぼんのおもいでは、海での花火です なぜかという、とてもきれいだからです
- ◆私の家族は3つの場所に別れて生活しています なので、家族全員そろって同じ場所で住めるような環境を作ってほしいです
- ◆双葉町にいつになったら復興し、帰れるのだろうかを毎日思っています 一日も早く復興させ、帰れるように考えてほしいと思っています
- ◆双葉町で暮らしたことは忘れられません 小学校のときまで過ごした町、私にとって地元双葉は人もよく楽しい町だったので、早くそんな地元をとり戻せたらいいなと思います



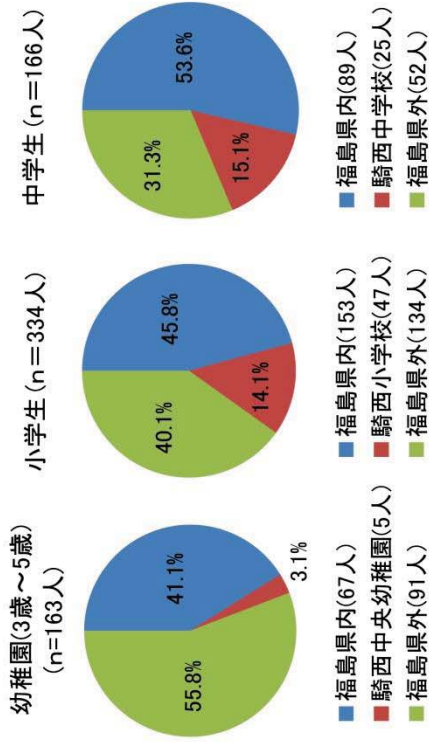
町民が置かれている多様な状況

■ 町民の避難状況 (n=6,915人)



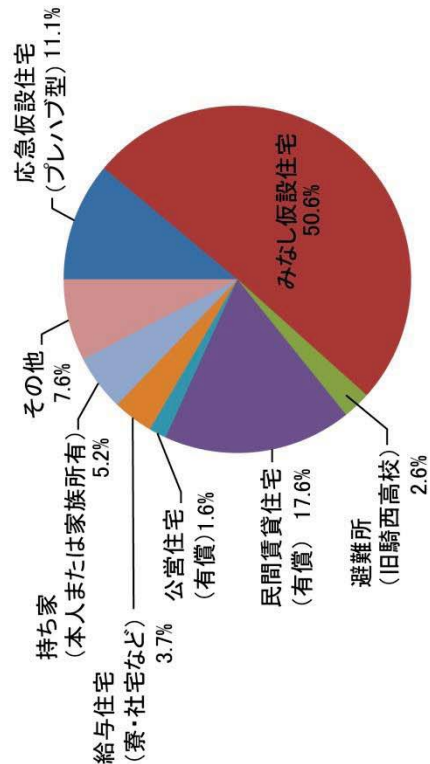
【出典：双葉町民の避難状況 (H25.6.1現在)】

■ 子どもたちの避難状況



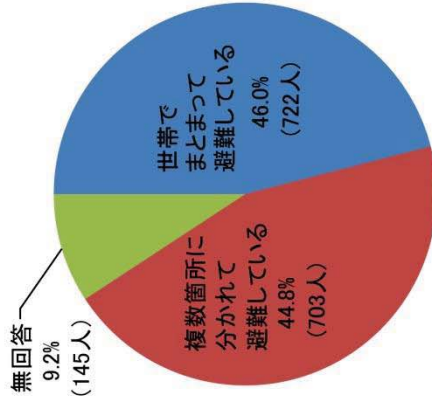
【出典：双葉町民の避難状況 (H25.6.1現在)】

■ 避難先の住まいの状況 (n=3,498人)



【出典：双葉町住民意向調査 (H25.2.5公表)】

■ 世帯分離の状況 (n=1,570人)



【出典：双葉町住民意向調査 (H25.2.5公表)】

町民の多様な考え

数字：双葉町住民意向調査(平成25年2月5日公表)より
(中高生を含む全体の割合)
意見：「7000人の復興会議」における意見より

■双葉町へ戻りたい
→ 38.7%

- ・自宅の補修・再建、インフラの復旧が
終われば、すぐに戻りたい ……10.3%
- ・条件が整えば戻りたい ……28.4%

「7000人の復興会議」の町民の意見

- ◆帰っていいなら今でも戻りたい。
- ◆一日でも早く双葉町に戻して次世代につなげたい。
- ◆もう一度双葉町でのんびりと暮らしたい。
- ◆みんな帰りたい。復興とは自分の場所に帰ること。仮の町ではない。

■双葉町へ戻らない
→ 30.4%

「7000人の復興会議」の町民の意見

- ◆「ふるさと双葉町」と言っても汚染された所に戻ろうとしているのは間違っていると思う。
- ◆今の双葉町には戻れない。
- ◆今の双葉町は人が住めるような環境にはない。危険な放射能があふれている。
- ◆自分たちも双葉町に家を新築し、1か月しか経っていないので、夢や希望などを残してきているが、今回の件でつらい思いもしている。小さな子どもも居るので申し訳ないが双葉町に戻る気はない。早く賠償が進み、次の生活に移りたい。

■双葉町に戻るか戻らないか判断
できない
→ 26.9%

「7000人の復興会議」の町民の意見

- ◆双葉町に帰れるのか帰れないのか知りたい。
- ◆帰れないならはっきり言ってほしい。
- ◆いつ帰れるのか時期が知りたい。
- ◆帰れるのか帰れないのか、先が見えないので自分たちのこれからも決断できない。

■「仮の町」へ移り住みたい
→ 6.7%

■現時点では判断できないが、移り住むことを検討したい
→ 45.5%

「7000人の復興会議」の町民の意見

- ◆一日も早く仮の町をつくってほしい。
- ◆双葉町の人と一緒に集まって住みたい。
- ◆行政区ごとに集まって住みたい。
- ◆仮の町、復興公営住宅はどのようなのか知りたい。

■「仮の町」へ移り住みたいとは思わない
→ 42.8%

「7000人の復興会議」の町民の意見

- ◆もう既に他の地で安定を見つけた人は、もう戻りたくない。
- ◆仮の町は希望しない。
- ◆仮の町に、教育、医療機関は必要だと思うが、子どもたちは仮の町には戻らないだろう。
- ◆双葉町という小さな枠組みにこだわって、生活再建を考えるつもりはない。

■放射線の影響に対する強い不安

「7000人の復興会議」の町民の意見

- ◆放射線の影響が心配で帰還する気にならない。
- ◆事故前の放射能レベルにならないと子どもたちを連れて帰れない。
- ◆福島県には放射線が気になり、帰りたいけど行けない。

■放射線に対する困惑

「7000人の復興会議」の町民の意見

- ◆放射能は見えないものなので、危機が理解しにくい。情報隠ぺいなどで国を信用できない。
- ◆放射能に対して一律の対応は無駄を生じているのでは。若者と高齢者で違いがあつて当然と思う。

■除染に対する困惑・必要性

「7000人の復興会議」の町民の意見

- ◆除染の資金は復興に向けての資金にまわすべきだ。現時点では意味があるとは思わない。
- ◆除染は長い年月をかけて徹底的に行い、5～10年の単位で除染効果をチェックする。避難以前の生活に戻れるまで粘り強く取り組む。

3. 帰還目標の考え方

➡ 双葉町の復興のゴールは、ふるさと双葉町への帰還と町の再興です。そのため、帰還目標の考え方について、以下のとおり整理します。

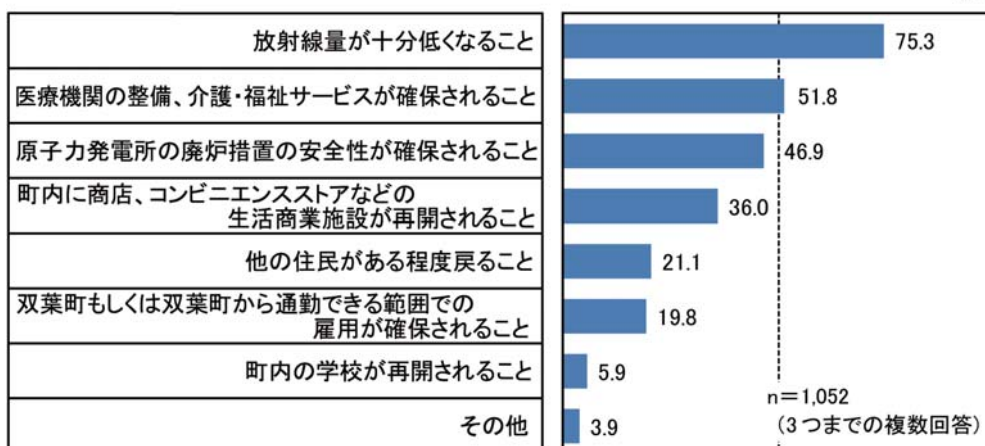
(1) 帰還に当たっての条件

- 双葉町への帰還は、町民のみなさんの安全・安心が担保されることが前提です。
そのため、
 - ◆ 避難指示が解除される地域の放射線量は十分に低くなっていること
(除染は年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下になることを目指すこと)
 - ◆ 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全が確保されていること
 - ◆ 電気、上下水道、道路・鉄道、通信などのインフラの復旧が終わっていること
 - ◆ 町役場の再開に加えて、保健・医療・福祉・教育のほか郵便・商業など生活関連サービスの再開がなされること
 などが必要です。
- 町民のみなさんが安全に安心して帰還ができるよう、国による避難指示の解除は、これらの条件が達成された段階で、町民の意見を十分に踏まえて、解除の判断がなされるよう、国に要求していきます。

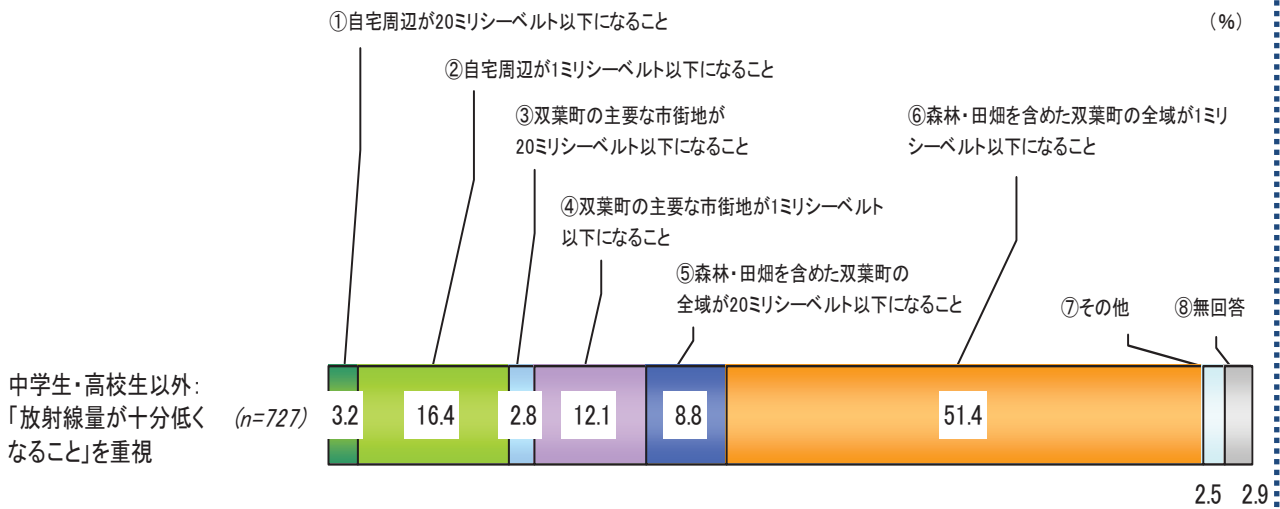
【参考】 避難指示の解除の国の考え

(国は) 電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する。
(出典) 平成23年12月26日原子力災害対策本部決定

【参考】 帰還の前提条件で重視するもの (住民意向調査)



【参考】帰還に当たっての条件として「放射線量が十分低くなること」と回答した人が考える放射線量の水準（住民意向調査）



【参考】年間1ミリシーベルト基準と年間20ミリシーベルト基準について

- 年間追加被ばく線量1ミリシーベルトは、ICRP（国際放射線防護委員会）の勧告において、自然から受ける放射線の影響を除いて一般公衆が1年間に計画的に受ける放射線の線量の限度とされているものです。
- 一方、福島第一原子力発電所による事故の避難基準として、国は、ICRP（国際放射線防護委員会）が、緊急時被ばく状況においては、年間20ミリシーベルトから100ミリシーベルトの範囲で状況に応じて適切に線量基準を選択・設定することとされていることを受けて、このうち最も厳しい値に相当する年間20ミリシーベルトを採用したと説明しています。詳細は、参考資料6をご覧ください。

（2）徹底した除染と廃炉措置の安全確保の要求

- 安全に安心して帰還するためには、除染と廃炉措置の安全が必須要件です。
- 国は、これまで原子力政策を推進してきたことに伴う社会的責任を踏まえ、町民のみなさんが一刻でも早く安全に安心して双葉町へ帰還が可能となるように、放射性物質の徹底した除染の早期実施と東京電力による廃炉措置の安全確保に全力で取り組むことを要求していきます。
- 特に、除染については、高線量地域の一刻も早い除染に向けて、革新的な除染技術の開発を早期に進め、効率的・効果的な除染を推進することを要求していきます。

(3) 帰還の見通しの検討

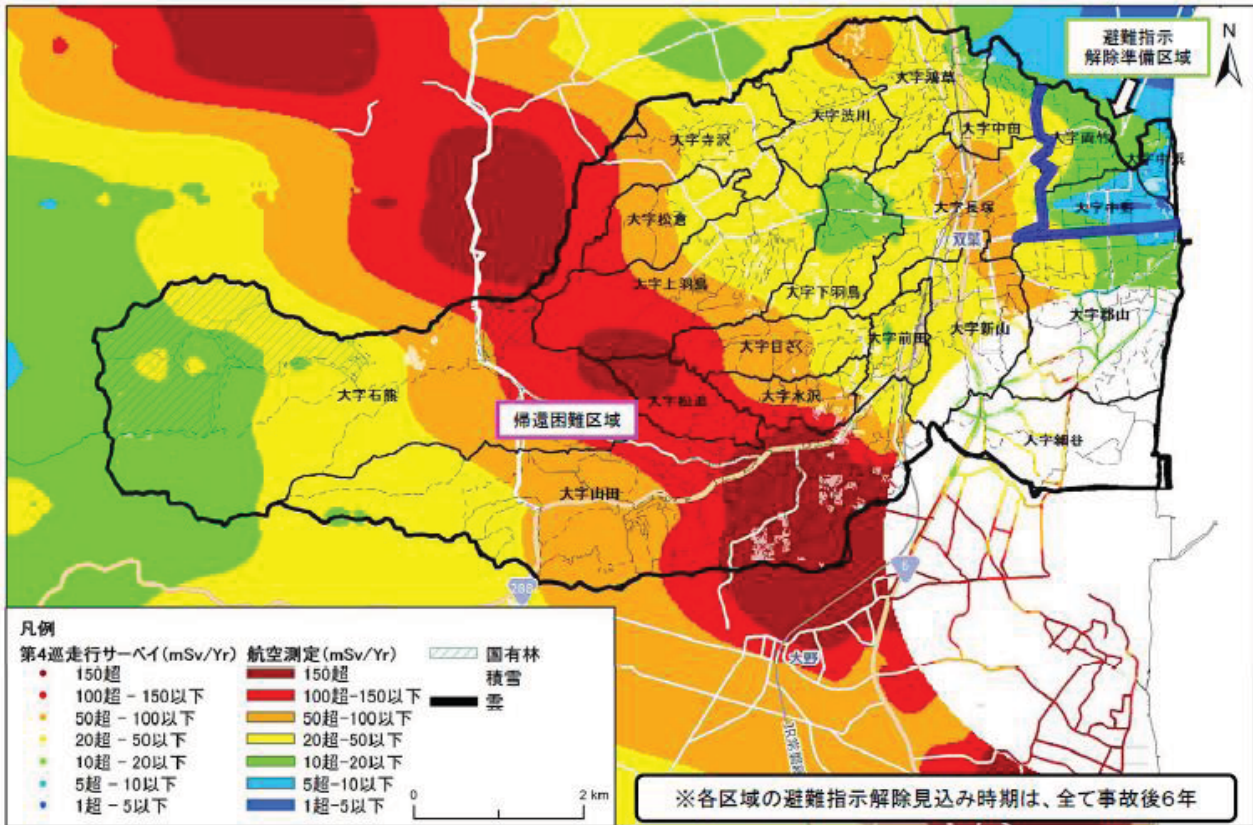
- 双葉町に安全に安心して帰還ができるかどうかを判断するには、これからの除染技術の開発、廃炉措置の進捗、双葉町内の放射性物質の現状と今後の放射線量の減衰の見直し、中間貯蔵施設の取扱いなど、いまだ不確定な要素が多いのが現状です。
- 今回の警戒区域及び避難指示区域の見直しにおいて、国は、双葉町を「避難指示解除準備区域」（大字両竹、大字中野、大字中浜（以下「浜野・両竹地区」））と「帰還困難区域」（浜野・両竹地区以外の地区）に再編しました。浜野・両竹地区を除く町内の大部分は帰還困難区域とされました。帰還困難区域は、事故後6年間（今後4年間）は固定され、その間は帰還に向けた除染やインフラ復旧などの本格的な取組を行うことが難しい状況になると見込まれます。
- この区域再編において、国は、浜野・両竹地区をあわせて双葉町全域について、少なくとも事故後6年間（今後4年間）は避難指示の解除はしないこととしています。
- そのため、安全・安心な帰還の判断をする上で不確定な要素が多い現状において、性急に帰還を判断するのではなく、この4年間のうちに、帰還の判断を行う上で不確定な要素を解決していくことを国に求め、国が帰還の見通しを明らかにするように要求していきます。その上で、ふるさとに安全に安心して帰還できる道筋とその見直しについて、町民のみなさんの幅広い議論を経て、帰還困難区域の見直しがなされる4年後（平成29年頃）に、その時の科学的知見に基づき、判断することとします。

[国・東京電力に対して明らかにするように要求する事項（例）]

- ◆ 双葉町に所在する放射性物質の現状（徹底したモニタリング）
- ◆ 革新的な除染技術の開発を含めた除染の見直し
- ◆ 1ミリシーベルトまでの放射線量の減衰の見直し
- ◆ 高線量地域が存在することで周囲の地域に及ぼす影響
- ◆ 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全性（離隔距離を含む）
- ◆ 中間貯蔵施設の安全性（離隔距離を含む）
- ◆ これらの諸条件を考慮した双葉町への帰還の見直し

避難指示の解除は、生活環境が整うことが前提ですので、少なくとも生活インフラが整う町内の主要な地域が帰還可能となった段階で判断すべきであり、今回の警戒区域の見直しによって、避難指示解除準備区域とされた浜野・両竹地区のみを先行して避難指示を解除することはあってはなりません。避難指示の解除の検討は、浜野・両竹地区も他の地域と一体として行います。

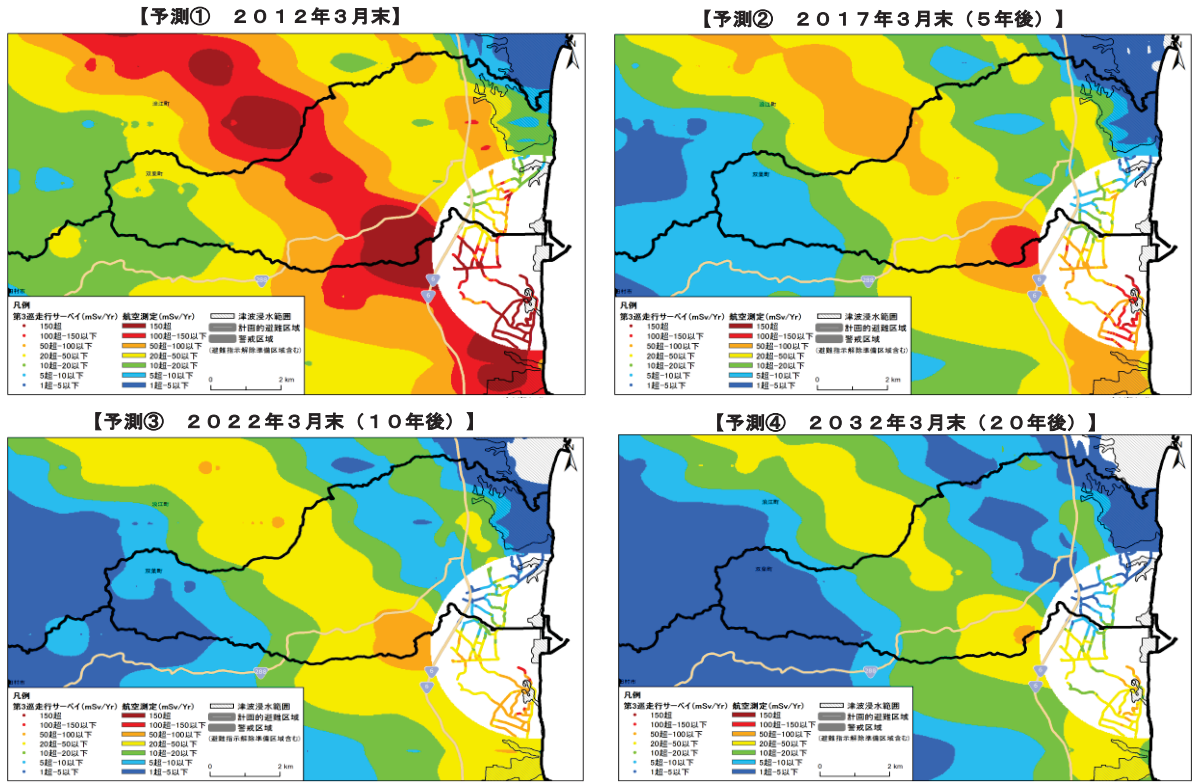
【参考】双葉町における警戒区域及び避難指示区域の見直し結果
 (平成25年5月7日原子力災害対策本部決定)



双葉町 2012年3月31日時点の線量分布(2月の航空機モニタリング結果を基に予測)

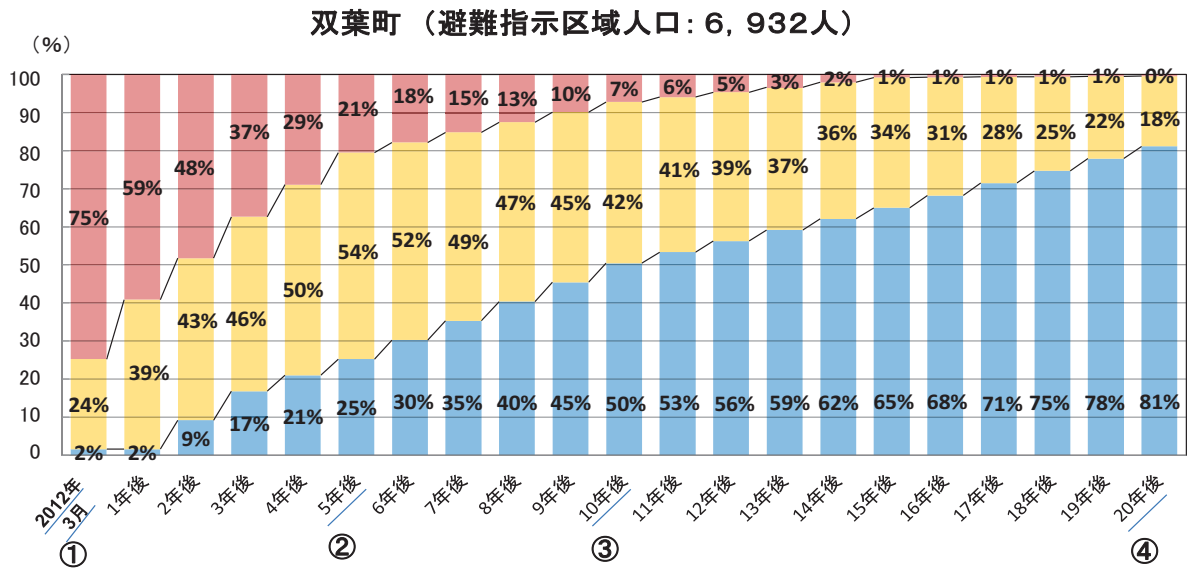
出典：内閣府原子力被災者生活支援チーム資料

【参考】国による双葉町の空間線量率の長期予測（2012年3月末～2032年3月末）



※予測の計算に当たっては、放射性物質の物理的減衰と風や雨などの自然現象の影響を考慮しています。実際の空間線量率の変化は、地形や土地の利用状況など様々な要因によって異なる可能性があります。本マップには天然核種による空間線量率が含まれています。除染の効果は含まれていません。（航空機モニタリング結果(2012年2月時点)及び走行サーベイ結果(2011年11月時点)を基に予測）

【参考】事故前の居住状況に基づく線量区分毎の人口分布（機械的計算）



東京電力福島第一原子力発電所事故以前の居住状況に基づき、自然減衰等による空間線量の予測を加味して、線量水準毎の人口分布の推移を機械的に計算したもの（除染の効果は含まれていない。）

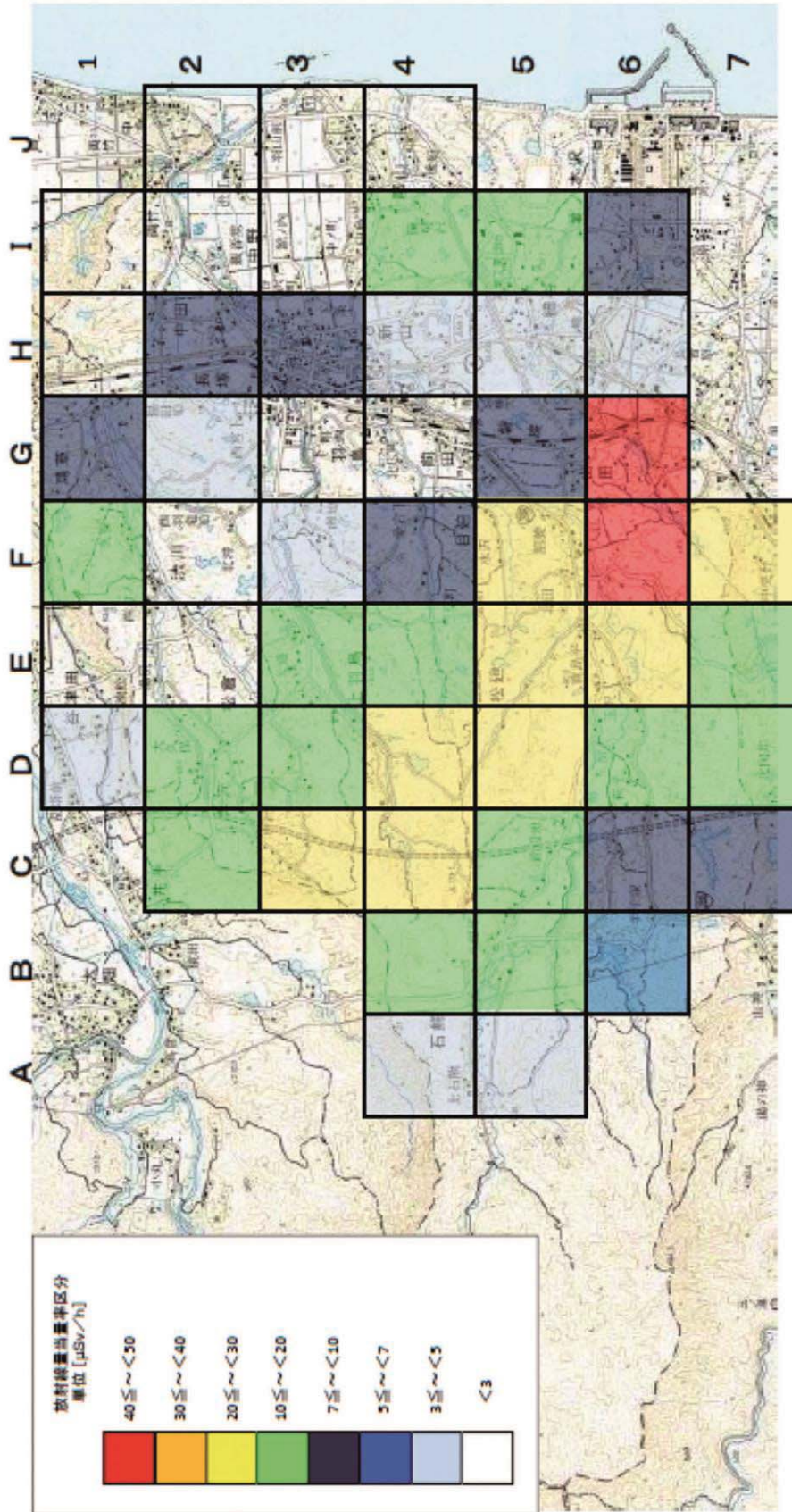
- 年間 50 mSv超
- 年間 50 - 20 mSv超
- 年間 20 mSv以下

※平成24年6月9日の原子力被災自治体及び福島県と国との協議会資料を基に、原子力被災者生活支援チームにて作成

【参考】双葉町における放射線量の現状

双葉町内空間線量率測定結果

(平成25年2月14日～21日)



(注) 双葉町が、平成25年2月14日から21日にかけて町内158か所で地上1mの高さの放射線量を測定したのについて、各マス内の測定箇所のうち最大値をマスの色として表示したものです(色は、高い線量が区分できるように設定しましたので、前・前々ページの色とは一致していませんのでご注意ください。例えば、前・前々ページでは、年50mSv超100mSv以下はオレンジ色になっていましたが、この図ではこれに相当する線量は緑色になります。)

158か所のそれぞれの測定値は、「福島県放射線測定マップ (<http://fukushima-radioactivity.jp/>)」にてご覧いただけます。

4. 双葉町の復興への道のり

- この計画では、復興に向けて段階的に取り組むため、双葉町の復興への道のりを短期、中期、長期に区分します。

短期：生活再建期

避難生活を改善し、町民一人一人が生活再建のめどをつけ、町民のきずなを維持・回復する。

★事故後 6 年＝現在から 4 年後（平成 29 年頃）
（帰還困難区域の見直し）

中期：復旧期

双葉町の土地の復旧に本格的に着手する。

★避難指示の解除

長期：復興・再興期

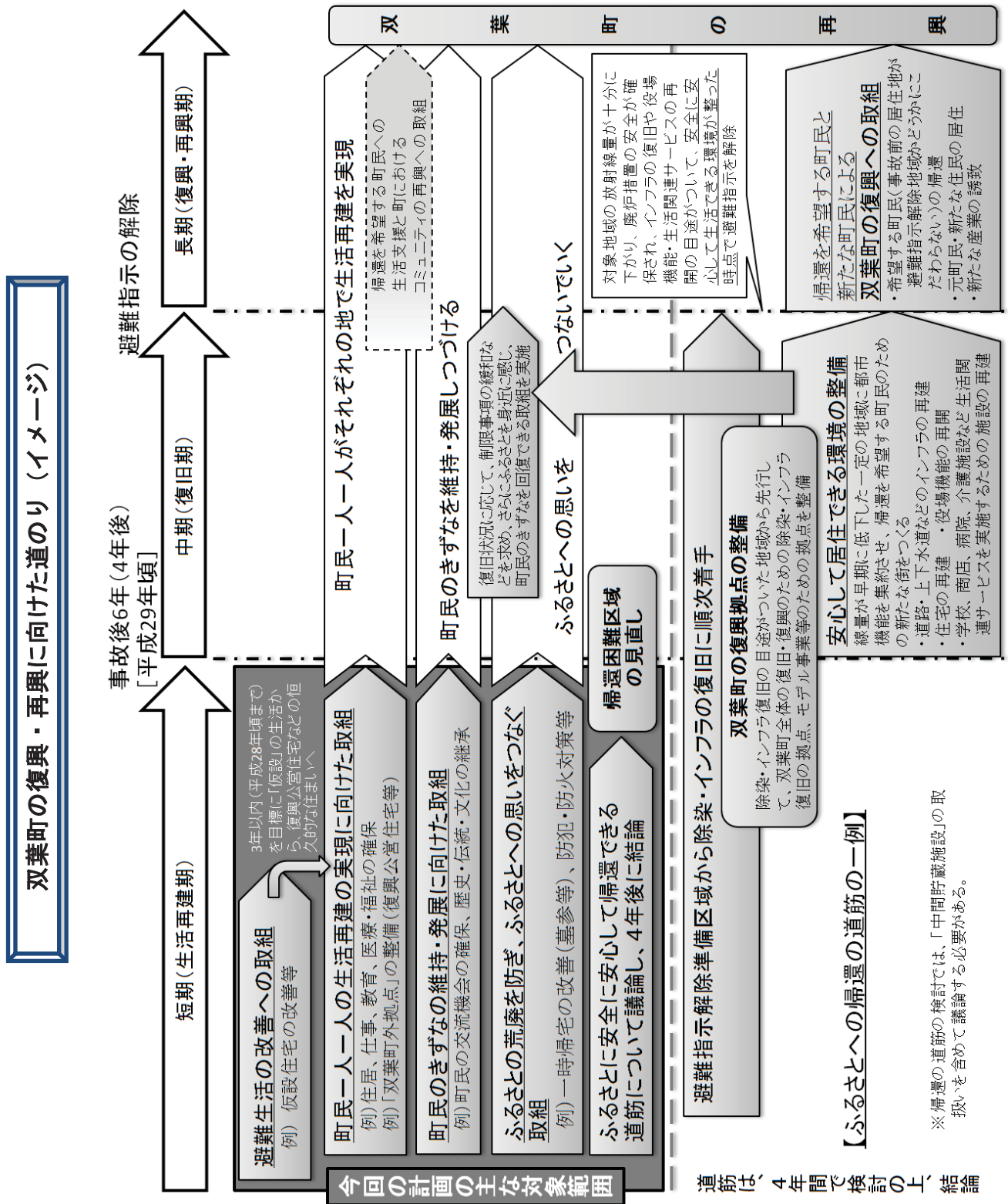
双葉町に居住が可能となり、双葉町を本格的に復興させ、再興する。

- この計画では、当面の 4 年間（平成 29 年頃まで）の「生活再建期」における「生活再建（避難生活の改善を含む）」、「町民のきずなの維持」、「ふるさとの荒廃を防ぎふるさとへの思いをつなぐ」ことに関する施策を中心に上げます。
- 双葉町の帰還（避難指示の解除）の時期は、少なくとも事故後 6 年間（今後 4 年間）は、帰還困難区域において帰還に向けた除染やインフラ復旧などの本格的な取組を行うことが難しい状況になると見込まれることから、帰還困難区域の見直しがなされる 4 年後（平成 29 年頃）に、その時の科学的知見※に基づき、判断することとします。

※科学的知見とは、放射線量の減衰の見通しや放射性物質による健康被害への影響など、物理学・化学・医学などの多角的な分野から得られる知見を指します

■ 中間貯蔵施設の取扱い ■

国（環境省）は、福島県内の除染等に伴い生じる土壌や廃棄物の中間貯蔵施設の設置候補地として双葉町をあげています。中間貯蔵施設は、将来の双葉町への帰還と町の再興に大きく影響します。そのため、中間貯蔵施設の取扱いについて結論が出された段階で、帰還の考え方を含めて、この復興まちづくり計画を見直します。



第3章 双葉町の復興まちづくりに向けた取組

1. 不自由な避難生活の改善及び町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組

(1) 取組の考え方

①町民の生活再建の実現に向けた思い

～町民の意見～

- ◇避難生活は限界を感じている。
- ◇人間としての復興をまず手助けしてほしい。
- ◇町民のニーズに合った生活再建を支援してほしい。



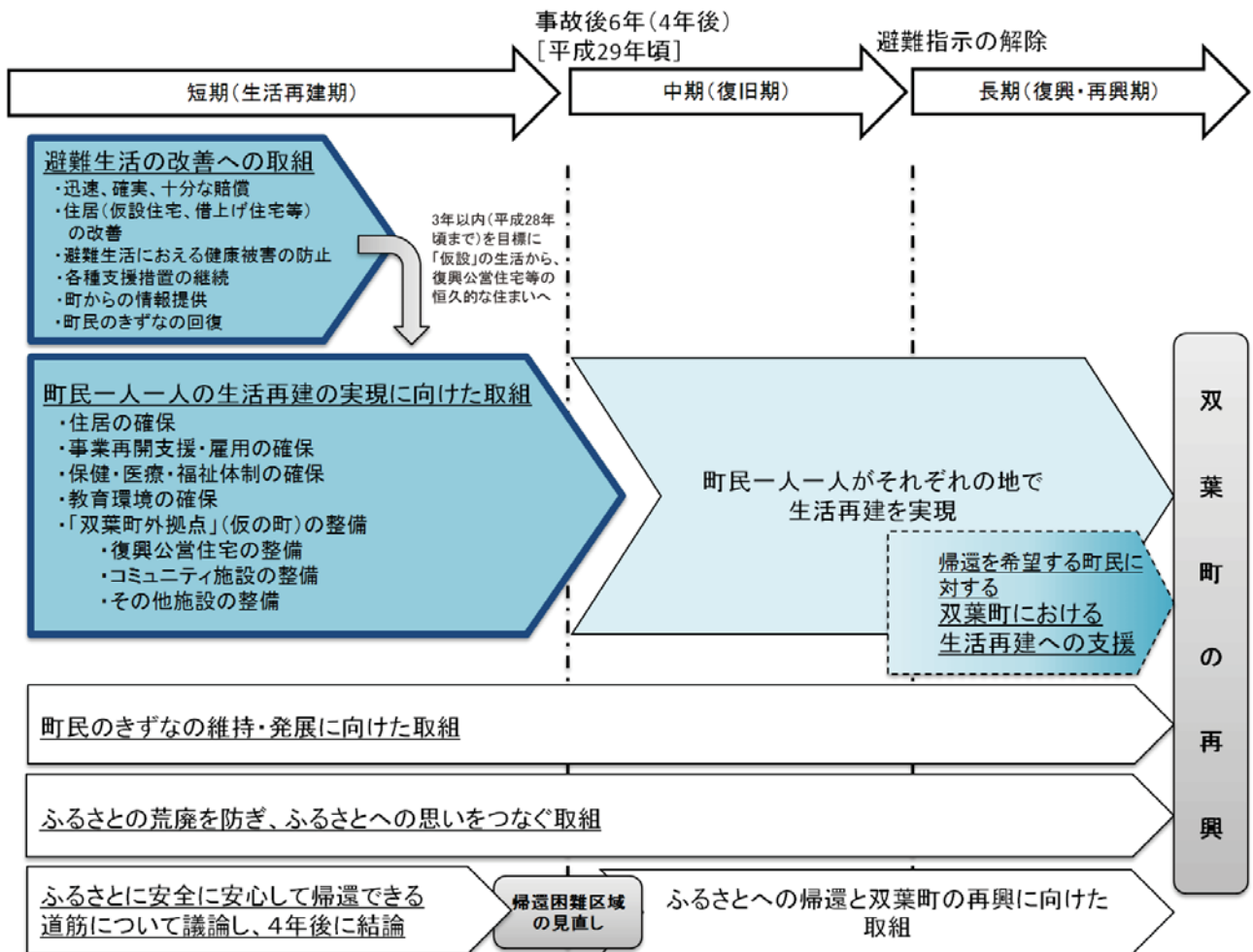
この思いを受け止め、町民のみなさんの現在の避難生活を早急に改善するとともに、町民一人一人が生活再建を実現できるように取り組んでいきます。

②取組の基本方針

■復興まちづくりの基本方針（抜粋）

- 双葉町への帰還については、放射能に対する考え方の違いなどからさまざまな捉え方がありますが、双葉町に戻ると考えている方、双葉町へ戻らないと決めた方、どの方にも共通の課題があります。それは、現在の不自由な避難生活の改善を図ること、そして、生活の再建です。
- 町民の方からは、不自由な仮設住宅や借上げ住宅での暮らし、先が見えない不安の声が数多く寄せられています。まず、そうした声に対して、現在の避難生活の改善に取り組んでいきます。
- その上で、双葉町への帰還には、放射線量の高さや廃炉措置の進捗を考えると、国・東京電力に対して徹底した放射性物質の除染や廃炉措置の一刻でも早い進捗を求めますが、それでも長い時間がかからざるを得ないと考えなくてはなりません。そのため、町民のみなさんが、それぞれの希望する場所で、住居を確保し、仕事や生きがいなどの生活の糧を見つけて、日常の暮らしを取り戻すこと、つまりは生活再建を成し遂げられるよう、取り組んでいきます。
- いわゆる「仮の町」は、生活再建するための場所の選択肢の一つとして、また、町民のきずな(コミュニティ)の拠点として、町民の希望に沿った整備を求めています。

③短期・中期・長期の取組の考え方



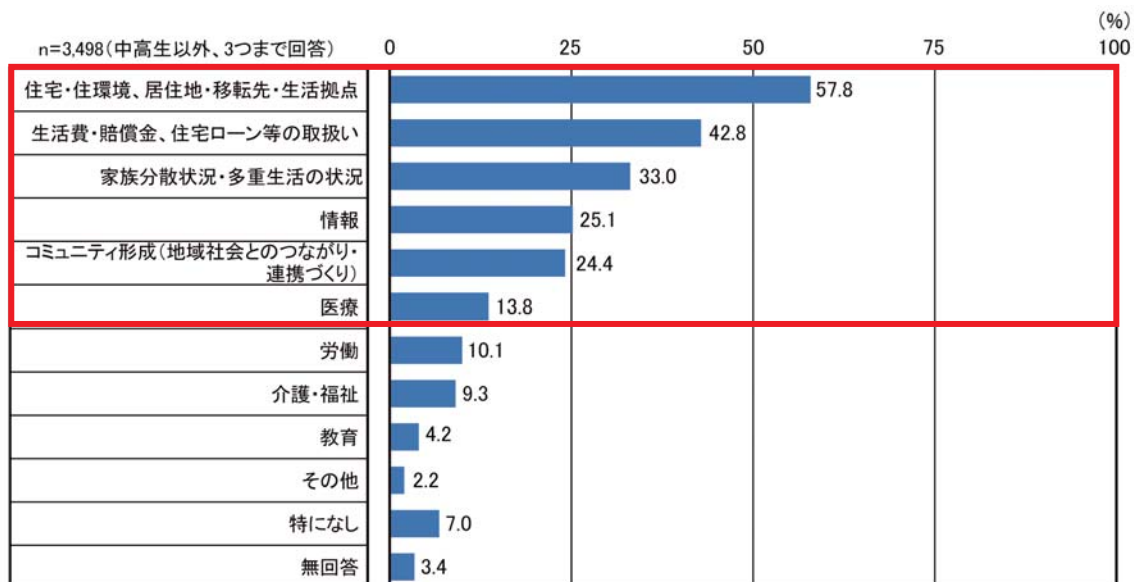
(2) 不自由な避難生活の改善に向けた取組

～町民の意見～

- ◇この先どうしたらいいか不安だらけ、いつまでこんな生活が続くのか。
- ◇避難生活は限界を感じている。
- ◇人間としての復興をまず手助けしてほしい。
- ◇現在の生活には希望も生きがいもない。

◆現在の生活で困っていることや改善を求める分野【住民意向調査】

- 避難生活における「住宅・住環境」、「生活費・賠償金」、「家族分散・多重生活」への不満割合が高いことに加え、「情報」、「コミュニティ形成」、「医療」などへの改善を求める声も多い。



- 町民のみなさんが、安心して生活を送られるようになるためには、それぞれの希望する場所で、住居を確保し、仕事や生きがいなどの生活の糧を見つけて、日常の暮らしを取り戻すこと（生活再建）が必要です。
- しかしながら、この先が見通せない不自由な避難生活にあって、まず、賠償問題の解決を急ぎ、現在の避難生活の課題をできることから改善していくことで、町民のみなさんの当面の安心を確保し、その上で、町民のみなさん一人一人が生活再建に向けて取り組める環境を作っていきます。

①迅速、確実、十分な賠償

～町民の意見～

（早期・十分な賠償の実施に関する意見）

- ◇早く賠償を進めてほしい、全ての賠償の支払いがなくては、先に進めない。
- ◇賠償の内容によって次の生活の選択肢が変わる。
- ◇自立するには十分な賠償が必要。

（時効・賠償手続に関する意見）

- ◇3年の時効で賠償請求の権利がなくならないようにしてほしい。
- ◇賠償手続に関するノウハウや、国・東電との協議進捗状況をみんなに知らせてほしい。
- ◇賠償手続は書類も多く複雑すぎて対応できない。
- ◇賠償請求を弁護士に依頼している場合の対応が遅い。



□生活再建のための原資としての賠償が迅速、確実、十分に行われるよう、国・東京電力に対して強く要求していくなど、賠償問題の早期解決に取り組みます。

- 現在の賠償指針・基準はあくまで最低基準です。町民の被害実態を把握し、指針・基準には明記されていない項目を含めて町民の被害に沿った賠償を進めるよう、東京電力に要求していきます。また、国に対して東京電力への指導の徹底を要求していきます。
- 町民の生活再建が可能となるように、賠償指針・基準の見直し・拡充について、双葉郡他町村と連携して、国・東京電力に要求していきます。その際、賠償指針が明らかとしていない事故後6年以降の賠償の取り扱い、将来にわたる健康被害に対する賠償の取り扱いなども求めていきます。
- 消滅時効の取り扱いについて、東京電力の運用のみによるのではなく、法的な担保がなされるよう、引き続き国に要求していきます。また、賠償請求手続きの広報を推進するとともに、請求手続きが難しい方に対して、関係機関と連携しながら、請求を促します。
- 弁護士を利用されている方の手続きが迅速に行われるよう、原子力損害賠償紛争解決センター（ADR）の体制拡充などを国等に要求していきます。
- 個別の事情を抱える町民のみなさんの賠償手続きを支援するため、双葉町弁護士会との連携を進めます。
- 双葉町ホームページや広報誌を活用して賠償に係る情報提供を一層推進します。また、東京電力に対して、賠償実例の開示・Q&Aの充実など情報公開の徹底を要求していきます。



賠償説明会の様子

②住居（仮設住宅、借上げ住宅等）の改善

～町民の意見～

（入居期限・移転制限に関する意見）

- ◇仮設・借上げ住宅の入居期限が心配、制度を延長してほしい。
- ◇借上げ住宅の移転制限を、県内外を問わずなくしてほしい。

（厳しい居住環境等に関する意見）

- ◇いつまで加須の避難所を残すのか。各地の仮設住宅に移動すべきと思う。
- ◇避難所は不便だけど良い面もある。高齢者同士の相部屋なので、病気など何かあった時に気付いてもらえる。
- ◇仮設では結露とカビがひどく、騒音に気を遣いながらの生活がストレスになる。
- ◇仮設での生活は2～3年が限界であり、それまでに復興公営住宅など安心して生活できる住まいが整備されるのか不安。
- ◇仮設・借上げ住宅ともに部屋が狭く荷物を置けず、子どもの部屋も確保できない。
- ◇現在の住まいでは、一時帰宅で持ち出した荷物を保管する場所もない。
- ◇仮設住宅と市街地を結ぶ復興支援バスがいつまで続くかわからない。

（避難生活中的住居の確保）

- 借上げ住宅を含めた応急仮設住宅の入居期限の延長、借上げ住宅の住替制限の緩和等について、引き続き、国・県に要請していきます。
- 東京電力による家賃賠償について、賠償期間の延長、対象の範囲・金額等の周知、入居費用や家賃の立替払いが困難な方に対する支援等を国・東京電力に要求していきます。
- 旧騎西高校に設置されている一時避難所の解消に向けて、避難者の意見を聞きながら、受入先の確保などの取組を進めます。

（仮設住宅の改善）

- 県への要請を通じて、仮設住宅の居住環境の改善に取り組みます。
- 仮設住宅の住環境を根本的に解決するため、一刻も早く恒久住宅への入居が可能となるように国・県・受入自治体との協議を進めます。（詳細はP31(3)①(ア)及びP53②(ウ)(i)参照。）
- 仮設住宅と市街地を結ぶ復興支援バスについて、国・事業者への要請を通じて、運行の継続と運用の改善に取り組みます。



サポートセンターの例

（いわき市南台仮設住宅サポートセンター「ひだまり」）

③避難生活における健康被害の防止

～町民の意見～

（避難生活に伴う健康被害に関する意見）

- ◇先が見えない生活の中での精神的ストレスで心身ともに不健康になっている、ひきこもりぎみになってしまう。
- ◇家族の介護を一人で見ており、避難先では周囲に頼れる人がいないため体力的にも精神的にもつらい。

（孤立防止・心のケア支援を求める意見）

- ◇苦しんでいる人の負担を和らげる策（話を聞く、顔を見に行く等）を練るべき。
- ◇老人が孤立しない環境をつくるべき。
- ◇双葉町から自殺者が出ないような対策を。



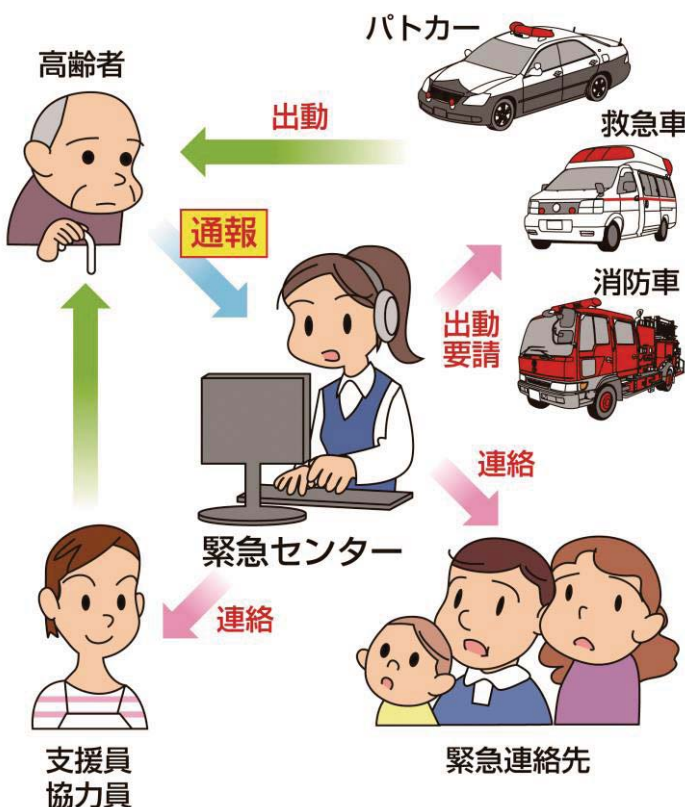
（健康管理のための戸別訪問）

- 町民への定期的・継続的な戸別訪問について、社会福祉協議会、民生児童委員協議会や避難先自治体等と連携して、実施していきます。

（健康管理の支援体制）

- 町民のみなさんが気軽に利用できるように、健康相談・指導、介護予防、孤立防止、心のケア等を目的としたサポートセンターを避難者が多い複数の地域に設置します。
- 介護予防のため、健康体操等の施策を引き続き実施していきます。
- 避難生活による精神的ストレス等健康被害を抱えている町民のみなさんに対して、避難先自治体等の関係機関と連携して心のケア支援プログラム（周期的な相談・病院の紹介等）を継続して実施していきます。
- 高齢者や障害者に対する緊急時の安否確認を迅速に行うための緊急通報システム体制を活用します。
- 保健師等の人材の恒久的な確保を国・県等に要請し、町民のみなさんの健康管理を適切に実施していく体制を構築していきます。

緊急通報システムのご概念図



④各種支援措置（高速道路の無料化・各種減免措置等）の継続

～町民の意見～

（高速道路の無料化を求める意見）

- ◇高速道路の無料化を続けてほしい。
- ◇高速道路の無料化がなくなると負担が大きくなってしまう。

（医療費等の無料化を求める意見）

- ◇医療費等の無料化を継続してほしい。
- ◇医療費の免除がなくなると通院回数を減らさないといけなくなる。

- 高速道路の無料化、医療費負担の減免など各種被災者支援制度の継続について、国に引き続き要請していきます。

平成 25 年においては、以下の措置が延長されました。

- 高速道路の無料化
【平成 26 年 3 月 31 日まで】
- 各種税（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税）の免除・減免
【平成 26 年 3 月 31 日まで】
- 介護サービス利用料の免除
【平成 26 年 2 月 28 日まで】
- 介護保険料の免除
【平成 26 年 3 月 31 日まで】
- 医療費一部負担金（窓口負担）の免除
【平成 26 年 2 月 28 日まで】

⑤町からの情報提供【再掲】

～町民の意見～

（町からの情報提供の充実に関する意見）

- ◇役場からの情報が少ない。
- ◇双葉町に関する情報が入手しにくい。
- ◇パソコンを使わなくても最新の情報を知りたい、全国に離散する町民を視覚的に繋げるツールの提供を。
- ◇離散した町民の情報を提供してほしい。

- 町民の避難生活の不安軽減、きずなの維持に資するべく、町からの情報提供の円滑化・充実化に取り組みます。

（詳細は P63「町民のきずなの維持・発展に向けた取組」にて記載。）

⑥町民のきずなの回復【再掲】

～町民の意見～

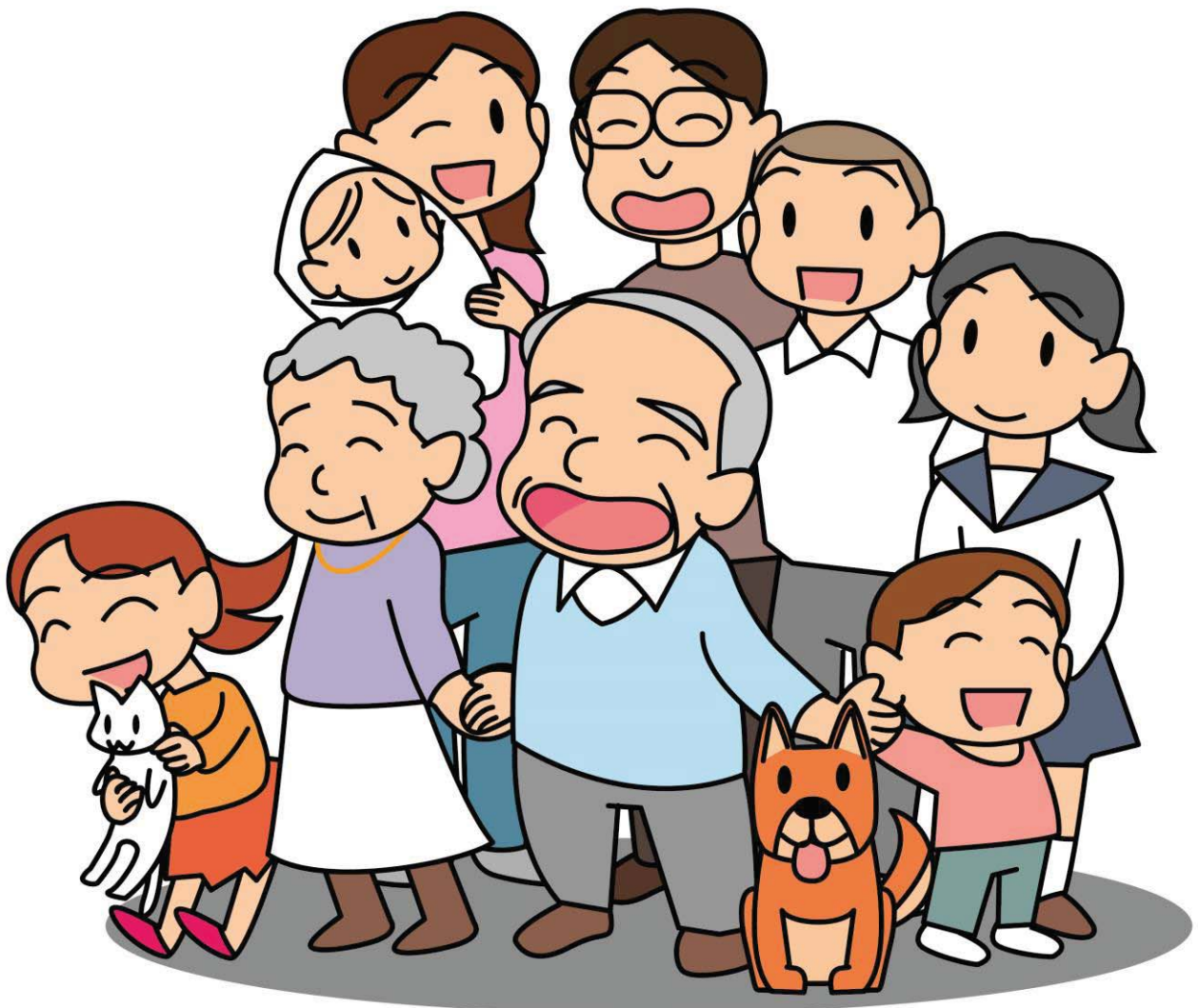
(町民同士の繋がりを求める意見)

- ◇町民の皆に会いたい、町民がふれあえる場所がほしい。
- ◇避難先でも町民と連絡を取り合ったり、定期的に集まる機会があるなど町民同士の繋がりは意識できるようにしてほしい。

□町民が安心して避難生活を送れるよう、全国各地に避難しバラバラになってしまった町民のきずなを維持・回復させるための取組を積極的に進めます。

(詳細はP63「町民のきずなの維持・発展に向けた取組」にて記載。)

□仮設住宅だけでなく、借上げ住宅等にて避難生活を送っている町民のみなさんも集まれる場の設置について検討を進めます。



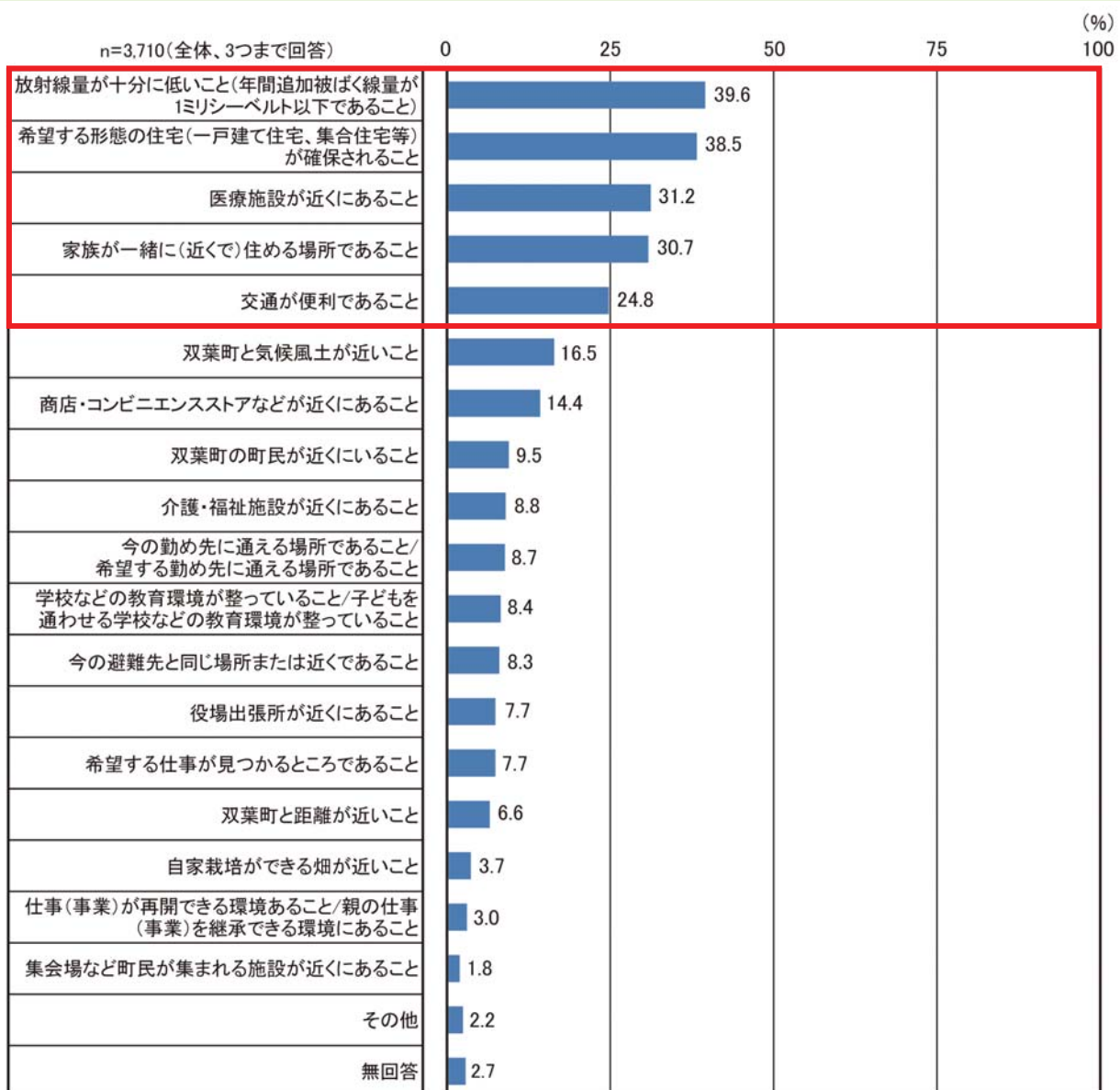
(3) 町民一人一人の生活再建の実現に向けた取組

～町民の意見～

- ◇家族がバラバラなので早く皆と一緒に暮らしたい。
- ◇避難先で医療・福祉サービスがしっかり受けられるようにしてほしい。
- ◇生活のパッケージがほしい（住居、仕事、福祉）。
- ◇どこの町で生活を始めても双葉町民としての支援をお願いしたい。
- ◇町民のニーズに合った生活再建を支援してほしい。

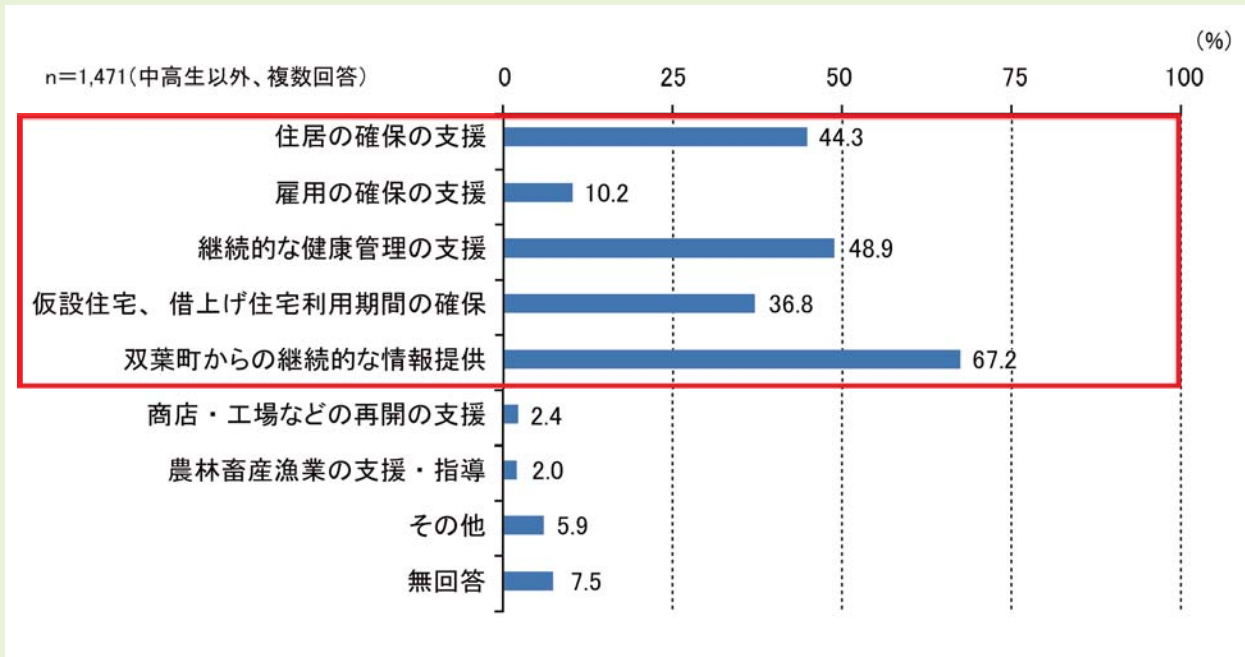
◆生活再建の場所を選択するのに重視する条件【住民意向調査】

- 生活再建の場所を選択する際の条件としては、「放射線量の低さ」、「希望する住宅の確保」、「医療施設の近接性」、「家族と一緒に住める場所」、「交通の利便性」を重視する傾向が見られる。



◆ 「仮の町」に住まない場合の行政に期待する支援【住民意向調査】

- 「仮の町」に住まない方が求める支援としては、「町からの継続的な情報提供」、「継続的な健康管理」、「住居の確保」、「仮設住宅・借上げ住宅利用期間の確保」、「雇用の確保」を求める意見が多い。



- 双葉町への帰還には、放射線量の高さや廃炉措置の進捗を考えると、国・東京電力に対して徹底した放射性物質の除染や廃炉措置の一刻でも早い進捗を求めますが、それでも長い時間がかからざるを得ないと考えなくてはなりません。
- そのため、町民のみなさんが、それぞれの希望する場所で、生活再建を果たす（日常の暮らしを取り戻す）ことができるよう、どこに居ても、住居、仕事、医療・福祉、教育などの行政・生活サービスが得られるように、国、県、受入自治体、関係団体とも連携した支援に取り組んでいきます。

①町民の生活再建に必要な支援

➡ 「双葉町外拠点」(仮の町) で生活再建を望む方、自らの希望する場所で生活再建を望む方、いずれの町民のみなさんにとっても必要な支援として、以下のような施策に取り組みます。

(ア) 住居の確保

～町民の意見～

(自立再建への支援に関する意見)

- ◇新たに住宅を購入しようとしても、現在の賠償基準では不十分。
- ◇自立再建したくても二重ローンや年齢の問題で銀行から融資を受けられない。
- ◇避難先で土地を探しているが、以前よりも値上がりしている。

(各避難先での生活再建に関する意見)

- ◇今いる場所で生活が続けられるようにしてほしい。
- ◇子どもや若者が放射能を気にせず、安心して生活できる場所で暮らしていきたい。

□新たな住居の確保等生活再建が可能となるような賠償基準の見直し・拡充について、双葉郡他町村と連携して国・東京電力に要請していきます。

□自ら自宅を再建する町民に対する支援の拡充に取り組みます。

- 二重ローン対策、融資制度や税制優遇措置の拡充・継続、新たな支援措置の創設などを国、県に要請していきます。

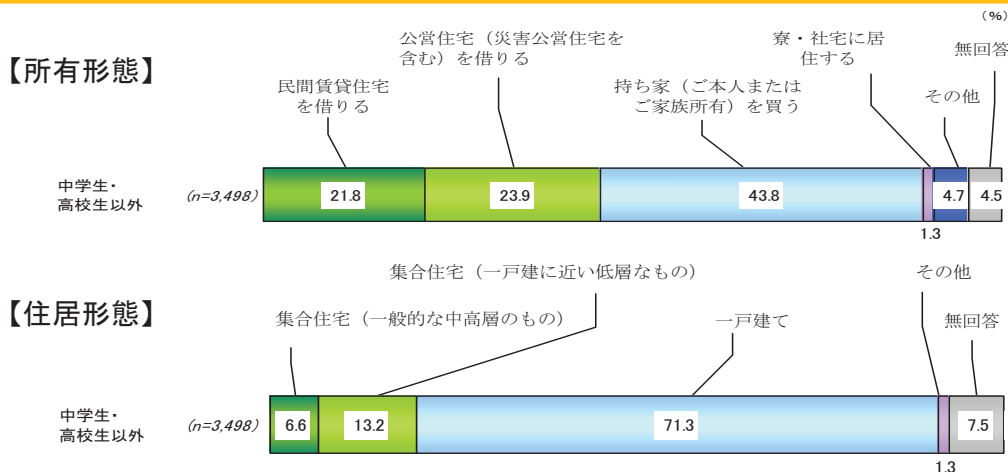
- 住宅・土地取得に係る情報提供・相談窓口の設置などを国・県・関係団体に要請していきます。

- 避難者が集中して土地の需要がひっ迫している地域では、宅地の供給を県等に要請していきます。

□避難先において公営住宅の入居を希望する町民に対して、その入居が可能となるよう、避難先自治体との調整、国・県への制度改正要望などに取り組みます。

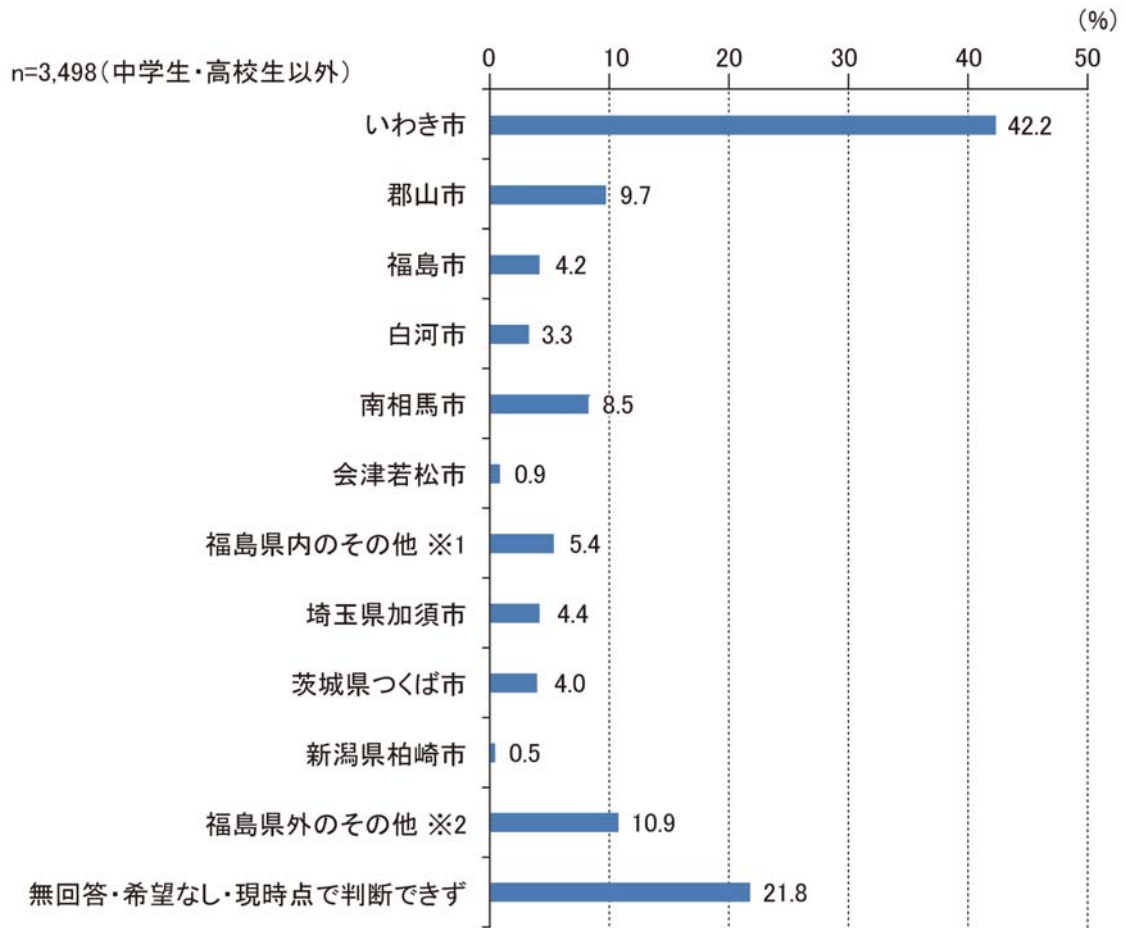
【参考】双葉町への帰還までに住みたい住居の形態 (住民意向調査)

- 今後の住居の希望形態としては、所有形態では「持ち家を買う」が約 4 割、「公営住宅を借りる」及び「民間賃貸住宅を借りる」が約 2 割となっており、住居形態では「一戸建て」が約 7 割と最も多く、次いで「集合住宅 (低層)」、「集合住宅 (中高層)」の順となっている。



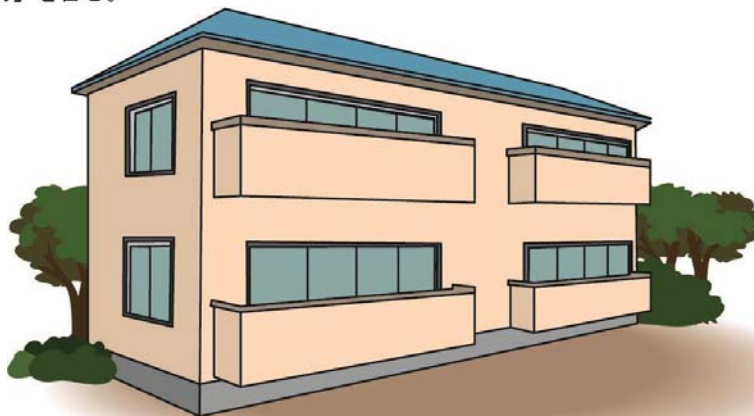
【参考】「仮の町」に住む・住まないに関わらない町民の今後の居住希望先（住民意向調査）

- 町民の約4割が「いわき市」を希望している。
- 双葉町の避難者が多い、「郡山市」・「南相馬市」・「加須市」・「福島市」・「つくば市」・「白河市」にも、そのまま居住を希望する方を中心に一定の希望が見られる。



※1 居住希望先の「福島県内のその他」には、「福島県内のその他の市町村」と「具体的に決まっていなが福島県内のいずれかの市町村」を含む。

※2 「福島県外のその他」には、「福島県外のその他の市町村」と「具体的に決まっていなが福島県外のいずれかの市町村」を含む。



(イ) 事業再開支援・雇用の確保

～町民の意見～

(事業再開支援に関する意見)

- ◇他県で事業再開したいので、国は支援してほしい。
- ◇農業の事業再開を望んでいるが、再開に当たってはさまざまな問題（設備投資・土壌・水質・風土の違い等）の解決が必要。

(雇用確保に関する意見)

- ◇知らない土地では自分にできる仕事はなかなか見つけられない。
- ◇若い人が早く職につき自立できるような対策を望む。
- ◇中高年の就職支援・確保を実現してほしい。

- 町と商工会が連携して、避難先で事業再開を希望する事業者に対する支援制度の周知や利用支援、事業者のニーズに応じた支援措置の拡充に関する国等への要請などに取り組みます。
- 避難先で営農再開を希望する町民に対する、避難先自治体との連携を通じた営農再開支援制度の情報提供や利用支援、初期投資補助等の助成に関する国等への要請などに取り組みます。
- 事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知し、顧客獲得等を支援します。
- 県内外を問わず避難先で仕事を求められるように、就職相談・職業訓練等の体制整備を国・県に要請していきます。

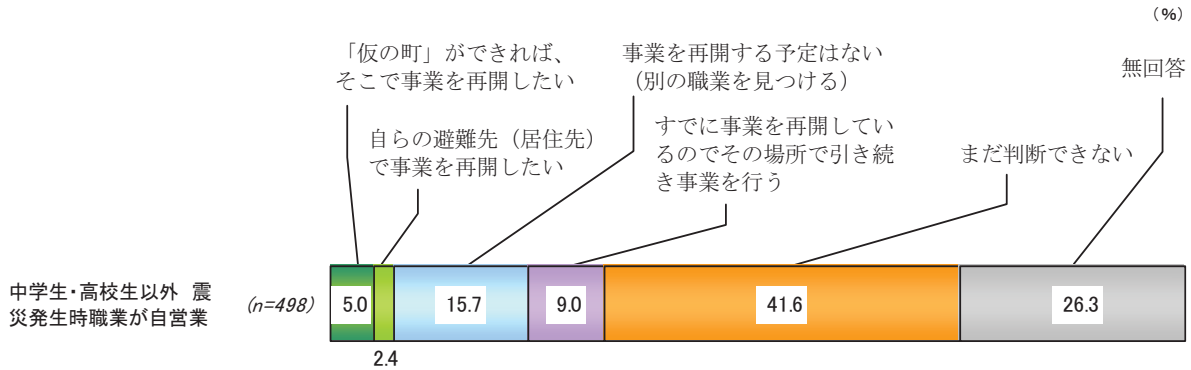
就職相談の事例（福島労働局）
（復興庁資料より）



職業訓練コースの事例（岩手県宮古市）
（復興庁資料より）

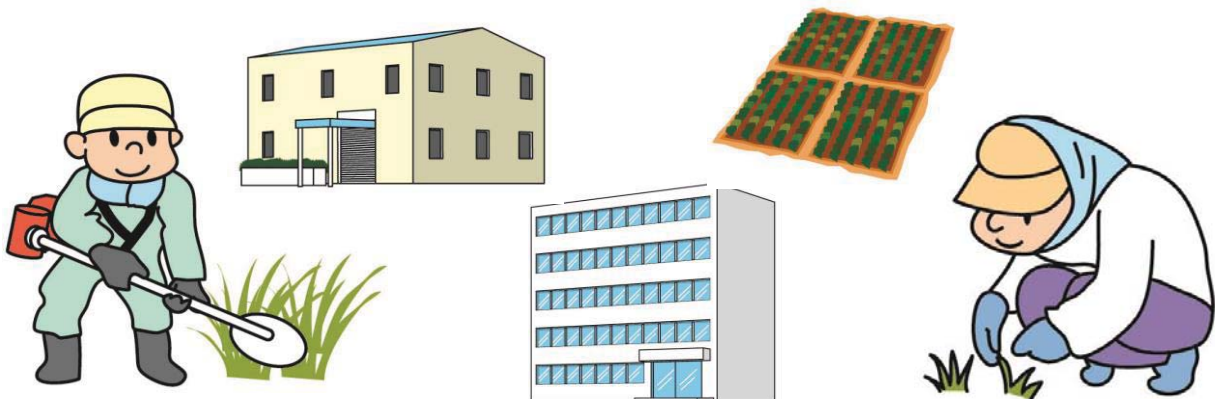
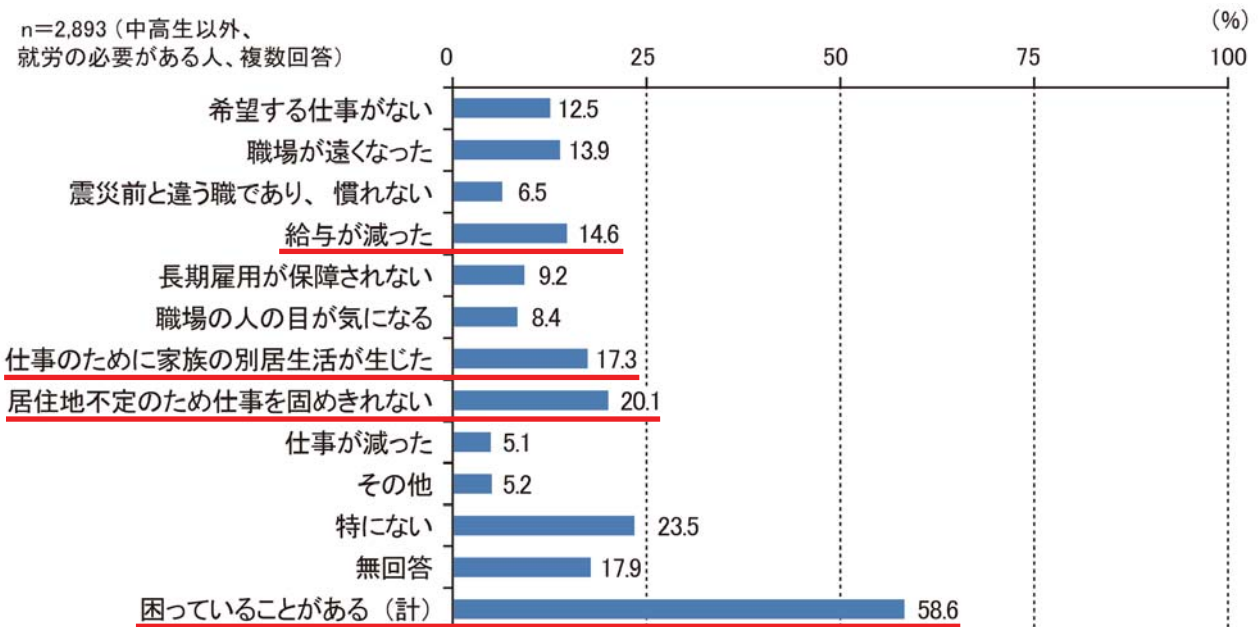
【参考】事業の再開についての考え（住民意向調査）

- 事業再開については、「再開の予定（再開済を含む）」と「再開の予定なし」がそれぞれ約2割ある一方で、約4割が「まだ判断できない」との意向を示している。



【参考】仕事に関する避難生活で困っていること（住民意向調査）

- 仕事面での不満も総じて高く、「居住地不定のため仕事を固めきれない」、「仕事で家族と別居になった」、「給与が減った」ことなどへの不満が相対的に高い。



(ウ) 保健・医療・福祉体制の確保

～町民の意見～

(放射線への不安、長期的な健康管理支援に関する意見)

- ◇放射線の人体への影響が心配。
- ◇今後健康上の問題が多発する可能性が高く、フォローが必要、長期的な健康管理の面で支援を考えてほしい。
- ◇甲状腺検査を全年齢無料にしてほしい。
- ◇検査を避難先で実施してほしい。
- ◇WBC（内部被ばく検査）を休日かつ避難先の近くでも受けられるようにしてほしい。
- ◇WBC・甲状腺検査を受けに行っても、単なる計測だけでなく、対策についても教えてもらいたい。
- ◇被ばく手帳をつくって健康管理をしてほしい。

(放射能に関する情報提供、風評被害に関する意見)

- ◇放射能の情報や放射能についてもっと知りたいし、学びたい。
- ◇放射能の影響で福島に対する風評被害がある。

(避難先での医療・福祉サービスの確保、継続的な支援を求める意見)

- ◇避難先での福祉サービスがしっかり受けられるようにしてほしい。
- ◇国は原発避難者特例法を策定して運用を各自治体に任せているが、十分な運用がなされていない、自治体間の温度差がある
- ◇避難先の病院・介護施設が飽和状態であり、十分な治療・介護が受けられない。

(放射線の影響を含めた長期的な健康管理の仕組みの構築)

- 県の健康管理調査（外部線量基本調査、甲状腺検査、健康診査等）及び町独自で行っている内部被ばく検査（ホールボディカウンター（WBC）や尿検査）等を踏まえ、放射線による長期的な健康影響を含めた町民の適切な健康管理の仕組みの構築に向けて、国・県と連携して取り組みます。
- 放射線関連検査の全国での受診体制の確立等、検査体制の拡充を国・県等へ要請します。
- 健康手帳の配布等を通じた長期的な健康管理のフォローアップ体制の構築を図ります。
- 健康調査を補完する放射線医学の専門家による相談会の開催を検討します。
- 放射線の理解を深めるための講演会等を開催します。
- 県内外を問わない被災者の定期的な健康診断等の実施、子ども・妊婦の医療費免除、子どもの生涯にわたる健康診断の実施等を内容とした「子ども・被災者生活支援法」の実効ある運用がなされるよう国に要請し、全国どこに避難（居住）していても、原発事故に起因する健康管理への支援が受けられるよう取り組みます。

【参考】原発避難者特例法と子ども・被災者生活支援法について

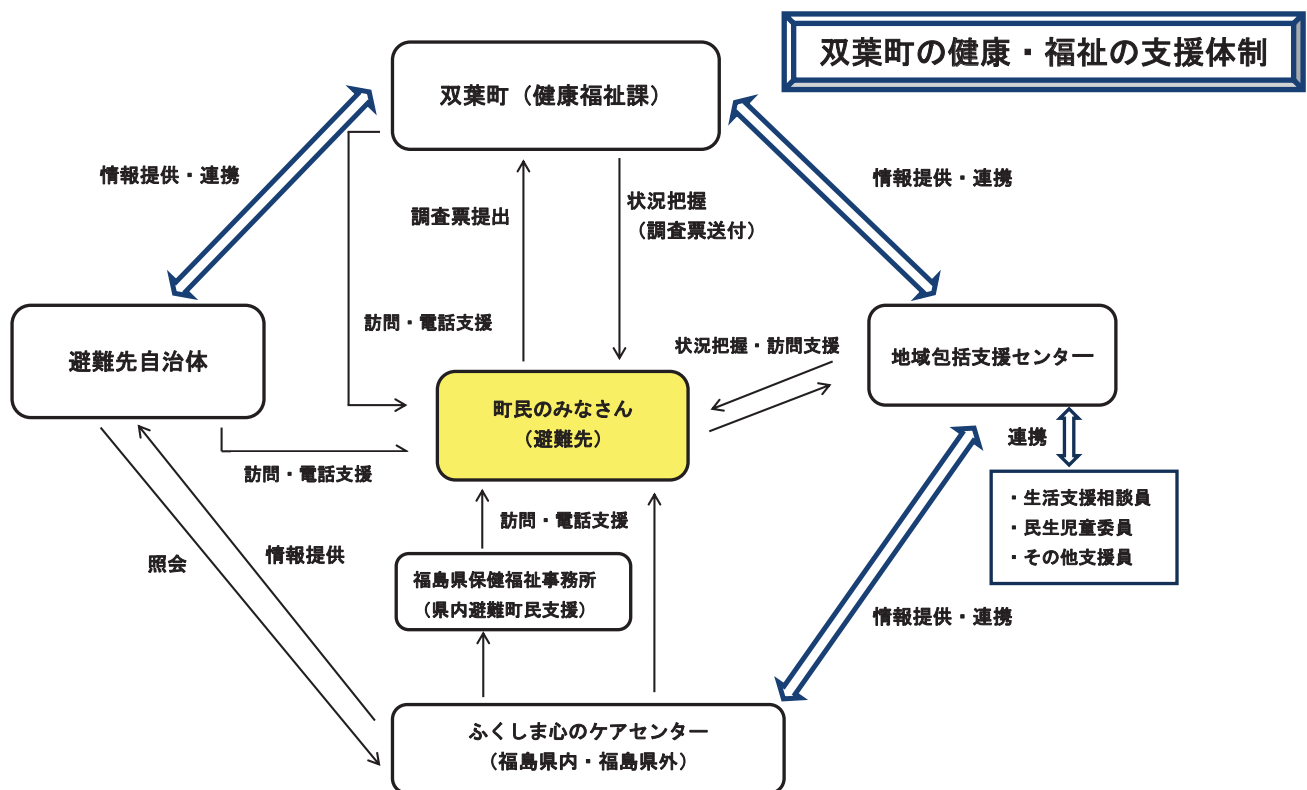
- ◆「原発避難者特例法」とは、原発事故により避難を余儀なくされた被災者に対して、避難先における医療福祉、教育等の適切な行政サービスの提供を確保することを目的とした法律。
- ◆「子ども・被災者生活支援法」とは、原発事故で被災した子ども・妊婦の医療費減免、被災者の定期的な健康診断の実施、子どもの生涯に渡る健康診断の実施、家族と離れて暮らす子どもへの支援などを内容とする法律。



WBCによる検査の様子

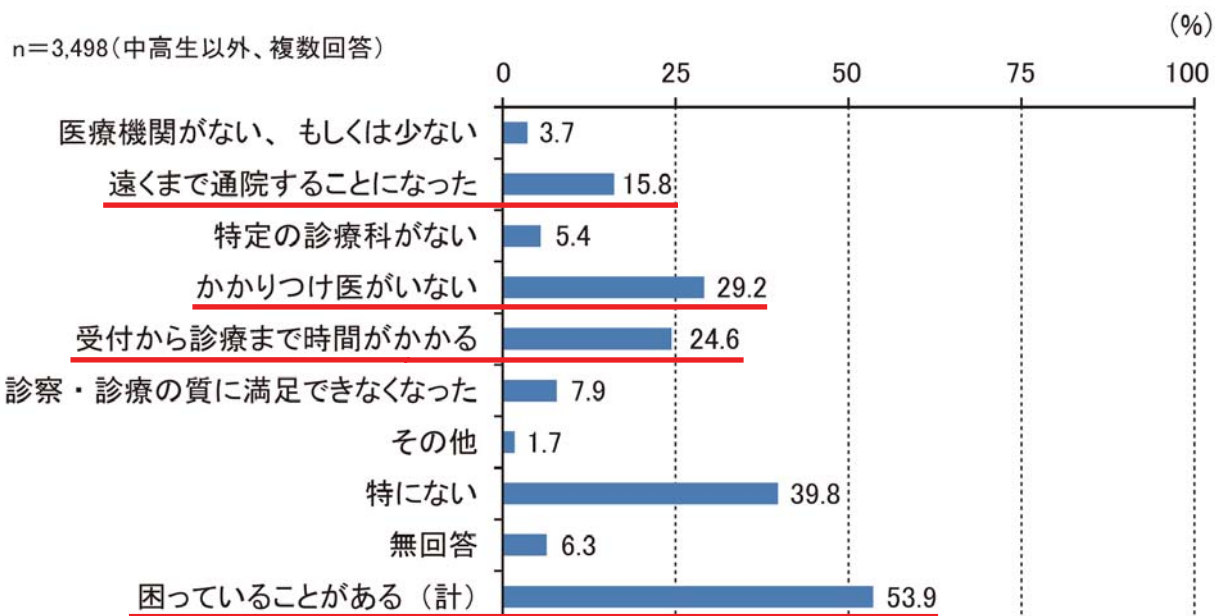
(避難先(居住先)での保健・医療・福祉サービスの確保)

- 原発避難者特例法の徹底を国・関係自治体等に要請し、各避難先での保健・医療・福祉サービスの適切な提供の確保に努めます。
- 避難先自治体と連携して避難先における保健・医療・福祉サービスの課題を把握に努め、課題の改善に向けて避難先自治体と調整します。
- 町民への定期的・継続的な戸別訪問について、社会福祉協議会や避難先自治体等と連携して、実施していきます。(再掲)
- 町民のみなさんが気軽に利用できるような、健康相談・指導、介護予防、孤立防止、心のケア等を目的としたサポートセンターを避難者が多い複数の地域に設置します。(再掲)
- 保健師等の人材の恒久的な確保を国・県等に要請し、町民のみなさんの健康管理を適切に実施していく体制を構築していきます。(再掲)
- 避難者が多い受入自治体に対しては、避難者の集中による支障が生じないように、医療・介護施設の充実に一層の支援を行うよう、国・県に要請していきます。



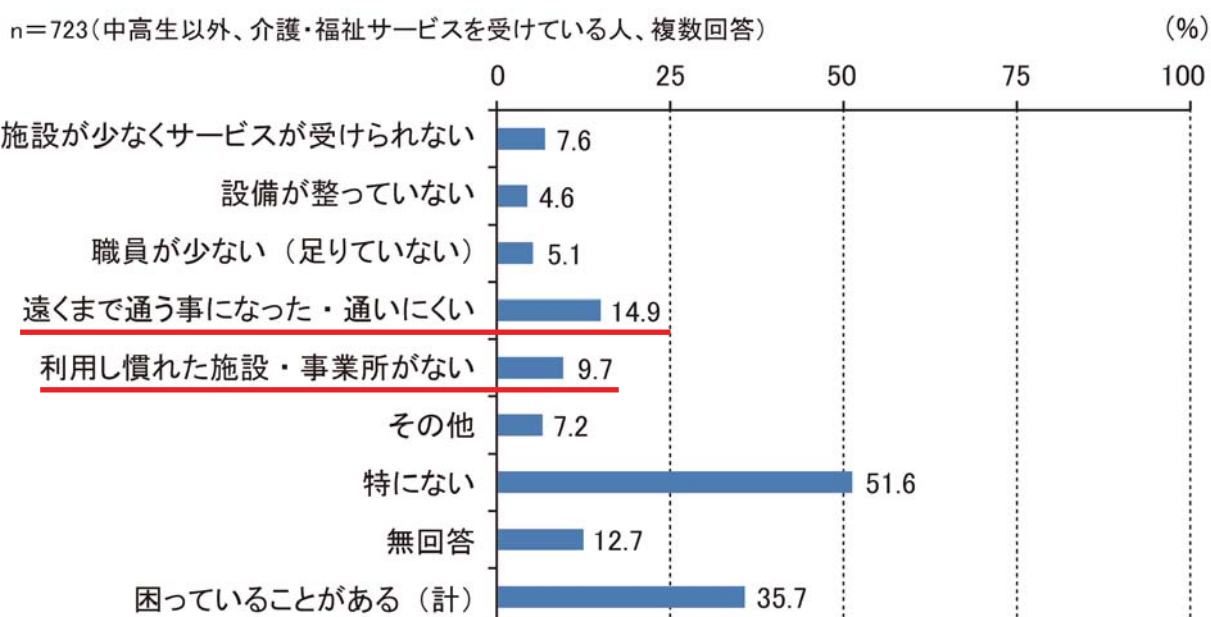
【参考】医療サービスに関する避難生活で困っていること（住民意向調査）

- 「かかりつけ医がない」、「診療まで時間がかかる」、「遠くまで通院することになった」ことなどへの不満が相対的に高い。



【参考】介護・福祉サービスに関する避難生活で困っていること（住民意向調査）

- 「遠くまで通う／通いにくい」、「利用し慣れた施設・事業所がない」ことなどへの不満が相対的に高い。



(エ) 教育環境の確保

(i) 早期の学校再開に向けた取組

～町民の意見～

(早期の学校再開に関する意見)

- ◇時間が経てば経つ程子どもたちはばらばらになってしまう。早く学校を再開したい。
- ◇「仮の町」と学校の再開は切り離して考えて、学校の再開やコミュニティをつくるのが急ぐべき問題。
- ◇一刻も早く学校を立ち上げないと双葉町で働いてくれる教員がいなくなってしまう。
- ◇避難先で馴染めない子どもたちを対象とした少人数教育の学校として、まずは再開すべき。

(子どもの安全や避難先での生活を優先する意見)

- ◇事故前の放射能レベルにならないと子どもたちを連れて帰れない。
- ◇避難先の学校にも慣れ新しい友達もできたのでそこから子どもを引き離したくない。

- 双葉町立の学校（幼稚園、小学校、中学校）の再開については、「双葉町外拠点」（仮の町）における学校の在り方とは切り離し、早期の学校再開に向けて検討を進めます。

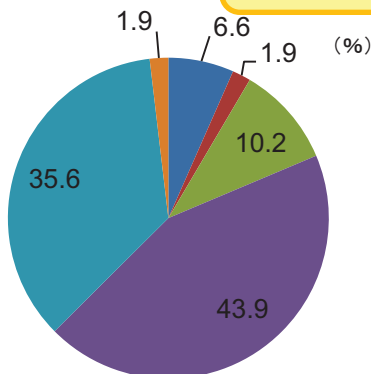
(学校の再開の際の主な検討課題)

- 放射線量の考え方
- 保護者のニーズ調査
- 町民の避難状況や将来の居住意向を踏まえた再開場所の選定
- 再開先の地元自治体との調整
- 校舎の確保
- 教員の確保
- 当面の教育コンセプト（少人数教育等）
- 児童・生徒の通学手段の確保 等

- 学校を設置する際には、より多くの子どもたちを集約できるようにするため、町独自の新たな教育方針・教育提供内容を打ち出していきます。
- 双葉町立の学校を再開しても、避難先の学校に通う子どもたちへの支援は継続します。

【参考】町立の学校再開についての考え（住民意向調査）

n=590
(中高生以外：
中学生以下の
子どもあり)



● 「学校再開は不要」との意見が約 44%ある一方で、「学校が再開すれば子どもを通わせる」意向が約 19%、「まだ判断できない」との意向が約 36%となっている。

- 仮の町の学校が充実すれば通わせる
- どこかで再開すれば、そこに通わせる
- 避難先の近くで再開されれば通わせる
- 双葉町立の学校の再開は必要ない
- まだ判断できない
- 無回答

(ii) 避難先の子どもたちの教育環境・きずなの確保

～町民の意見～

(避難先の教育環境確保に関する意見)

- ◇未来の双葉出身の子どもたちが十分な教育を受けられるサポート体制を。
- ◇避難先の学校でいまだに馴染めない子どももあり、専門カウンセラーの設置や相談体制を充実してほしい。
- ◇子どもたちに勉強を教える場所を準備してほしい。

(避難先の子どもたちのきずなの維持や各種支援を求める意見)

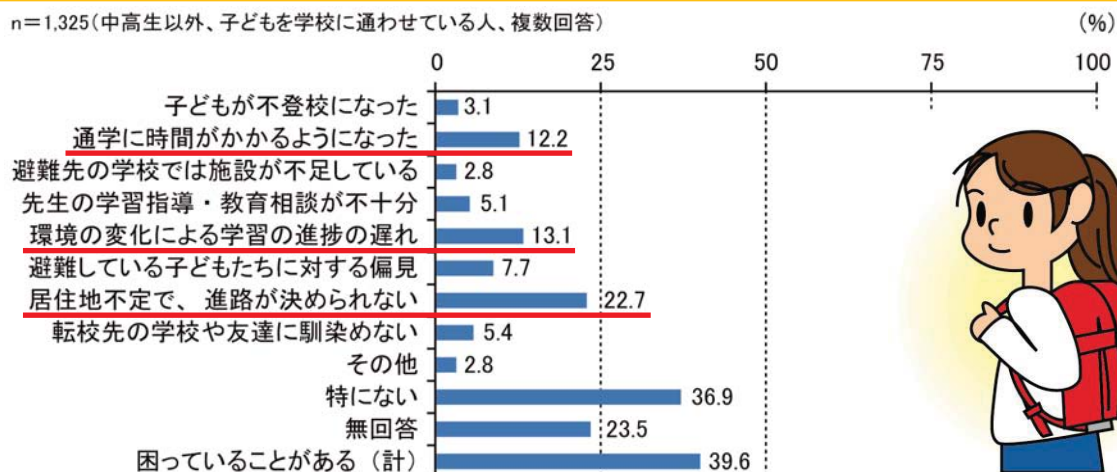
- ◇子どもたちの再開などきずなをつくる手段を早急に考えるべき。
- ◇双葉の子どもたちのネットワークがほしい。
- ◇双葉の学校がない拠点の子どもたちへの双葉教育をいかに行うか検討すべき。
- ◇双葉の歴史や文化なども教えてほしい。
- ◇県外の中学から県内の高校に入学する際の情報提供など支援してほしい。



- 原発避難者特例法の徹底を国・関係自治体等に要請し、各避難先で学校教育を継続して受けられるように取り組みます。
- 避難先の学校に通う双葉町の子どもたちへの支援や双葉町居住時の子どもたち同士のきずなの維持に取り組みます。
- 就学援助措置・就園奨励事業等の教育支援制度の町民への周知と制度拡充・継続を国等へ要請していきます。
- 関係機関との連携を通じて進学情報の提供を行います。
- 子どもたちの学習支援などを行うNPOやボランティア団体と連携を強化します。
- 子どもたちのきずなの維持、学習支援、伝統文化継承、心のケアを目的とした「つどいの場」を提供します(例:あつまれ ふたぼっ子)。
- 全国の双葉町の子どもネットワークづくりを進めます(例:連絡先の継続把握・定期的通信)。

【参考】教育に関する避難生活で困っていること (住民意向調査)

- 「環境変化による学習の遅れ」、「通学に時間がかかる」など避難先での環境への不満がある一方で、「居住地不定で進路が決められない」と今後の子どもの進路をいまだ決めかねている様子もうかがえる。





②「双葉町外拠点」(仮の町)の整備

- ➡ 「双葉町外拠点」(仮の町)は、「双葉町外拠点」(仮の町)を希望する町民の声を踏まえて、町民が生活再建するための場所の選択肢の一つとして整備します。ここでは、「双葉町外拠点」(仮の町)の整備の在り方について整理します。

(ア)「双葉町外拠点」(仮の町)の基本的な考え方

～町民の意見～

(「仮の町」の是非に関する意見)

- ◇一日も早く「仮の町」をつくってほしい。
- ◇みんなでまとまって住みたい。
- ◇現在の避難先での生活の事情(仕事や子どもの学校の問題)により、今から「仮の町」が検討されても移動することができない。
- ◇双葉町なら戻りたいと思うが、「仮の町」なら住まない。

(「仮の町」と帰還の関係に関する意見)

- ◇町に帰る前提で「仮の町」を早く作ってほしい。
- ◇「仮の町」は、帰還を目指す人だけの場所なのか。
- ◇「仮の町」は、帰還のためだけの中間地点という所でない。
- ◇「仮の町」ではなく、定住できる町、高齢者が安心して生活できる町を作っていかなければならない。

(「仮の町」とコミュニティの関係に関する意見)

- ◇町民が集まり暮らせることによって、コミュニティの再生・維持、歴史・伝統・文化をつなぐことができる。
- ◇「仮の町」は単に生活再建の場のみならず、町民のきずな・ネットワークの場としての役割もある。

(受入自治体との関係に関する意見)

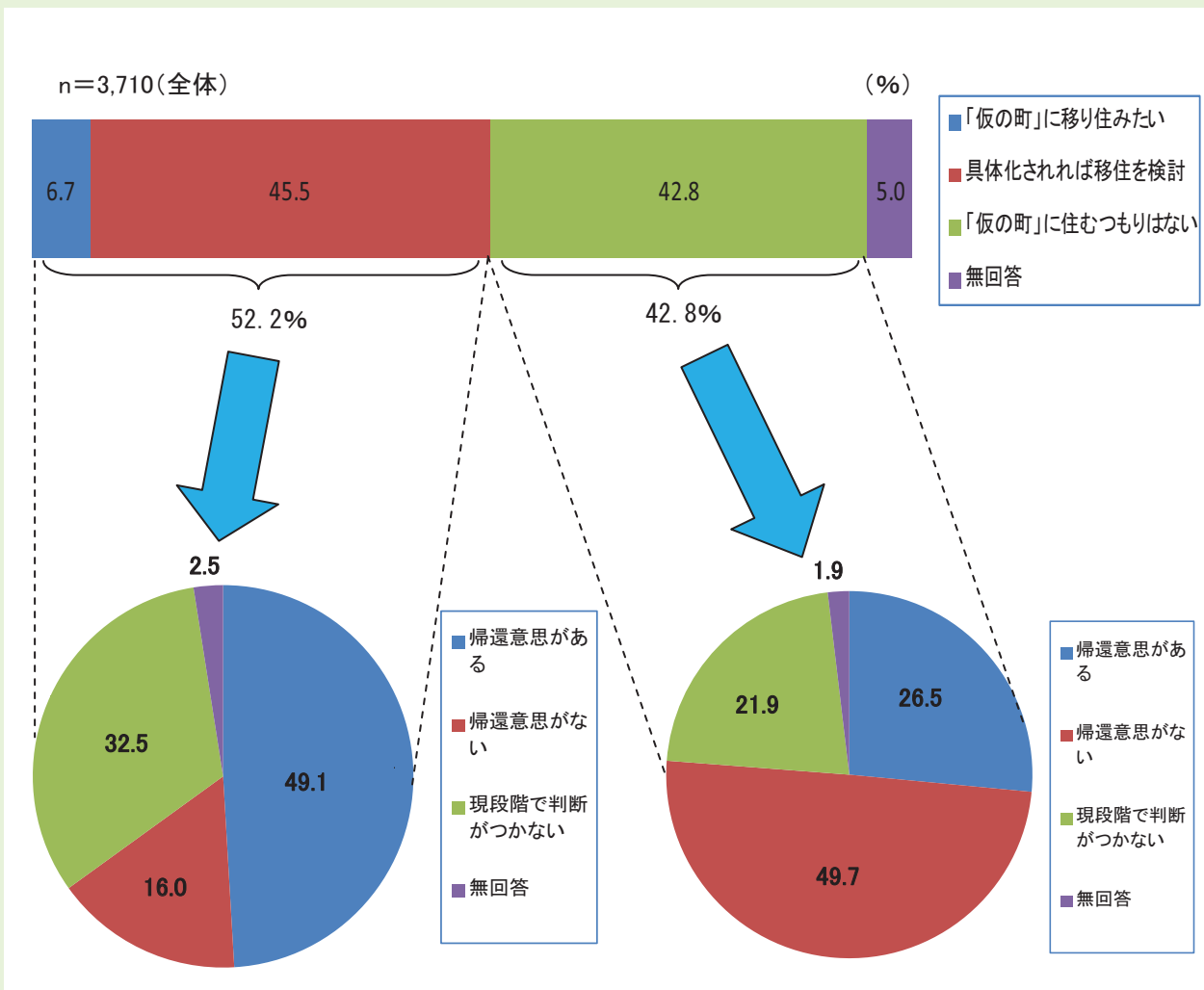
- ◇受入自治体と共存、調和しながら生活環境を整備する。
- ◇将来的にもぬけの殻になるような町をつくるのではなく、長く住むことができ人が住みたいと思えるような魅力的なまちづくりを目指していくべき。

(「仮の町」の名称に関する意見)

- ◇「仮」ではすべてが半端になってしまう。戻れるまで本気で住む決意を持たないといけない。
- ◇「仮の町」の名称について、帰れない人や帰らない人のために、新生双葉地区という言葉も必要ではないか。

この計画では、「仮の町」という用語について、双葉町民の生活拠点・コミュニティ拠点の両方の意味を含んだ言葉として「双葉町外拠点」としました（P44 参照）が、住民意向調査及び「7000人の復興会議」の段階では、「仮の町」という用語を使っていたので、住民意向調査の結果分析や町民の意見の整理においては、「仮の町」という言葉をそのまま用いています。

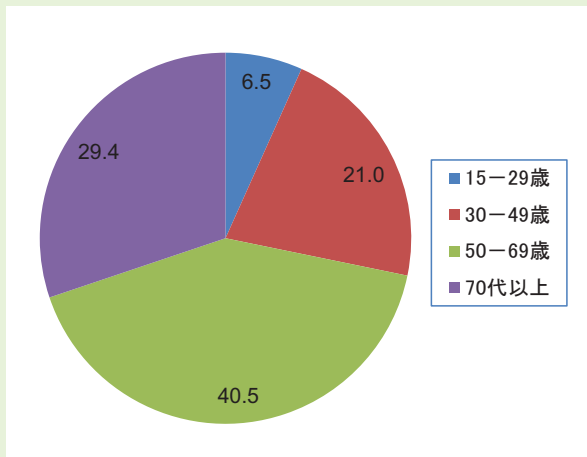
～町民の「仮の町」に対する意向～（住民意向調査）



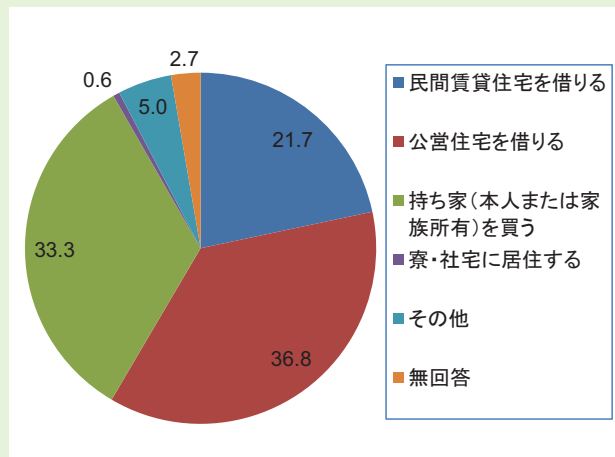
- 「仮の町」を何らか希望している町民は、半数。「仮の町」を希望する町民は、帰還の意思を何らか示している町民が多いが、帰還の意思がなくとも「仮の町」を希望している町民もいる。

～「仮の町」を希望する町民の特徴～（住民意向調査） n=3,498(中高生以外)（単位：%）

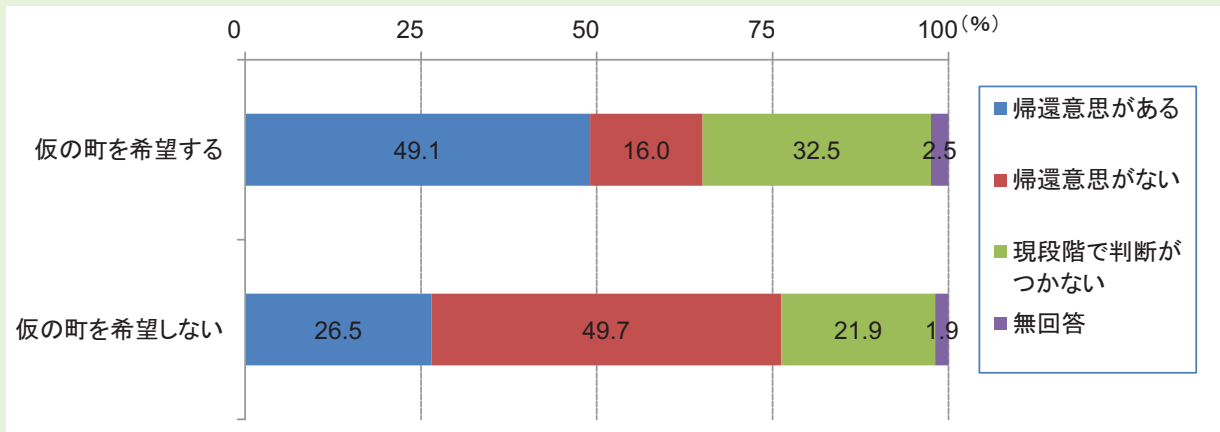
【「仮の町」希望者の年代別割合】



【「仮の町」希望者の希望する所有形態】

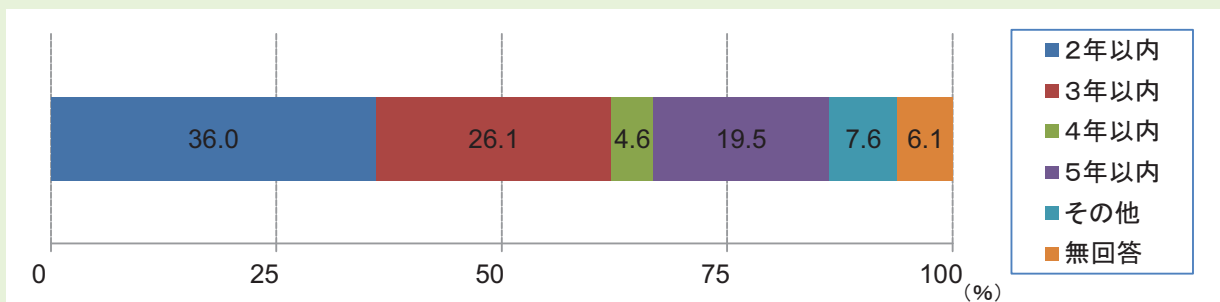


【「仮の町」の希望の意向と帰還の意向との関係】 n=3,710(全体)



【「仮の町」に移り住むまでに待つことができる期間】

n=1,851(中高生以外で「仮の町に移り住みたい」、「仮の町が具体化されれば移住を検討する」と回答した町民を対象)



- 「仮の町」を特に希望している町民の多くは、「高齢者」である。
- 「仮の町」を希望する町民は、公営住宅の希望が多く民間賃貸を加えると半数以上が「賃貸」を希望している。
- 「仮の町」を希望する町民は、「帰還の意向が強い」傾向にある。
- 「仮の町」に移り住むまでに待つことができる期間は、半数以上が「3年以内」である。

「双葉町外拠点」(仮の町)の基本的な考え方について

(意義)

- 「双葉町外拠点」(仮の町)は、各地に避難している町民が再び集まって居住できる環境を整備することで、町民が安心して生活を再建することができ、町民のコミュニティを維持・発展させるための場を目指します。
- 「双葉町外拠点」(仮の町)は、町民がさまざまな状況に置かれ、町民一人一人の選択も多様となる中で、「双葉町外拠点」(仮の町)を希望しない町民も多くいることから、あくまで、町民が生活再建するための場所の選択肢の一つにすぎません。
- 「双葉町外拠点」(仮の町)は、帰還を希望する町民が多く住むことから、帰還までの生活・コミュニティの場としつつも、帰還までに長期間を要し、また帰還を希望しない町民がいることも踏まえて、「双葉町外拠点」(仮の町)の整備は、「仮住まい」の整備ではなく、長期に居住できる良好な生活環境を目指します。
- そのため、この計画では、「仮の町」の名称は、双葉町民の生活拠点・コミュニティ拠点の両方の意味を含んだ、「双葉町外拠点」とします。そのキャッチフレーズとして、「新生双葉地区」とします。

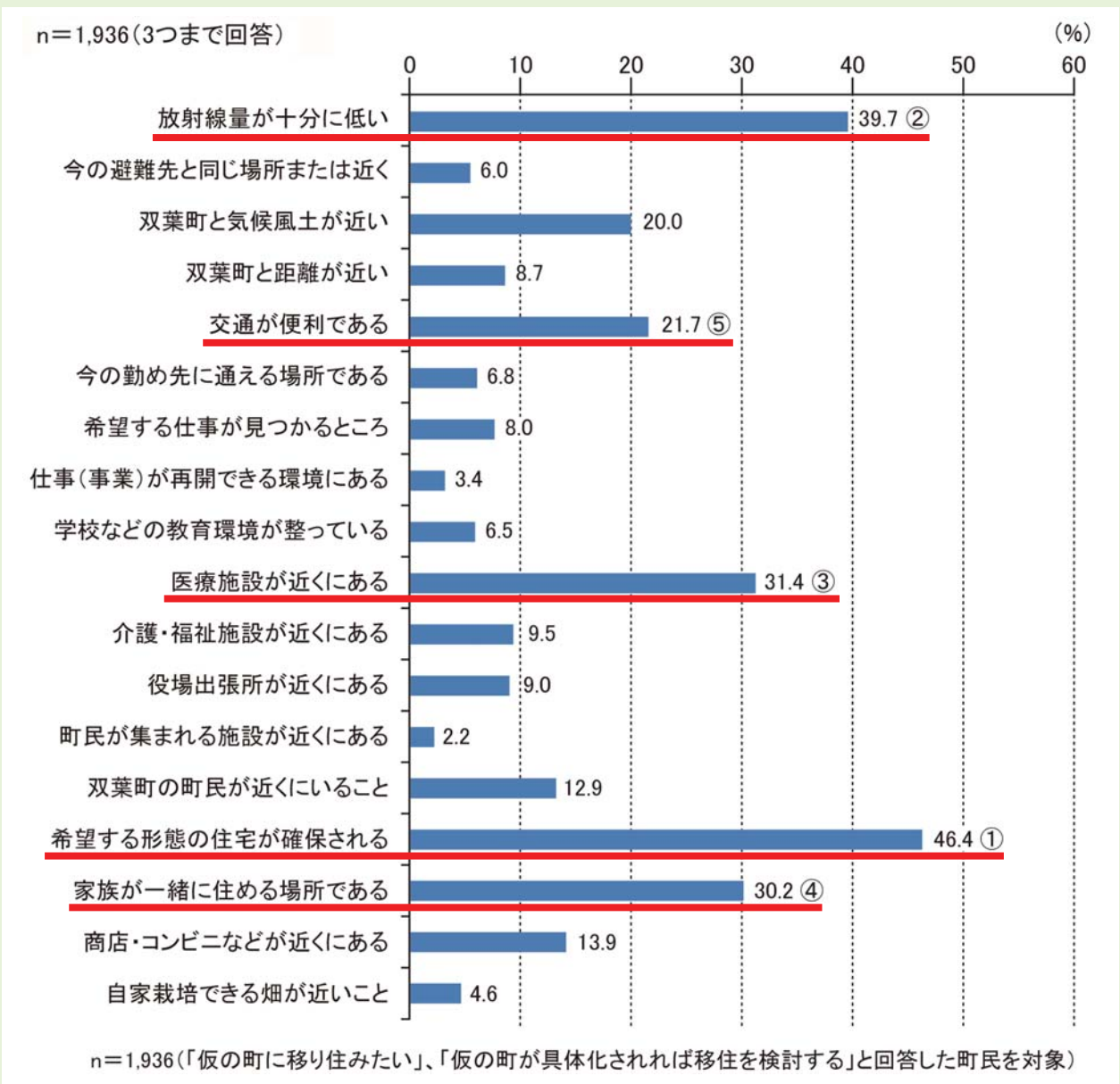
(整備の基本的な考え方)

- 避難先の自治体における避難者の生活拠点の整備については、複数の避難町村が受入れを求めている自治体では特に県が主導的な調整・整備を行うこととなります。そのため、「双葉町外拠点」の整備に当たっては、他の避難町村と連携して、以下のような考え方に従って、国・県・受入自治体と協議を進めます。
- 「双葉町外拠点」を希望しているのは、高齢者が多いことを踏まえて、まずは、高齢者が安心して暮らせる住環境の整備を求めていきます。あわせて、若い世代を呼び込む仕組みを検討していきます。
- 「双葉町外拠点」を希望しているのは、帰還希望者や賃貸住宅希望者が多いことを踏まえて、復興公営住宅を中心とした整備を求めていきます。
- 「双葉町外拠点」に住む人だけでなく、「双葉町外拠点」が所在する受入自治体全体またはその周辺に住む町民全体のきずな(コミュニティ)の場としての機能が発揮できるようにします。
- 「双葉町外拠点」の整備は、3年以内(平成28年頃まで)に復興公営住宅に入居が可能となることを目標にできるだけ早期の整備を求めていきます。
- 「双葉町外拠点」は、受入自治体における都市整備となるため、受入自治体との協議を通じて、「双葉町外拠点」に整備する住宅・施設などを決め、受入自治体のまちづくりにも貢献するものを目指します。

(イ)「双葉町外拠点」の候補地の考え方

(i)「双葉町外拠点」の候補地の基本的な考え方

～「仮の町」を希望する町民が当面の生活拠点に期待しているもの～（住民意向調査）



- 「仮の町」を希望している町民は、①希望する形態の住宅が確保されること、②放射線量が十分に低いこと、③医療施設が近くにあること、④家族と一緒に住める場所であること、⑤交通が便利であること を重視している。

～「仮の町」を集中型・分散型で整備することのメリット・デメリット～

集中型による整備		分散型による整備	
双葉町民がどこか1か所にまとまって住むことができる町を整備する		双葉町民が住む復興公営住宅を複数自治体に分散して整備する	
メリット	デメリット	メリット	デメリット
【町の整備】 ・医療、福祉、商業施設などを集約して整備できる	・受入自治体の理解が課題となる ・一団の広い土地の確保が困難なおそれがある ・整備が長期化するおそれがある	・受入自治体の理解が容易である ・土地の確保が比較的容易である ・整備が早く進む期待がある ・既存施設の活用により、よりよいサービスを受けられる期待がある	・双葉町独自の施設整備は限られる
【学校】 ・子どもが集まれば双葉町の学校の再開が容易となる	・そもそも子どもが集まるかどうか懸念される		・学校を設置する場合には児童・生徒を集める特別の工夫が必要となる
【仕事】 ・旧来の商売の再開が容易となる	・仕事が限定される	・仕事の選択の場が広がる	・旧来の商売の再開は難しい(新たなコミュニティを対象とした商売(仕事)とする必要がある)
【町民のコミュニティ】 ・双葉町の一体性が確保できる ・これまでの町民のコミュニティを再開できる ・双葉町の歴史・伝統・文化の継承が容易になる	・町民の居住地選択が限定される ・受入自治体の住民との軋轢が生じる懸念がある	・町民の居住地選択の幅が広がる ・受入自治体住民との新たなコミュニティが期待される	・町民の双葉町離れが懸念される ・これまでの町民のコミュニケーションはとりづらくなる ・双葉町の歴史・伝統・文化の継承に特別の工夫が必要となる

(第10回双葉町復興まちづくり委員会資料より)

～町民の意見～

（「仮の町」の集中型に関する意見）

- ◇可能な限り1か所に集まることができるようにしてほしい。
- ◇できれば双葉町の人と一緒に集まって住みたい。
- ◇1か所に集まった方が予算が分散しなくて良い。

（「仮の町」の分散型に関する意見）

- ◇町民が1か所に集まるのは無理があるので、複数個所としてほしい。
- ◇現在の生活状況に応じて複数選択できるようにしてほしい。
- ◇「仮の町」は分散でやむを得ないが、ある程度のまとまりは、ほしい。

「双葉町外拠点」の候補地の基本的な考え方について

（分散型による整備）

- 3年以内に「双葉町外拠点」の整備を求める町民の声、町民に複数の選択肢を示すべきとの考え、受入自治体と共存したまちづくりを進めるという考えを踏まえ、双葉町民が住む復興公営住宅を複数の自治体に分散して整備することで「双葉町外拠点」をつくります。
- 分散型による整備を行う際にも、「双葉町外拠点」の意義の一つがコミュニティの拠点であることを踏まえて、分散によるコミュニティへのデメリットを少なくする工夫を講じていきます。「双葉町外拠点」の相互間や全国に離れた町民を結びつけるため、情報通信技術の活用や交流機会の確保を通じて、相互のコミュニケーションが図られるようにして、分散した状態にあっても「一つの双葉」を目指して取り組みます。

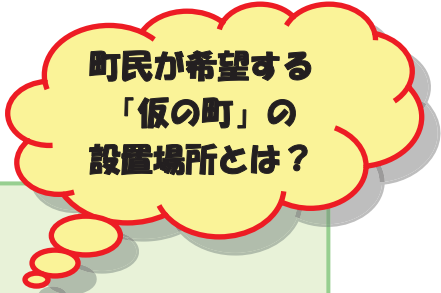
（用地確保への要請）

- 候補自治体における候補地については、国・県・受入自治体との協議に際して、希望する形態の住宅の確保、放射線量、利便性などの町民の意向に沿った選定がなされるよう要請していきます。
- 同じ自治体において用地が複数に分かれる場合においては、できるだけ近隣同士となるよう、コミュニティへの配慮をあわせて要請していくことや、離れた地区同士を結ぶデマンドバスの運行や情報通信技術を活用して地区間相互のコミュニケーションが図られる仕組みなどを併せて検討します。



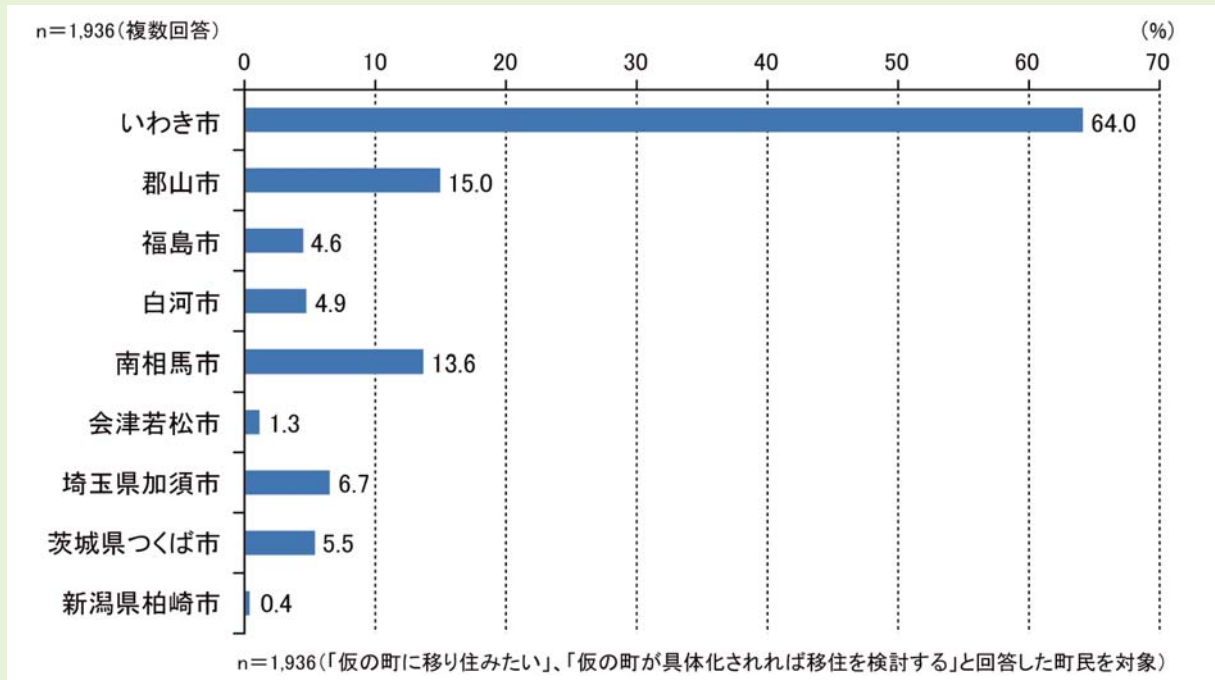


(ii) 「双葉町外拠点」の候補自治体



～「仮の町」の設置場所に関する町民の意向～（住民意向調査）

【「仮の町」の設置を希望する自治体】



（「仮の町」の希望先自治体）

- 「いわき市（64.0%）」を希望している町民が最も多く、次に「郡山市（15.0%）」、「南相馬市（13.6%）」に相応の希望があり、その次に「加須市（6.7%）」、「つくば市（5.5%）」、「白河市（4.9%）」、「福島市（4.6%）」に一定の希望がある。 ……【住民意向調査：問 17(2)】

（「仮の町」の希望先自治体と避難先の関係）

- 「いわき市」、「南相馬市」、「つくば市」は、その市に既に避難している人だけでなく、他の地域からも希望がある。
- 「郡山市」、「福島市」、「白河市」希望者の約 5 割、「加須市」希望者の約 7 割は、その市に既に避難している人である。【住民意向調査：問 17(2)と問 4（現在の避難先）のクロス集計分析】

（「仮の町」の希望先自治体と希望の重複関係）

- 「いわき市」を希望している人の多く（約 6 割）は、「いわき市」を単独で希望している。
- 「郡山市」と「南相馬市」を希望している人の半数近くは、「いわき市」をあわせて希望しているため、「いわき市」に双葉町外拠点が整備されると、規模は半分となる可能性がある。 ……【住民意向調査：問 17(2) のクロス集計分析】

（「仮の町」の希望先自治体へのこだわり具合）

- 「いわき市」・「南相馬市」・「福島市」を希望する人は、約 4 割が、「希望する自治体でなければ住まない」としている。「白河市」・「加須市」・「つくば市」については、その自治体でなければならぬ特に強い希望は見受けられない。 ……【住民意向調査：問 17(2)と問 17(3)（希望自治体へのこだわり）のクロス集計分析】

～町民の意見～

（「仮の町」の場所に関する意見）

- ◇ふるさと（双葉町）にできるだけ近い場所がよい。
- ◇浜通り側にできれば住みたい。
- ◇双葉町に類似した風土、豊かな自然環境（海、山、川）のある場所がよい。
- ◇早く職場に復帰するために、いわき市にできれば「仮の町」をつくってほしい。
- ◇「仮の町」をつくるとしたら福島を中心、郡山市。
- ◇「仮の町」は「いわき市」、「郡山市」に作ってほしい。
- ◇「仮の町」は、いわきだけでなく、南相馬市も考えてほしい。
- ◇福島県内のどこかに「仮の町」を作ってほしい。
- ◇お年寄りの「仮の町」は加須市でもよいのではないか。
- ◇「仮の町」を福島県内につくることに反対しないが、つくばに「仮の町」ができることを認めてほしい。

- 全国に避難している多くの町民が、「いわき市」に「双葉町外拠点」を希望している。
- 「郡山市」「南相馬市」は、「いわき市」よりも希望は少ないが、復興公営住宅の整備を要する一定の希望がある。
- 「福島市」「白河市」「加須市」「つくば市」は、先の3市と比べて施設整備を要するほどの多くの希望はないが、「仮の町」（＝町民同士がまとまって住みたい）という一定の希望を尊重する必要がある。
- 現在の希望自治体は重複も多いため、改めて住民意向調査を実施し、その結果を踏まえて規模を確定させる必要がある。

「双葉町外拠点」の候補自治体について

- 住民意向調査の結果を踏まえて、「双葉町外拠点」の設置を要請する候補自治体は、現時点において、以下のとおり整理します。
 - 「双葉町外拠点」は、「いわき市」をメイン（第1の拠点）とすることを要請します。
 - 「郡山市」及び「南相馬市」を第2、第3の拠点とすることを要請します。
 - 「福島市」・「白河市」・「加須市」・「つくば市」は、その地域で住みたいとする町民の希望を踏まえた住宅の確保とその地域に居住する町民の交流拠点の形成を目指す「コミュニティ拠点」を置くことを要請します。
- 候補自治体の位置づけは、これからの国・県・受入自治体との協議の進捗や、今後実施される住民意向調査の結果に応じて、見直していきます。

(ウ)「双葉町外拠点」における施設の整備方針

～町民の意見～

(「双葉町外拠点」の施設整備に関する意見)

- ◇生活のパッケージがほしい(住居、仕事、医療福祉)。
- ◇住居、生活の糧、経済機能全てが整わないと「仮の町」にはならない。
- ◇土地や住まいの確保も重要だけど、学校・道路・商業文化施設・行政施設など生活に必要なものが揃っていないと生活していけない。
- ◇何もない所に作るのではなく、既存の同じ町の中で点在して住民が移り住んだ方が仕事、商業施設も揃っていて生活しやすい。
- ◇自活できる人は自活し、それが難しい人のための施設を優先して考えるべき。学校・病院等はその地域のものを利用し、あまり大きな投資にならないようにかつ経済弱者が利用しやすい施設を作ってほしい。

(高齢者にやさしい住宅を求める意見)

- ◇高齢者が安心して介護を受けながら暮らせるような住まいを早く用意してほしい。
- ◇住居+デイサービスを併設した住環境が必要。
- ◇5階建でもエレベータをつけるべき。
- ◇高齢者長屋のような所がほしい。

(家族と一緒に住みたいとの意見)

- ◇震災後家族がバラバラになって暮らしているので、早く皆で一緒に暮らしたい。
- ◇家族と一緒に暮らせる当たり前の生活が取り戻せるように土地と家を用意してほしい。
- ◇単に人数に応じた機械的な仕様ではなく、高齢者への配慮、家族との同居等ニーズに応じた供給をしてほしい。

(「双葉町外拠点」における事業再開・新たな仕事等に関する意見)

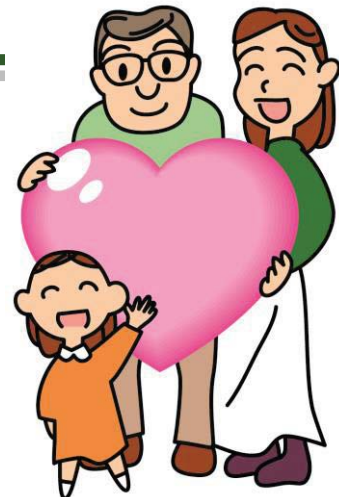
- ◇双葉町の人が居るところで事業を再開したい。
- ◇事業再開を目指す人に仮設工場・事務所を提供すべき。
- ◇双葉町の名産品を復活したい。
- ◇資格があるので「仮の町」に住む高齢者の訪問ヘルパーなどの雇用を作って欲しい。
- ◇町民のコミュニケーションをとるための仕事がしたい。
- ◇就業のみでなく生きがいを見つけられるような支援を望む。

(子育て支援など若者世代に対する施策を求める意見)

- ◇仕事と育児が両立できる環境を整えてほしい。病児保育とかがあると安心。
- ◇女性が働くにしても子どもを預かってくれる所がほしい。
- ◇フルタイムの仕事がしたいが、保育サービスが不十分なため出来ない。

「双葉町外拠点」における施設の整備方針について

- 「双葉町外拠点」においては、復興公営住宅とコミュニティ施設を必須施設として整備します。
- 復興公営住宅については、国・県・受入自治体との協議において決定されるため、国・県・受入自治体との協議の中で、町民の希望に沿った住宅を要請していきます。
- 「双葉町外拠点」で暮らす上で不可欠な仕事、教育、医療・福祉、商業などの生活関連サービスを提供する施設については、「双葉町外拠点」の規模を踏まえて、周辺の既存施設との役割分担に配慮しながら、受入自治体との協議を経て、必要な施設の整備を要請していきます。施設整備に当たっては、同じ自治体を希望する双葉郡の他町村との連携も図りつつ取り組みます。
- 整備される施設は、「双葉町外拠点」の住民だけではなく、他の場所に住む町民や周辺の地元住民の方々にも開かれたものとしていきます。
- 子育て支援関連施策の充実など若い世代にとっても安心して暮らせる施策についても、受入自治体との協議において、併せて検討します。
- 「双葉町外拠点」の住宅等をはじめとする施設の整備に当たっては、住民の意向が反映される仕組みを県に要請するとともに、その後の住民が自ら運営していく仕組みについても併せて検討します。



(i) 「双葉町外拠点」における復興公営住宅の整備

～町民の意見～

(希望する住宅形態に関する意見)

- ◇庭付き一軒家がいい。
- ◇高層ではなく低層の建物がいい。
- ◇高齢者が安心して介護を受けながら暮らせるような住まいを早く用意してほしい。
- ◇住居+デイサービスを併設した住環境が必要。
- ◇5階建でもエレベータをつけるべき。
- ◇高齢者長屋のような所がほしい。
- ◇単に人数に応じた機械的な仕様ではなく、高齢者への配慮、家族との同居等ニーズに応じた供給をしてほしい。
- ◇仮設ではなく核となる復興公営住宅があり、その周辺に一軒家があるものを早くつくってほしい。



□「双葉町外拠点」には復興公営住宅を整備します。「双葉町外拠点」に整備される復興公営住宅については、国・県・受入自治体との協議の中で、町民の要望が反映されるよう取り組んでいきます。

- 大部分の町民の要望は、一戸建または低層の集合住宅ですが、用地の制約などもあることから、利便性の高い場所における中高層型の集合住宅のニーズも含めて、町民のみなさんに情報を提供した上で、改めて住民意向調査を実施して、町民の要望に沿った住宅整備を求めています。
- 高齢者が安心して暮らせるようバリアフリー住宅や、介護サービスと住宅の一体整備など高齢者にやさしい住宅を要請していきます。
- 家族と一緒に住みたいという町民の声を踏まえて、間取りや募集方法への配慮を要請していきます。
- 復興公営住宅の整備にあわせて、その近隣に自宅を再建する町民を対象とした宅地を供給することについても、必要に応じて、協議の中でとりあげていきます。

□「コミュニティ拠点」については、公営住宅に入居したい希望を持つ町民の要望数を踏まえて、受入自治体における既存住宅の活用も視野に入れて、希望する町民が入居できる公的住宅の確保を要請していきます。

【災害公営住宅の例】

環境共生型の公営住宅 例：石川県営大桑団地〔石川県金沢市〕



(復興庁・国土交通省住宅局資料より)

高齢者の孤独状態を防ぐ共助生活の公営住宅
例：相馬市井戸端長屋 共同住宅〔福島県相馬市〕



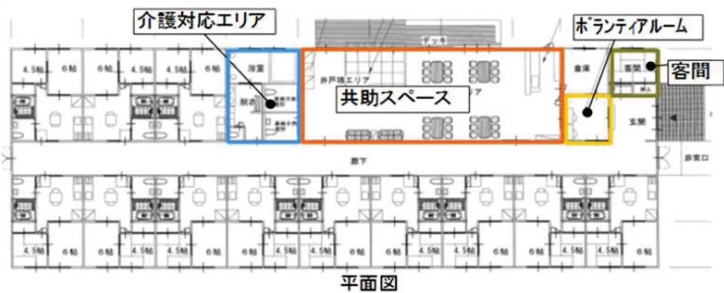
居室



外観イメージ



共助スペース

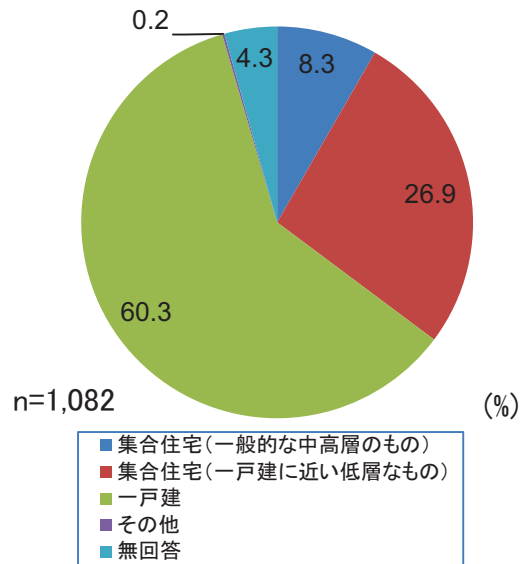
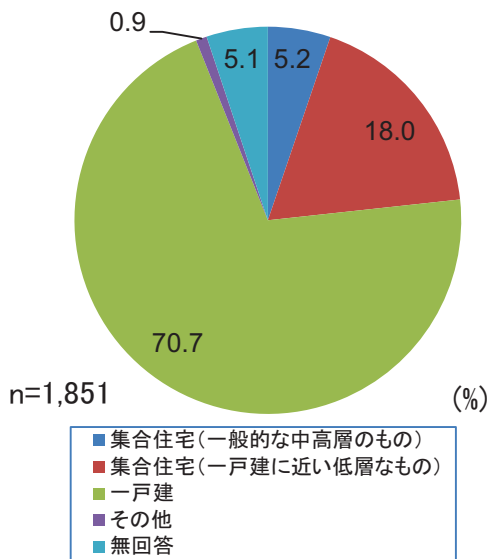


(復興庁・国土交通省住宅局資料より)

～町民が希望する住宅の傾向～ (住民意向調査)

【「仮の町」希望者の希望する住宅形態】

【「仮の町」での賃貸希望者の希望する住宅形態】



(中高生以外で「仮の町に移り住みたい」、「仮の町が具体化されれば移住を検討する」と回答した町民を対象)

- 「仮の町」を希望する町民は、一戸建、または、集合住宅でも一戸建に近い低層のものを希望している人がほとんどである。
- 「仮の町」において賃貸住宅(公営住宅又は民間賃貸住宅)を希望している町民は、一戸建の希望が半数を超えているものの、一戸建に近い低層の集合住宅を希望している人も多い。

(ii) 「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保

～町民の意見～

(コミュニティ機能の確保に関する意見)

- ◇町民のふれあう場所がほしい。
- ◇情報交換ができる場所がほしい。
- ◇双葉町民のための宿泊施設など心の拠り所としての具体的な場を確保してほしい。
- ◇「仮の町」に必要なものと言えば、鎮守の森。心の拠り所になるもの。
- ◇「仮の町」は単に生活再建の場のみならず、町民のきずな・ネットワークの場としての役割もある。



- 「双葉町外拠点」及び「コミュニティ拠点」において、町民のきずなの維持・発展の拠点として、拠点の住民及び地域の町民同士がいつでも集まれる場（例えば、集会所、公園・広場、共同菜園などが考えられます）の設置に取り組みます。こうした町民の集いの場については、町民が主体となった運営方法を検討します。
- この集いの場を、さまざまな交流イベントや町の祭りの開催場所、歴史・伝統・文化の継承の拠点などに活用し、町民のきずなを維持・発展させていきます。
- 「双葉町外拠点」の相互間や全国に離れた町民の結びつきを強化するため、施設の設置に併せて、情報通信基盤の活用を図ります。
- 規模が大きな「双葉町外拠点」においては、双葉町の歴史・伝統・文化の紹介場所の確保、震災・事故の教訓の展示・研修施設の設置などについて検討します。
- 仮で設置されている役場機能の将来的な設置場所については、双葉町への帰還の見通しや「双葉町外拠点」の規模を踏まえて、町民の利便性を勘案しつつ、検討を進めます。





(iii) 「双葉町外拠点」における事業再開支援・雇用の確保

(a) 事業再開支援

～町民の意見～

(事業再開に関する意見)

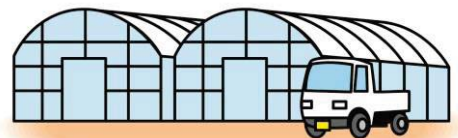
- ◇双葉町の人が居るところで事業を再開したい。
- ◇双葉町の懐かしい味をまだ食べたいのでお店を再開してほしい。
- ◇「仮の町」でも本当は農業をやりたい。
- ◇事業再開を目指す人に仮設工場・事務所を提供すべき。
- ◇仕事再開のための補助金がほしい。



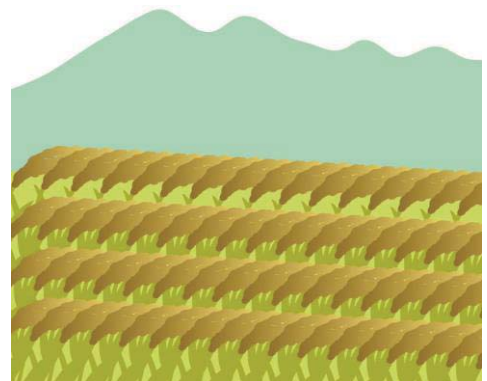
- 「双葉町外拠点」における共同店舗・共同事務所の設置の必要性について、事業者の要望を調査し、その上で必要な施設を要請します。
- 「双葉町外拠点」がある自治体において事業再開を目指す事業者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して、情報提供や支援制度の利用支援などを行います。
- 「双葉町外拠点」がある自治体において、農業再開希望者に対して、県・受入自治体・関係団体と連携して営農再開支援制度の情報提供・利用支援を行います。
- 事業再開した事業者の情報を広く関係者に周知し、顧客獲得等を支援します。(再掲)



被災企業の経営支援に関する取組 (復興庁資料より)



公営住宅の併設店舗の例 (別府市HPより)



(b) 雇用の確保

～町民の意見～

(安定した雇用の確保を求める意見)

- ◇「仮の町」で生活するには仕事が必要。
- ◇今すぐ仕事を見つけないと、住居が安定しないと採用してもらえない。
- ◇若者が仕事のできる環境が必要。
- ◇中高年の就職支援・確保の実現を望む。

(町民の為の新たな雇用創出に関する意見)

- ◇ヘルパー2級の資格があるので「仮の町」に住む高齢者の訪問ヘルパーなどの雇用をつくってほしい。
- ◇就業のみでなく生きがいを見つけられるような支援を望む。
- ◇双葉町の名産品を復活したい。
- ◇新しい産業を興すことが必要。
- ◇町で利益の上がる事業を直営してほしい。

(仕事と育児の両立に関する意見)

- ◇女性が働くにしても子どもを預かってくれる所がほしい。
- ◇フルタイムの仕事がしたいが、保育サービスが不十分のため出来ない。
- ◇仕事と育児、両立できる環境を、病児保育などがあると安心。

□「双葉町外拠点」がある自治体において、県、受入自治体、ハローワーク等関係機関との連携強化を通じて、町民の安定した雇用の確保に努めます。

□規模が大きな「双葉町外拠点」においては、その整備と並行して、双葉町の産品の再興、高齢者支援や子育て支援など、住民による住民のための雇用を生み出す仕組み・方法について、関係機関と連携を図りながら、検討を進めます。

地域住民同士の雇用創出できる分野として、介護、高齢者見回り、保育・託児サービス、子どものきずなづくり・学習支援などが考えられます。

□規模が大きな「双葉町外拠点」においては、保育・託児サービスの提供など、子育て世代が安心して仕事と育児が両立できる環境の整備についても受入自治体と協議していきます。



保育・託児サービスの事例〔南相馬市〕(復興庁資料より)



就職相談と雇用創出
(復興庁資料より)



双葉町の特産品販売の様子

(iv) 「双葉町外拠点」における保健・医療・福祉体制の確保

～町民の意見～

(充実した医療福祉施設に関する意見)

- ◇設備の整った病院がほしい。
- ◇介護施設を充実させてほしい。
- ◇せんだんのような老人ホーム、デイサービス、ショートステイなどがほしい。
- ◇高齢者が多いので、空いている家を活用して、介護施設や簡単な医療を受けられるような施設をつくってほしい。

(医療福祉サービスの提供に関する意見)

- ◇高齢者だけでなく、障害者へのサポートも(身体、精神、知的)もう少ししてほしい。
- ◇避難先の病院が飽和状態のため、避難者も十分な治療が受けられない
- ◇避難先での福祉サービスがしっかり受けられるようにしてほしい。
- ◇双葉町でのかかりつけの医師に診察してもらえないのが不安。

- 「双葉町外拠点」において、町民が安心して保健・医療・福祉サービスの提供を受けられるように、受入自治体と協議を進めます。

(検討項目例)

- 住居に隣接した高齢者支援施設の設置
- 町民の健康相談・指導、介護予防、孤立防止等を目的としたサポートセンターの設置
- 周辺の医療・福祉施設との連携

- 規模が大きな「双葉町外拠点」においては、新たな医療・福祉施設の整備の必要性について、県・受入自治体と協議を進めます。
- 特に多くの町民の受入をお願いする受入自治体に対しては、「双葉町外拠点」の整備にあわせて、当該自治体における保健・医療・介護施設の充実に一層の支援を行うよう、国・県に要請していきます。
- 双葉町の保健・医療・福祉事業者の再開支援に取り組みます。
- 介護サービスと住宅の一体整備など高齢者にやさしい施設整備を要請していきます。



【公営住宅と福祉サービスの一体化の例】

ひょうご復興コレクティブハウジング〔兵庫県〕



南本町ふれあい住宅(兵庫県神戸市)

- 中規模団地。RC造5階建て27戸。
- 別棟の一般住棟(48戸)との併設団地。



シルバーハウジング

ライフサポートアドバイザー (LSA) による相談や、緊急通報システム等のサービスが付帯した住宅



共同利用ふれあい空間

居間・食堂・台所・図書コーナー・洗濯コーナー等



新しい住まい方
ひょうご復興
コレクティブハウジング
ひょうごふれあい住宅

健軍くらしささえ愛工房〔熊本県営住宅：健軍団地（熊本県熊本市）〕



集会室

介護相談、生活相談、子育て相談等の総合的な相談窓口

障害者が働く喫茶・軽食サービス事業

高齢者のデイサービス・夜間一時預かり・配食サービス

子育て支援や子育て支援活動の実施



【健軍団地1階平面図】

(復興庁・国土交通省住宅局資料より)

(v) 「双葉町外拠点」における教育環境の確保

～町民の意見～

(「仮の町」の学校・子どもの教育環境に係る意見)

- ◇「仮の町」には少しでも多くの子どもを集約できる学校をつくってほしい。
 - ◇子どもを集めるには中高一貫教育、IT、広域圏での設置等のメリットが必要。
- #### (町独自の教育環境の構築を求める意見)
- ◇町独自の教育ビジョンがほしい。
 - ◇双葉町には地域の人たちが子どもたちを見守り、育ててくれる人間関係があったのでそうしたものを繋げてほしい。
 - ◇震災によって子どもたちやその保護者は今後色々な状況に遭遇することもあるため、計画的な家庭教育の支援体制を検討・確立してほしい。

- 規模が大きな「双葉町外拠点」における学校（幼稚園、小学校、中学校）の整備については、国・県・受入自治体との協議を踏まえて、その必要性について検討します。
- 「双葉町外拠点」に学校を設置する際には、より多くの子どもたちを集約できるようにするため、町独自の新たな教育方針・教育提供内容を打ち出していきます。
- 「双葉町外拠点」において学校の設置が難しい場合には、集会施設を活用して、子どもたちの学習支援や双葉町の歴史・伝統・文化の教育機会を設けることを検討し、町独自の地域教育に取り組みます。





2. 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

(1) 取組の考え方

①町民のきずなの維持・発展に向けた思い

～町民の意見～

- ◇町民の皆に会いたい。
- ◇町民がふれあえる場所がほしい。
- ◇伝統文化を残していきたい。



この思いを受け止め、町民のみなさんのきずなを維持・発展させ、伝統文化を次世代に継承していけるように取り組んでいきます。

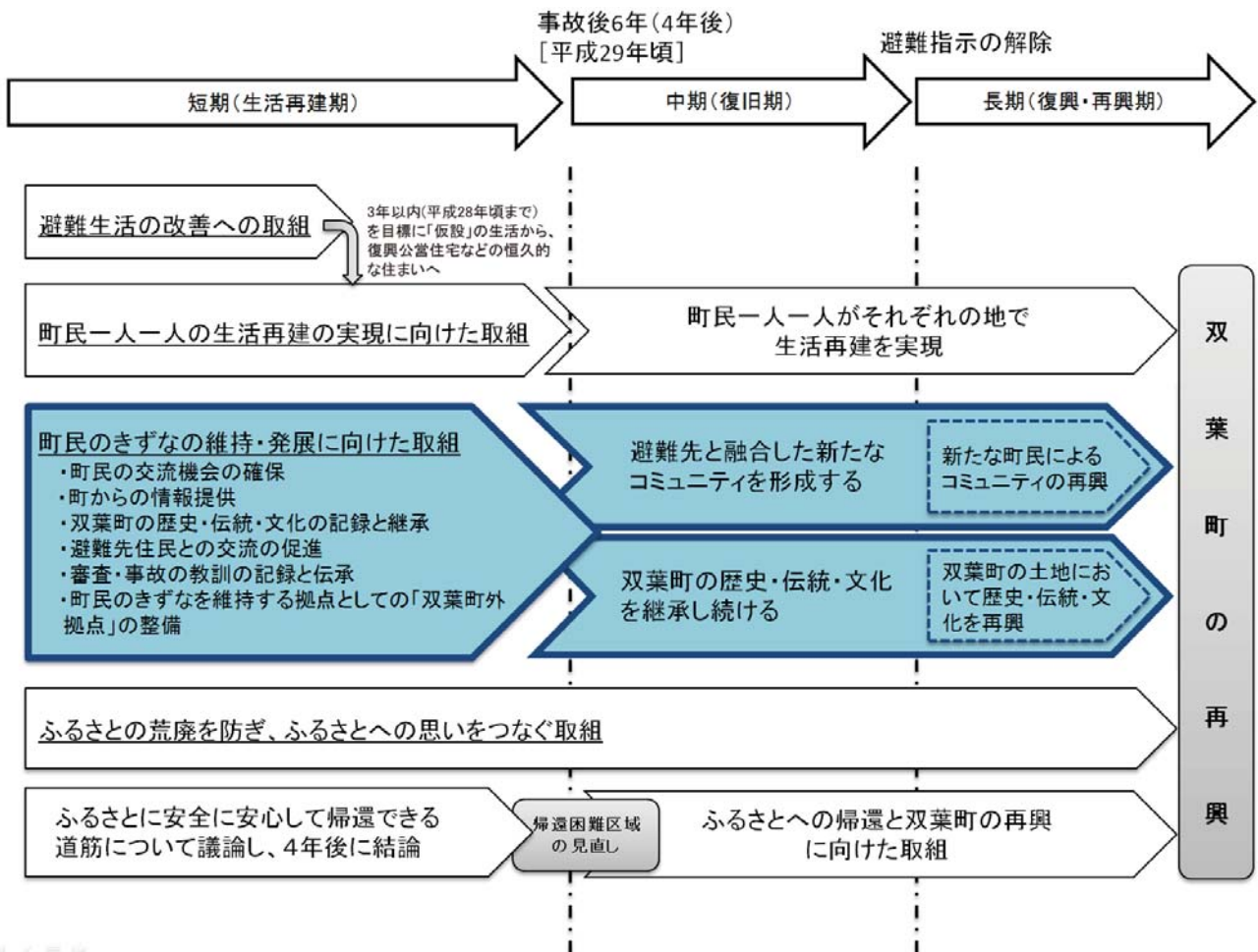
②取組の基本方針

■復興まちづくりの基本方針（抜粋）

- 双葉町に戻れるようになるまでには長い時間がかかりますが、その間に双葉町をなくしてはなりません。町民あつての町であるならば、まず、バラバラになってしまった町民のきずなを回復させることが必要です。町民の強いきずなこそが、長い時間にわたる双葉町の復興を支える基礎となります。そのため、町民のきずなの維持・発展に取り組んでいきます。
- きずなを維持するため、ふるさとが奪われている中であっても双葉町の歴史・伝統・文化は確実に継承していきます。
- 双葉町に戻れるようになるまでに長い時間がかかることで、双葉町から転出を余儀なくされる町民もいらっしゃることでしょう。そうした選択も尊重しつつ、このような元町民の方が将来に双葉町に戻ってこられるように、転出された方も、きずなの維持・発展の対象としていきます。



③短期・中期・長期の取組の考え方



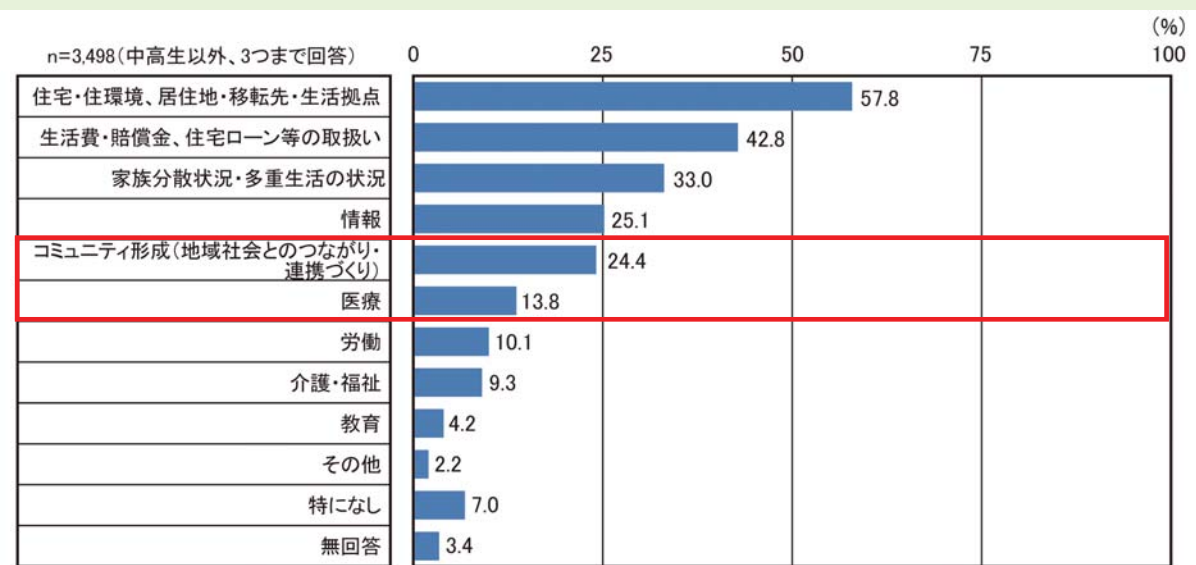
(2) 町民のきずなの維持・発展に向けた取組

～町民の意見～

- ◇先が見えない不安定な生活が長期化していく中で、不安とストレスにより、町民同士のコミュニティも崩れている。
- ◇町民の集まりの機会を増やしてほしい。
- ◇双葉町に関する情報が入手しにくいので、改善してほしい。
- ◇伝統文化（相馬流山踊り、標葉せんだん太鼓、神楽等）を残していきたい。
- ◇新たなコミュニティづくりに目を向けるべきではないか。
- ◇震災体験の風化を防ぎ、後世に伝えていくべき。

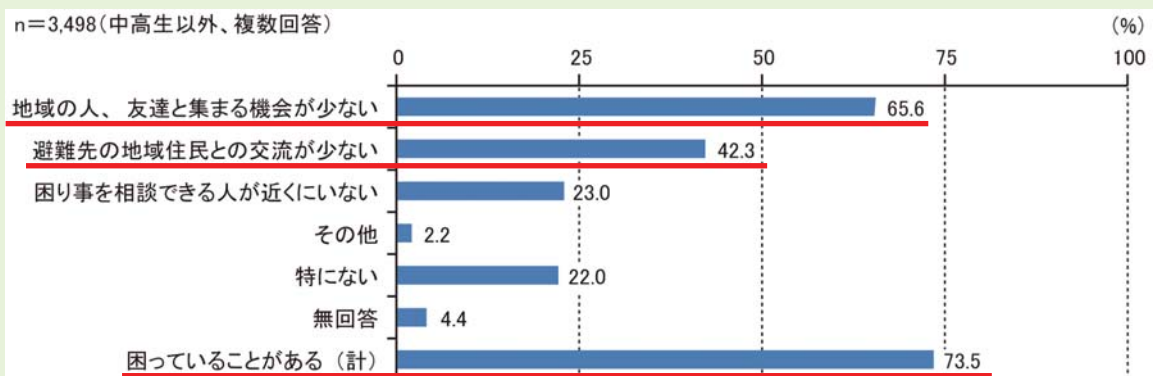
◆避難生活で困っていることや改善を求める分野【住民意向調査】

- 避難生活における「情報不足」や「コミュニティ形成」への悩みや改善を求める声が多い。



◆避難生活で困っていること（地域コミュニティ）【住民意向調査】

- 地域コミュニティへの不満割合は総じて高く、「双葉町民と集まる機会が少ない」、「避難先の地域住民との交流が少ない」ことなどへの不満が相対的に高い。





双葉町に戻れるようになるまでには長い時間がかかりますが、長い時間にわたる双葉町の復興を支える基礎は、町民のみなさんの強いきずなです。

町民のきずな・コミュニティを維持・発展していくため、

- 町民の交流機会を確保すること
- 町からの情報提供を充実させること
- 双葉町の歴史・伝統・文化を継承していくこと

に取り組んでいきます。

このような取組を進めて、まずは、町民のみなさんが、町民同士のきずなを回復することで、安心して生活を過ごせるような環境づくりを目指します。

その上で、将来の双葉町の復興を担う人材を確保するため、双葉町に住民票を置く方だけでなく、双葉町から転出を余儀なくされた方も含めて町民のきずなの対象として、将来にわたる双葉町民のきずなの維持・発展の継続に努めます。

さらに、双葉町・双葉町民が経験したこの震災・原発事故が風化しないよう、この経験を広く全国・世界へ発信していきます。

～双葉町のさまざまな伝統文化・イベント～



①町民の交流機会の確保

～町民の意見～

(町民の交流機会への支援に関する意見)

- ◇町民に会いたい。
- ◇孤独感がある。
- ◇話す人が近くにいない。
- ◇双葉町の人が集まれる機会を設けるべき。
- ◇双葉町民との交流イベント（避難地域・地区ごと）を実施してほしい。
- ◇年代別交流会を開いてほしい。
- ◇交流会には一人では参加しづらい。

(町民が集まれる場所の確保に関する意見)

- ◇町民のふれあう場所がほしい。
- ◇情報交換ができる場所がほしい。
- ◇双葉町民のための宿泊施設など心の拠り所としての具体的な場を確保してほしい。

復興支援員の例



(宮古市生活復興支援センターHPより)

(※) 復興支援員とは、被災自治体から委嘱を受けた方（地元住民や公募によって選定）が、復興に伴う地域協力活動（地域おこし支援、住民の生活支援、見守り等）に従事していただく制度です。

(交流組織の設立支援等)

- 避難先における自治組織の立ち上げを促進します。
- 町民有志による NPO の設立を支援します。
- 双葉町当時の地域のきずなの維持を図るため、行政区組織の在り方について検討を進めます。

(交流機会の創出)

- 町民主体による交流イベントの企画に対する支援の仕組みを構築します。
- 各地で開催される交流イベントの情報提供を行います。
- 高速道路の無料化の継続を国に要請し、町民の交流に係る費用の軽減を目指します。

(交流拠点の創設)

- 町民・民間団体による町民の交流拠点の設置を支援します。
- 復興公営住宅等の整備にあわせて、地域の町民同士がいつでも集まれる場の設置に取り組みます。
- 復興支援員制度を活用して、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。

(活動資金への支援)

- コミュニティ支援に関する各種助成制度などをデータベース化し、紹介できる仕組みを構築します。
- コミュニティ関連の補助制度の維持・拡充を国・県等に要請し、町民の自立的なコミュニティ・きずなの維持のための活動費用の確保に努めます。

②町民同士が連絡を取りあうことができる仕組みの構築

～町民の意見～

(町民同士が連絡できる環境に関する意見)

- ◇町民同士の連絡が取り合えない状況の中で孤立感を感じている、家族との会話ばかりでストレスを感じる。
- ◇住民の電話帳を作ってほしい。
- ◇町民の連絡先を知りたい。そのための仕組みがほしい。
- ◇使い方が簡単な端末で町民同士が話ができるようにしてほしい。
- ◇全国に離散する町民を視覚的に繋げるツールの提供を。
- ◇インターネットができない人も簡単に情報交換ができるようにしてほしい。



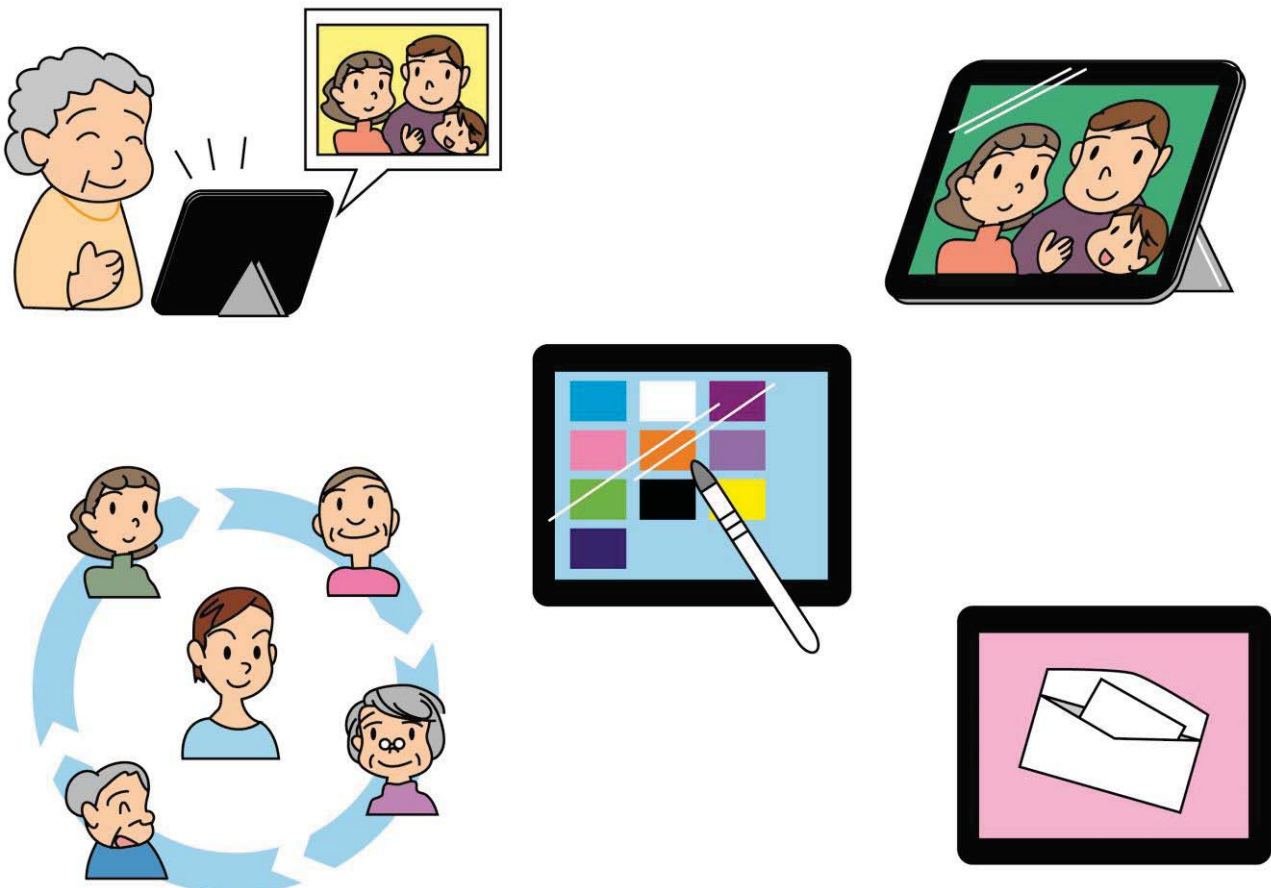
□電話帳の作成について、町民のニーズを調査し、その必要性を検討します。

年月の経過を踏まえた必要性、個人情報保護などの課題もあわせて整理することが必要です。

□町民同士が気軽に連絡が取れるような情報端末(タブレット端末等)の活用の検討を進めます。

タブレット端末にはテレビ電話システム等もありますが、使い方に慣れていない方のため、使い方の周知方法などをあわせて検討することが必要です。

タブレット端末の例



③町からの情報提供の円滑化・充実化

～町民の意見～

(町民が求める情報)

- ◇双葉町のイベントや祭りの開催案内をもっと広報、周知してほしい。
- ◇復興への道筋や町が取り組んでいることを公表してほしい。
- ◇おくやみの情報がほしい。

(町からの情報提供の充実・迅速化を求める意見)

- ◇役場からの情報がないと感じるので、スピード感を持って情報を提供してほしい。
- ◇「広報ふたば」は月1回、「フォトフレーム」も更新頻度が少なく、内容が実用的でないので双葉町の情報が入手しにくいと感じる。
- ◇集会などが「～やりました」と終了したお知らせは届くが、参加できるようゆとりをもった案内をしてほしい。
- ◇町長、役場の動きをニュースとして動画を交えてみせるような情報集約型のサイトを作してほしい。
- ◇パソコンを使わなくても最新の情報を知りたい。
- ◇一方的な情報提供ではよくない。



- 町の情報や町民の活動状況など町民のみなさんが知りたい情報をより多く提供できるよう広報誌等を充実させます。
- 「広報ふたば」において町民のみなさんの避難先での活動状況等取材して掲載します（ふるさと絆通信）。
- 町民のみなさんが求める情報を迅速に提供するため、町のホームページを活用します。そのため、ホームページの構成なども分かりやすいものとなるように適時見直しを進めます。
- 町のホームページの高度情報化（動画などの映像配信等）を図ります。
- WEBカメラによる町内の映像をホームページにおいて提供します。
- ソーシャルメディアを活用して町民と町との間で双方向のコミュニケーションを可能とする仕組みを構築します。
- 町の情報をもっと簡単かつ迅速に取得できるような情報端末（タブレット端末等）の活用を検討を進めます。

デジタルフォトフレームを活用した写真映像の配信イメージ



④双葉町の歴史・伝統・文化の記録と継承

～町民の意見～

(町の歴史・伝統・文化の維持に関する意見)

- ◇歴史は子孫に残さなければならない。
- ◇双葉町のルーツ等を大事にしたい。
- ◇清戸迫横穴墓の管理をしっかりとしてほしい。
- ◇前田の大杉を守ってほしい。
- ◇指定文化財以外の歴史的な文化財、資料も多く、こうしたものも残してほしい。
- ◇ダルマ市や盆踊り、町民大運動会等の行事を継続し残していってもらいたい。
- ◇祭り再開のための組織をつくり、祭り等の再開を目指すべき。

(町の歴史・伝統・文化の記録の必要性に関する意見)

- ◇町での暮らし、文化が存在したことを記録として残すべき。
- ◇町の写真や映像などで記録をしっかりと残してほしい。

(歴史・伝統・文化の記録)

- 清戸迫横穴墓をはじめ双葉町に所在する文化財の保存・管理を行います。
- 有形文化財の被害状況を調査し、保存、移設、修繕を行います。
- 神楽等の伝統文化の記録（映像化等）を行います。
- ダルマ市等のふるさとの祭りの開催を支援します。
- 町民と学識者等により記録すべき歴史・伝統・文化を検証し、データベース化を検討します。
- 震災前の双葉町の風景・生活などの記録を収集・デジタル化して記録します。
- デジタル化したものは、町のホームページ等への掲載を検討します。
- 双葉町の歴史・伝統・文化が継承できるように記録誌・記録映像の作成に取り組みます。



双葉町のさまざまな歴史・伝統・文化



震災前の双葉町の風景

双葉町歴史民俗資料館



(福島県相双地方振興局HPより)

伝統・文化を学ぶ教室の例



(文化庁HPより)

(復興庁HPより)

～町民の意見～

- ◇歴史・民俗博物館を作ってほしい。
 - ◇今までの双葉町に戻るのに100年がかかるため、こういう町があったことを残す施設があるべき。
 - ◇大人の学習発表会、小さなサークル活動なども楽しかったし、またやりたい。
- (町の歴史・伝統・文化の継承の必要性に関する意見)**
- ◇伝統芸能等を継承して残してほしい。
 - ◇地域の文化を地域の子どもたちに伝えていきたい。
 - ◇文化継承を伝えていくためには人を育てなければならないが、双葉町の学校もない状態では、継承する人を育てられるのか。
 - ◇文化継承のためにも、とにかく多くの人が集まる機会を作らなければならない。
 - ◇離れて生活している時間が長くなると、文化の継承は遠のいてしまう。
 - ◇子どもたちが避難先で馴染んでいくのは親として安心する一方で、双葉町の記憶が薄れていくのを見るとせつない。

(歴史・伝統・文化の継承)

- 子ども・若い世代を含めて、双葉町の歴史・伝統・文化にふれあい、継承するためのイベント(祭り)や教室等の開催を支援します。
- 伝統芸能を継承する人材育成を支援します。
 - 伝統芸能の継承者への活動支援を行います。(交通費の助成、場所の確保等)
 - 子どもたち等が双葉町の歴史・伝統・文化を学ぶ場の確保を検討します。
- 伝統芸能等の披露の機会を確保します。
 - 定期的な双葉町芸能祭を開催します。
 - 交流会、集会等の各種イベントへの出演機会を確保します。
- 双葉町の歴史・伝統・文化の映像記録等を広く発信し、全国の町民がふるさとの歴史・伝統・文化にふれあえる機会を確保します。
- 文化の伝承等に関する各種助成について、民間財団、国、県の補助制度を活用した支援を検討するとともに、当該補助制度の継続を国等に要請していきます。



⑤避難先住民との交流の促進

～町民の意見～

（避難先住民との交流の必要性に係る意見）

- ◇自治体の枠を越えて、避難先での横の繋がりを作るべき。
- ◇新たなコミュニティづくりに目を向けるべきではないのか。
- ◇自ら避難先のコミュニティに入っていく必要がある。
- ◇避難先では双葉町民だけではなく、地元の方も輪に入れたコミュニティを作りたい。
- ◇避難先と共催して双葉町のイベントを再開したい。

（避難先住民との交流に躊躇を感じる意見）

- ◇避難先の自治体から集まりのお知らせをもらうが、知らない人の所には足を運びにくい。
- ◇場所によっては風評被害もあるため、積極的な交流ができない。
- ◇今の避難先に住み続けられるのか分からない中では進んで避難先に入りこんでいこうという気持ちにはなれない。



□避難先の自治体や支援団体等と連携して双葉町民と避難先住民との交流会等の開催を促進していきます。

□避難先のイベント（祭りや催事等）への双葉町民の積極的な参加を促します。

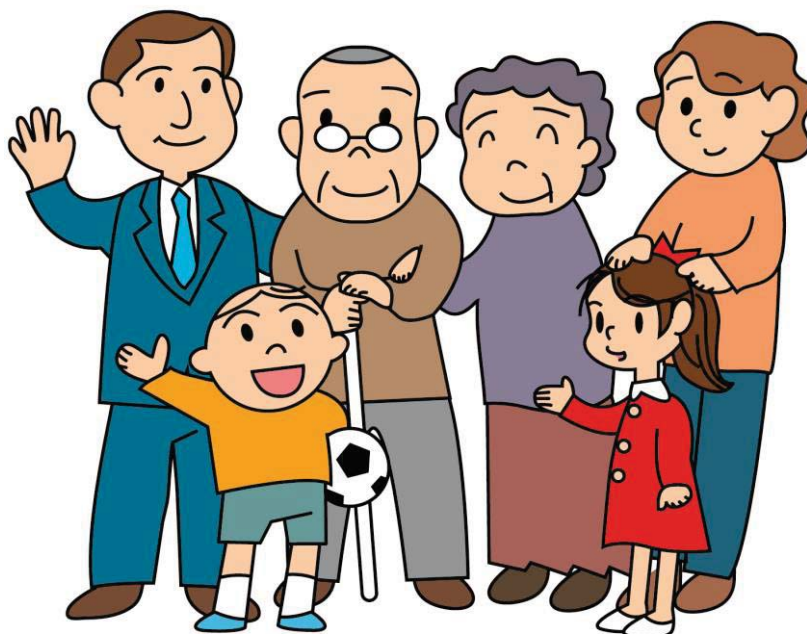
□町民の自治組織等が避難先において地域住民と交流する機会の創出を支援します。

（交流機会の例）

- 双葉町民が避難先の歴史・伝統・文化を学ぶ機会
- 避難先住民に双葉町の歴史・伝統・文化を理解していただく機会
- 双葉町民のイベントへ地域住民を招待

（支援の例）

- 避難先での周知方法の検討
- 催事費用を補助する制度の検討
- 復興支援員制度を活用して、双葉町民と地域住民を結びつける新たなコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。



⑥ 震災・事故の教訓の記録と伝承

～町民の意見～

（震災・事故の経験の伝承に関する意見）

- ◇この原発事故を絶対に忘れてほしくない。
- ◇「忘れられる」ということが一番悲しい。
- ◇「今」でなければ書けない記録を残さなければならない、今であればまだ3月11日の行動をはっきり伝えられると思う。
- ◇特異な生活環境に置かれている現実を記録することは自身の貴重な記録となり、この時代に生きた証となる。
- ◇双葉町の家を災害の記録としてずっと残していきたい。
- ◇震災で体験したことを、後世にちゃんと継承していくべき、未来の財産とするためのツールを検討すべき。
- ◇記憶が薄れていかないように、もっとメディアを使って社会に向けて実態を発信して欲しい。



震災後ほどなく止まった
双葉町役場の時計

- 震災と原発事故の記録誌の編纂に向けた体制整備を行います。
- 町民の協力を得て震災時及びそれ以降の体験記録を継続的に収集します。
- 学校・教育機関と連携し、震災と原発事故の教訓を学ぶ場の確保に取り組みます。
- 「双葉町外拠点」において、この震災・事故の教訓の展示施設・研修施設の設置を検討します。
- この事故の経験・教訓を全国に発信する「語り部」の人材育成を支援します。
- 避難生活の現状や復興へ向けた取組を積極的に広報します。



語り部の例（復興庁より）

⑦ 町民のきずなを維持する拠点としての「双葉町外拠点」の整備【再掲】

～町民の意見～

（町民のきずなの維持に関する意見）

- ◇先の見えない生活が長期化していく中で不安とストレスにより町民同士のコミュニティも崩れている。
- ◇双葉町の人が集まれる機会を設けるべき。
- ◇町民のふれあう場所、情報交換ができる場所がほしい。

- 「双葉町外拠点」は、復興公営住宅に住む町民だけの生活拠点としてだけでなく、「双葉町外拠点」に住まない町民を含めた、双葉町民全体のコミュニティ拠点としての機能が発揮できるよう、地域の町民同士がいつでも集まれる場の設置に取り組みます。（詳細は、P55『「双葉町外拠点」におけるコミュニティ機能の確保』にて記載。）

3. ふるさとへの思いをつなぎ、ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組

(1) 取組の考え方

①ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた思い

～町民の意見～

- ◇ふるさとは失いたくない。
- ◇一日でも早く元の双葉町に戻して次世代に繋げたい。
- ◇帰還したいような魅力的な町にしなければならない。



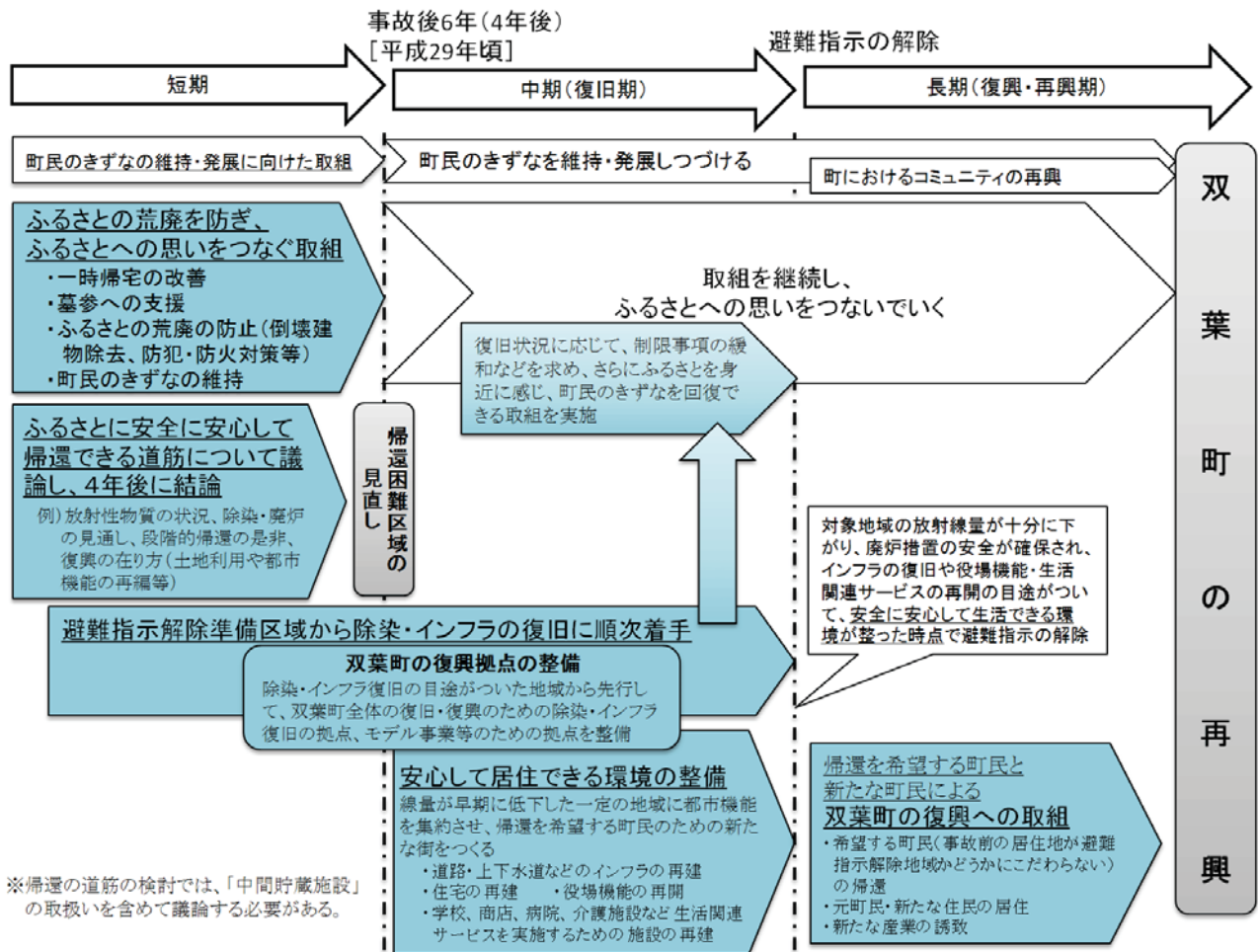
この思いを受け止め、町民のみなさんのふるさとへの思いをつなぎつつ、一日でも早い双葉町への帰還と双葉町の再興を目指して取り組んでいきます。

②取組の基本方針

■復興まちづくりの基本方針（抜粋）

- 一時帰宅のたびに、ふるさとの荒廃が進む姿を目にすることは大変悲しいことです。これ以上のふるさとの荒廃を防ぐ取組を進めます。また、一時帰宅の安全を図りつつ、立入手続きの緩和を求めるとともに、墓参への支援などを通じて、帰還が困難な中であってもふるさとへの思いをつなぐ取組を進めます。
- 双葉町の復興の最終的なゴールは、双葉町へ安全に安心して帰還し、町を「再興」することです。しかし、放射線量の現状や廃炉措置の状況を見れば、放射能に脅かされずに、安全に安心して帰還するというのは容易なことではありません。長い時間がかかることも否めませんが、双葉町の復興計画である以上、除染と廃炉措置の安全を徹底させながら、段階的に復興への歩みを進め、たとえ時間がかかろうとも、町を復興させることを目標として持ち続ける必要があります。
- 一方で、放射線の現状や廃炉作業の見通しなど不明確な事項が多い中で、性急な帰還の判断が町民を分断することがないように、双葉町の帰還の在り方は、科学的知見を踏まえて、十分な議論を重ねていくことが必要です。
- 帰還までに長い時間がかかることで、双葉町から新たな街へ転出される方も多くいらっしゃることでしょう。そうした人たちからも再び双葉町へ移住を考えてもらえるように、また双葉町出身の親を持つ子ども・孫の世代が双葉町への移住を考えてもらえるように、さらに多くの人々が双葉町へ移り住んでもらえるように、将来の子どもたちのために魅力ある「双葉町」を再興していくことが、双葉町復興まちづくり計画の最終的な目標です。

③短期・中期・長期の取組の考え方



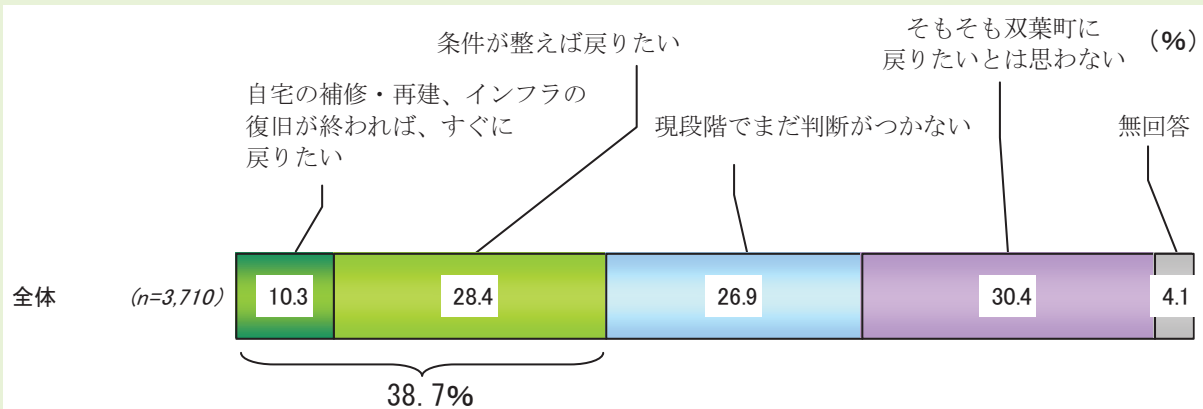
(2) ふるさとの荒廃を防ぎ、ふるさとへの思いをつなぐ取組

～町民の意見～

- ◇一時立入の出入りをもっと自由にしてほしい。そのための道路を直してほしい。
- ◇お墓参りだけでも何とかできるようにしてほしい。
- ◇屋敷周りや田畑の草刈りをして荒廃を防止したい。

◆帰還への思い【住民意向調査】

- 約4割の町民が「双葉町に戻りたい」との意向を示す一方で、「まだ判断がつかない」及び「双葉町に戻らない」との意向はそれぞれ約3割となっている。



双葉町への一刻も早い帰還を求めつつも、放射線量の高さや廃炉措置の進捗を考えると、双葉町の帰還には、長い時間がかからざるを得ません。それまでの間、帰還に向けた希望を持ち続け、また、双葉町に戻らないと決めた方にも、ふるさと双葉町への思いをつないでいただくために、

- 一時帰宅を安全・安心にできる環境を整備し、墓参などを安心して行えるようにすること
- ふるさと双葉町のこれ以上の荒廃を防ぎ、帰還に向けた希望を持てるようにすることが必要です。

また、放射線量が低くなった地域から、帰還困難区域が見直されることで、段階的に、除染やインフラ復旧を進め、避難指示が解除され完全な帰還が可能となる前からも、制限事項の緩和などを通じて、ふるさとを身近に感じられるような取組も検討していきます。

①一時帰宅の改善

～町民の意見～

（一時帰宅の簡便化・利便性向上に係る意見）

- ◇一時立入の出入りをもっと簡易にしてほしい。
- ◇滞在できる時間が短すぎて帰宅しても何もできない。
- ◇高齢者にとっては一時帰宅も大変なので支援してほしい。
- ◇6号線を自由に通れるようにしてほしい。

（一時帰宅の安心・安全の確保に係る意見）

- ◇一時帰宅の際に使うトイレを作ってほしい。
- ◇一時帰宅のために道路を直してほしい。
- ◇一時帰宅で事故や災害が発生したら不安。

- 放射線による影響を最小限にすることに配慮しつつ、ふるさとをより身近に感じられるように、一時帰宅の実施回数増加などに取り組みます。
- 国道6号線の通過が可能となるよう国と協議していきます。
- 一時帰宅をより快適に行うことができるように、仮設トイレの維持・管理を進めます。
- 一時帰宅が安全にできるように、道路等のインフラの応急復旧を進めます。
- 事故情報や警報等を迅速に伝達する仕組みの構築を進めます。

②墓参への支援

～町民の意見～

（安心して墓参できる環境整備に係る意見）

- ◇お墓参りだけは何とかできるようにしてほしい。お墓がある場所は線量も高いし、そこに行く道が整備されていないので、まだ一度も行けていない。
- ◇安心してお墓参りができるように除染をしてほしい。
- ◇町へ戻れなくても、お墓参りのために崩壊した道路網を整備してほしい。
- ◇お盆や正月などに集まれる場所としてのお墓の整備・管理は重要。

（お墓の修復・再建に関する意見）

- ◇壊れたお墓を修復・再建したい。
- ◇お墓については1ヶ所にまとめた形で新しく造るということもあるのではないか。
- ◇浜野地区のお墓は全滅。両竹や郡山の山の一部を譲り受け、津波被災地域の共同墓地を造成できないか。

- 墓地の優先的な除染や、墓地周辺の道路の復旧を進めます。
- 墓地の除草や保全を進めます。
- 新たな墓地の整備について、地域住民のみなさんの意向を踏まえながら、検討していきます。



■浜通りの交通インフラ強化について■

一時帰宅の利便性向上だけでなく、避難経路の確保、浜通り全体の復興の観点からも、国道6号線の通過交通の条件緩和、常磐自動車道未開通区間の早期開通及び復興インターチェンジ(IC)の整備、JR常磐線の早期復旧、浜通りと中通りを東西に結ぶ幹線道路の整備について、関係自治体と協力し、国に強く要請していきます。

③ふるさとの荒廃の防止

～町民の意見～

(土地・建物の保全等荒廃防止に係る意見)

- ◇屋敷周りや田畑の草刈りをして荒廃を防止したい。
- ◇家の保全をお願いしたい。
- ◇町の代表的な建造物(公共施設、神社仏閣等)はなくしてほしくない。
- ◇家に残してきたプロパンガスや各種燃料が危険な状態にあり心配。

(町の防犯・防火対策に関する意見)

- ◇空き巣や火災の問題に対応すべく、町の防犯・防災に努めるべき。
- ◇町民で見守り隊をつくって現状の安全を守るのがよい。

(町の現状の把握)

- ◇町の状況を写真や動画で見ることが出来れば、年老いた親たちが帰れなくても見せることが出来るのではないかな。

(土地・建物の管理に関する意見)

- ◇帰れないのに、元の家管理はだれの責任になるのか。
- ◇土地や建物は自分の所有物でありながら管理できない状態ではどうすればよいのか。

(インフラの荒廃に関する意見)

- ◇朽ち果ててゆくふるさとの姿を目にするたびにとても辛くなる。
- ◇インフラ復旧を早急に行ってほしい。

(野生動物に関する意見)

- ◇野生化した家畜の駆除などの対策を行ってほしい。

- 倒壊建物の撤去や危険建物の応急修理・除却、屋根の保全、危険物の除去、除草などについて、国等との協議を行い、その実施を要求していきます。
- 国等に対して防犯・防火対策の徹底を要求していくとともに、町としての取組についても検討を進めます。

(検討項目例)

- 防火水槽の確保等消防水利の検討
 - WEBカメラによる町内の映像の町ホームページでの提供等
- 帰還が可能となるまでの間の土地・建物の管理の在り方について検討を進めます。
 - 不在地主の発生や、相続の発生に伴う所有権の複雑化等の問題について、国・県・住民と協議して対応の方向性を検討します。
 - 町内のインフラ等の被害状況調査を実施します。
 - 農業施設(ため池、水路等)の管理・保全を実施します。
 - 野生鳥獣(牛、猪豚等)の駆除等の対策を実施します。



④町民のきずなの維持【再掲】

～町民の意見～

(町民のきずなの維持に関する意見)

- ◇伝統文化を残していきたい。
- ◇避難先でも町民と連絡を取り合ったり、定期的集まる機会があるなど町民同士の繋がりは意識できるようにしてほしい。



- 全国各地に避難しバラバラになってしまった町民のきずなを維持・回復させることで、ふるさと双葉町への思いをつなぎ、将来の町の復興を担う人材を確保します。
(詳細は P63「町民のきずなの維持・発展に向けた取組」にて記載。)

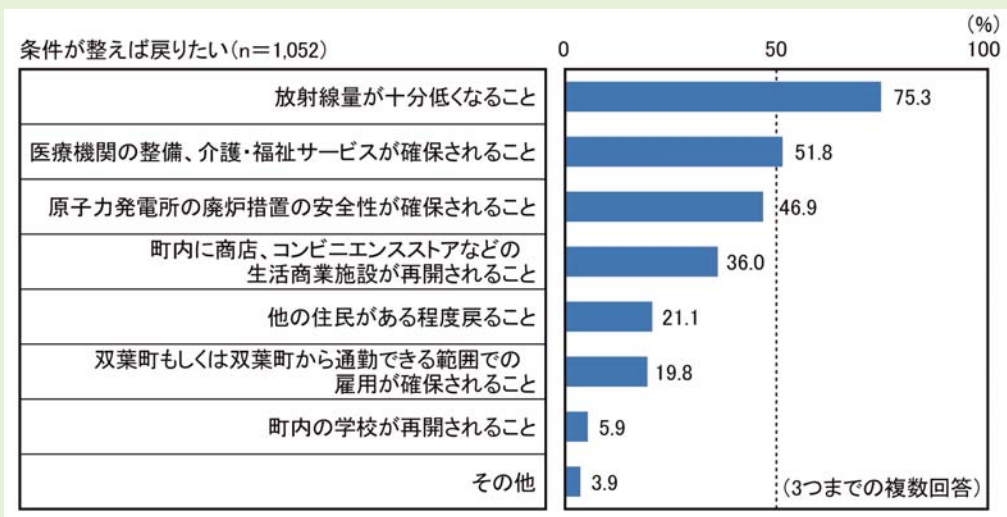
(3) ふるさとへの帰還と双葉町の再興に向けた取組

～町民の意見～

- ◇放射能の影響が心配で帰還する気にならない。
- ◇廃炉作業が終わらないうちは帰れない。
- ◇除染はしっかりしてほしい。除染方法の開発を急いでほしい。
- ◇双葉町が復興するためにはインフラ整備が基本である。

◆帰還の前提条件で重視するもの【住民意向調査】

- 帰還する上で重視する条件としては、「放射線量が十分低くなること」が最も大きく、次いで「医療・介護福祉サービスの確保」や「原子力発電所の廃炉措置の安全性確保」、「生活商業施設の再開」の順になっている。



双葉町への帰還は、町民の安全・安心が担保されることが前提です。そのため、

- 避難指示が解除される地域の放射線量が十分に低くなっていること
(年間追加被ばく線量が1ミリシーベルト以下を目指して除染を求めます)
- 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全が確保されること
- 電気、上下水道、道路・鉄道、通信などのインフラの復旧が終わっていること
- 町役場の再開に加えて、保健・医療・福祉・教育のほか郵便・商業など生活関連サービスの再開がなされること

などが必要です。

そのため、町民のみなさんが安全に安心して帰還ができるよう、国による避難指示の解除は、これらの条件が達成された段階で、町民の意見を十分に踏まえて、解除の判断がなされるよう国に要求していきます。

①帰還条件の達成に向けた取組

(ア) 放射線量の低減

～町民の意見～

(放射線量の基準に関する意見)

- ◇20 ミリシーベルトでは帰れない。
- ◇放射能については年間1 ミリシーベルトは厳守。
- ◇帰還・復旧の為には放射線量が左右する。
- ◇セシウムだけでなく、ストロンチウムやプルトニウムがどれくらいあるのか心配だ。

(除染の必要性に関する意見)

- ◇双葉町に戻れるように除染をしてほしい。
- ◇試験除染を早めに実施してほしい。
- ◇道路と公共施設の除染は進めるべき。
- ◇今の除染方法は疑問。除染技術の開発を急いでほしい。
- ◇線量が高いから除染は必要ない。
- ◇除染では汚染を全て消すことはできない。
- ◇安全な農業用水を確保するには山林を徹底的に除染する必要がある。

(放射線量のモニタリングに関する意見)

- ◇町内の継続的なモニタリングが必要であり公開してほしい。

□除染は必要ないという意見もありますが、ふるさと双葉町へ安全に安心して帰還できる環境を整えるためには、除染は必要不可欠です。但し、線量が高い双葉町においては、除染技術の開発を促し、効率的・効果的な除染を進める必要があります。

□帰還を希望する町民が安全に安心して暮らせるよう、追加被ばく線量が年間1 ミリシーベルト以下となることを目標とした徹底した除染を国に求めていきます。

- 今後の除染の進め方について国と協議していきます。

双葉町は、国が除染の計画を策定し除染事業を進める除染特別地域とされています。

- 避難指示解除準備区域から優先して除染の実施を要求します。
- 帰還困難区域では除染モデル事業の実施を国と協議していきます。

線量の高い帰還困難区域の除染には、効率的・効果的な除染技術や作業員の安全の確保方法が確立されることが必要です。

- 田畑・森林を含めて双葉町全域の除染が効率的・効果的に行われるよう除染技術の開発を国等に要求します。

□町内の放射性物質や放射線量の状況を継続的にモニタリングして、町民に公表していきます。



(イ) 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保

～町民の意見～

(原発の安全性に関する意見)

- ◇原発事故が収束していないのは明らか。
- ◇廃炉作業が終わらないうちは帰れない。
- ◇原発の処理が安全に進むかどうか信用できない。

東京電力福島第一原子力発電所の様子



- 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全確保の徹底を国・東京電力に要求していきます。また、廃炉作業中の災害・事故への危機管理体制の構築を要求していきます。
- 複数の避難道路の確保を国・県に要求していきます。
- 福島県及び周辺町村と連携して、廃炉措置の監視を行います。
- 廃炉措置の進捗状況の幅広い情報公開を東京電力に要求していきます。



(東京電力HPより)

(ウ) インフラ等の復旧

～町民の意見～

(インフラ復旧・町機能の再生に係る意見)

- ◇インフラ復旧を早急に行ってほしい。
- ◇復旧できるところから復旧工事を進めてほしい。
- ◇道路、鉄道の復旧が急務である。
- ◇学校、病院、福祉施設、商業施設などが元に戻らないと安心して生活できない。
- ◇暮らすには除染やインフラ復旧だけでなく働く場所や買い物ができる場所が必要。



- 町内のインフラ等の被害状況調査を実施します。(再掲)
- 道路などの基本的なインフラについては、避難指示解除準備区域とされたところから除染の進捗を踏まえつつ、順次復旧を進めていきます。
- 双葉町で生活できるようになるには、保健・医療・福祉・教育のほか郵便・商業など生活関連サービスの再開が不可欠ですが、これらの施設の再開については、町の復興の在り方と密接に関わるため、その在り方と併せて施設の再開の進め方を検討します。

(エ) 安全で安心した帰還の在り方の検討

(i) 帰還の見通しの検討（再掲）

- 双葉町に安全に安心して帰還ができるかどうかを判断するには、これからの除染技術の開発、廃炉措置の進捗、また、双葉町内の放射性物質の現状と今後の放射線量の減衰の見通し、中間貯蔵施設の取扱いなど、いまだ不確定な要素が多いのが現状です。
- 今回の警戒区域及び避難指示区域の見直しにおいて、国は、双葉町を「避難指示解除準備区域」（浜野・両竹地区）と「帰還困難区域」（浜野・両竹地区以外の地区）に再編しました。浜野・両竹地区を除く町内の大部分は帰還困難区域とされました。帰還困難区域は、事故後6年間（今後4年間）は固定され、その間は帰還に向けた除染やインフラ復旧などの本格的な取組を行うことが難しい状況になると見込まれます。
- この区域再編において、国は、浜野・両竹地区をあわせて双葉町全域について、少なくとも事故後6年間（今後4年間）は避難指示の解除はしないこととしています。
- そのため、安全・安心な帰還の判断をする上で不確定な要素が多い現状において、性急に帰還を判断するのではなく、この4年間のうちに、帰還の判断を行う上で不確定な要素を解決していくことを国に求め、国が帰還の見通しを明らかにするように要求していきます。その上で、ふるさとに安全に安心して帰還できる道筋とその見通しについて、町民のみなさんの幅広い議論を経て、帰還困難区域の見直しがなされる4年後（平成29年頃）に、その時の科学的知見に基づき、判断することとします。

〔国・東京電力に対して明らかにするように要求する事項（例）〕

- ◆ 双葉町に所在する放射性物質の現状（徹底したモニタリング）
- ◆ 革新的な除染技術の開発を含めた除染の見通し
- ◆ 1ミリシーベルトまでの放射線量の減衰の見通し
- ◆ 高線量地域が存在することで周囲の地域に及ぼす影響
- ◆ 福島第一原子力発電所の廃炉措置の安全性（離隔距離を含む）
- ◆ 中間貯蔵施設の安全性（離隔距離を含む）
- ◆ これらの諸条件を考慮した双葉町への帰還の見通し

■ 中間貯蔵施設の取扱い ■（再掲）

国（環境省）は、福島県内の除染等に伴い生じる土壌や廃棄物の中間貯蔵施設の設置候補地として双葉町をあげています。中間貯蔵施設は、将来の双葉町への帰還と町の再興に大きく影響します。そのため、中間貯蔵施設の取扱いについて結論が出された段階で、帰還の考え方を含めて、この復興まちづくり計画を見直します。

(ii) 段階的な帰還の是非の検討

～町民の意見～

(帰還への段階的取組に関する意見)

- ◇線量が低いところは住めるようにすべき。
- ◇帰還に向けたスタンスは基本的には線量の低い所から除染していくのが妥当。
- ◇住民感情としては放射線量が高い地域には帰還できない。
- ◇どうしても帰りたい人のために、どこか一箇所集中した除染をすべき。
- ◇帰還を早めるためにはまず線量が低い所から除染すべき。
- ◇飲料水の放射能汚染が心配だ。
- ◇帰還の仕方やタイミングは、住民が一斉に戻るわけではなく、職業・世代・地域毎に異なることを留意すべき。

○ 双葉町への一刻も早い帰還を目指すことは当然ですが、その帰還は拙速なものであってはならず、安全に安心して戻れる環境が整って初めて帰還可能としなければなりません。

○ その上で、町内の放射線量が高いところでは、自然減衰で放射線量が1ミリシーベルト相当になるまでには約130年～165年かかるという試算(※)もあり、効率的・効果的な除染技術の開発に大いに期待をしつつも、帰還には相当な長い期間がかかることが見込まれます。

(※平成24年12月11日 第6回双葉町復興まちづくり委員会 木村真三委員講演資料「双葉町の帰還可能時期の予測」)

○ 一方で、双葉町の場合、山間部よりも市街地の方が比較的放射線量が低く、同じ試算でも市街地では10年程度で1ミリシーベルト相当まで低下することとされ(※)、高線量地域よりは早く帰還が可能となる余地があります。

(※平成24年12月11日 第6回双葉町復興まちづくり委員会 木村真三委員講演資料「双葉町の帰還可能時期の予測」)

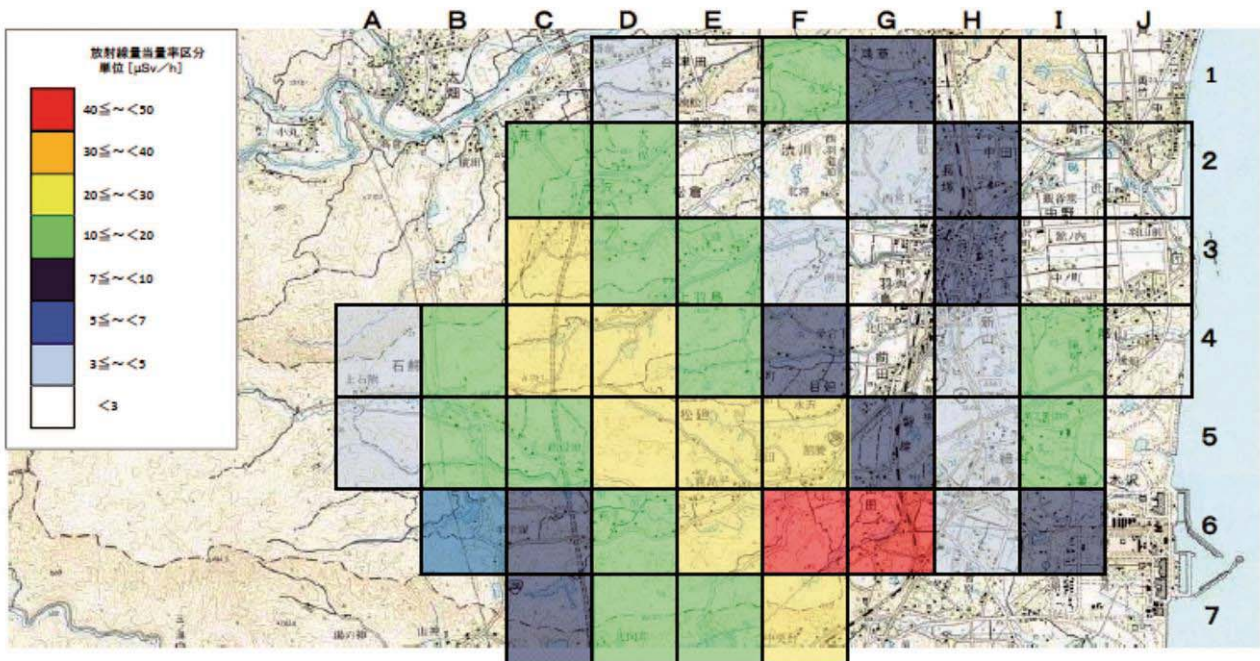
○ そのため、町内の主要な地域で線量が低くなった場合に帰還を可能とするかどうかが大きな論点となると考えます。

避難指示の解除は、生活環境が整うことが前提ですので、少なくとも生活インフラが整う町内の主要な地域が帰還可能となった段階で判断すべきであり、今回の警戒区域の見直しによって、避難指示解除準備区域とされた浜野・両竹地区のみを先行して避難指示を解除することはあってはなりません。避難指示の解除の検討は、浜野・両竹地区も他の地域と一体として行います。

- しかしながら、線量が低くなった地域から帰還することについては、不安の声があるのも事実です。特に、双葉町では、線量が高い地域が山側にあることから、放射性物質が流下するおそれも懸念されます。そのため、国において、高線量地域が存在することで周辺の地域に及ぼす影響を明らかにするように求めています。
- その上で、この4年間における帰還見通しの検討の中で、高線量地域が残るものの、町内の主要な地域で線量が低くなった場合に、その地域で安全で安心した生活が可能かどうかについて十分議論し、結論を出すこととします。
- その場合の帰還の在り方については、それぞれの町民の帰還への意志を尊重することが重要であり、帰還の判断が町民を分断することがないように配慮することが求められます。また、段階的な帰還の場合であっても長い時間がかかることから、事故前の居住地に関わらず、帰還を希望する町民が双葉町へ戻って新たな生活を送れるような視点も必要になると考えられます。

【参考】双葉町における放射線量の現状（再掲）

双葉町内空間線量率測定結果
(平成25年2月14日～21日)



(注) 双葉町が、平成25年2月14日から21日にかけて町内158か所で地上1mの高さの放射線量を測定したもののについて、各マス内の測定箇所のうち最大値をマスの色として表示したものです。158か所のそれぞれの測定値は、「福島県放射能測定マップ (<http://fukushima-radioactivity.jp/>)」にてご覧いただけます。

②津波被災地域の復旧・復興への取組

～町民の意見～

(津波被災地域の復旧・復興に関する意見)

- ◇中浜地区は、線量が低いからと言って、人が住めないようなところに帰っていいと言われても困る。
- ◇津波被災地域の建物は海水を浴びているため5年も経つと腐食して住めなくなってしまう。
- ◇堤防などのインフラを復旧する際は、土地計画や防災計画を策定するなどまずは青写真を描く必要がある。
- ◇同じく津波被害を受けた浪江町と一緒に沿岸部の復旧を進めるべき。

(津波防災対策に関する意見)

- ◇津波対策としてコンクリート防波堤と高い土溜を組合せるべき。
- ◇浜街道を嵩上げして堤防を作るとともに、その近くに緑地帯のような緩衝地帯を設置すべき。
- ◇国有地化した安全緑地帯を設けて防災用地と住宅用地を区分けしてはどうか。
- ◇河口に水門を設置すべき。
- ◇次に起こりうる津波や地震への対応として、地盤と海岸線からのある程度の安全性が確保できる距離を考慮すべき。

(津波被災地域の住宅再建に関する意見)

- ◇津波でやられた土地は買い上げてほしい。
- ◇自宅を移築してほしい。
- ◇津波被害地域の家は別の場所に移住させるべきではないか。
- ◇家屋が残る両竹地区の嵩上げについては農地と居住地域の一体的な区画整理が必要ではないか。

(津波被災地域の土地利用に関する意見)

- ◇海岸沿いに太陽光発電基地として大規模造成し、企業・行政でその拡大を図る。

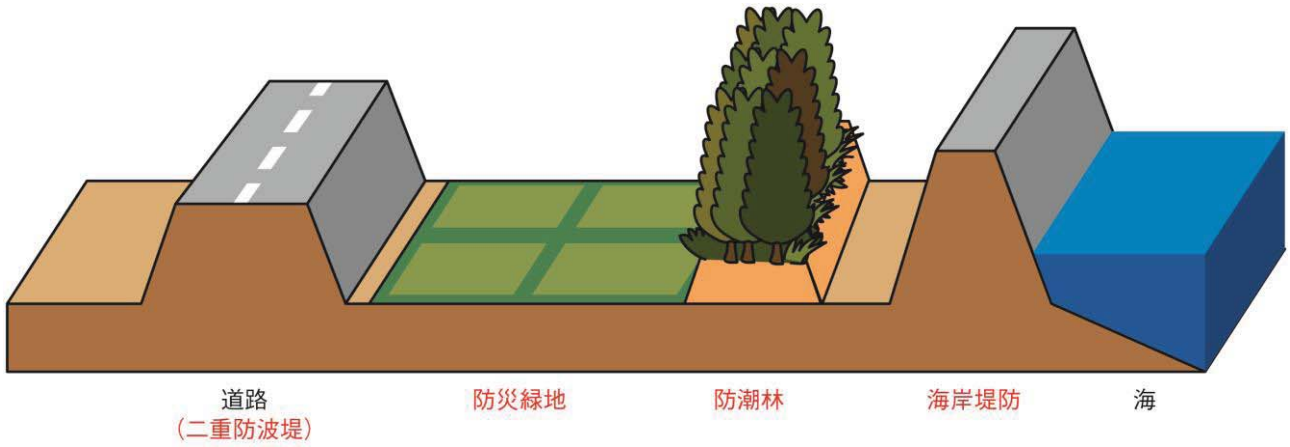
- 地域住民が参画する検討の場を設置し、津波被災地域の今後の在り方について早急に議論を開始し、同地域の復興事業計画を策定します。
- 隣接する浪江町の津波被災地域の復興計画とも連携して検討します。
- 復興事業計画に基づき、除染、道路・海岸堤防などのインフラ復旧を進めます。

(インフラ復旧・整備の視点)

- 海岸堤防の嵩上げ
- 防潮林、防災緑地の整備
- 県道広野・小高線（通称：浜街道）の嵩上げ

- 除染・インフラのめどがついた浜野・両竹地区を双葉町全体の復興拠点として、除染・インフラ復旧のための拠点、復興モデル事業等の拠点として必要な施設の整備を進めます。
- 将来にわたって土地利用に規制をする災害危険区域の指定など、将来の土地利用の在り方については、地域住民のみなさんの意向を十分に踏まえながら、検討します。

【参考】津波に強い地域づくりのイメージ



③双葉町の復興・再興へ向けた考え方

～町民の意見～

（新たな産業立地に関する意見）

- ◇バイオエタノールなど除染と結び付いた新たな産業を開拓すべき。
- ◇雇用創出のために企業の生産拠点や研究開発拠点の誘致が重要。
- ◇将来的に町中へある程度の規模の多様なテナントの入った商業施設を誘致する。

（土地利用の再編に関する意見）

- ◇人口減少が予想される中それを逆手に取り、樹木と水路を配した緑と水の豊かな公園都市にしたい。
- ◇農地については新産業への用地転用など別の利用方法も考えてはどうか。
- ◇組合的なものをつくり、農地と居住地域を一体的に区画整理することも検討すべき。

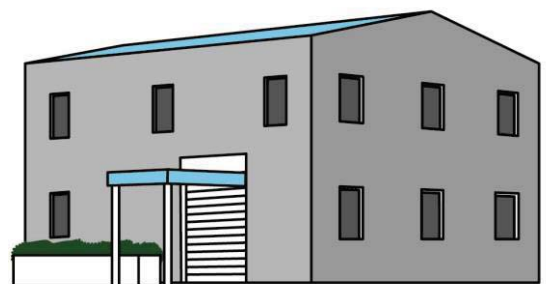
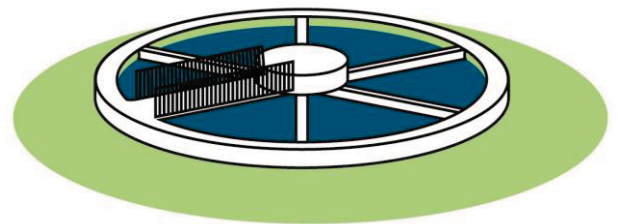
（インフラの新設に関する意見）

- ◇上下水道は修復ではなく、新たに作り直した方が効率的。

（広域連携の必要性に関する意見）

- ◇町にとどまらず、もっと広域的に双葉郡全体で考える視点も持ち合わせるべき。

□双葉町への帰還には長い時間がかかることが見込まれます。また、既存のインフラなどの荒廃が進むことや、帰還しない町民も見込まれるため、町民のみなさんの意見を十分に踏まえて、これまでの双葉町の良さを継承しつつ、事故前の町を完全に再現するのではなく、線量が早期に低下した一定の地域に都市機能を集約させ、そこでインフラや住居などを再構築する「新たな街」を建設することを視野に入れて検討を進めていきます。



町の復興・再興を検討する視点

インフラの刷新

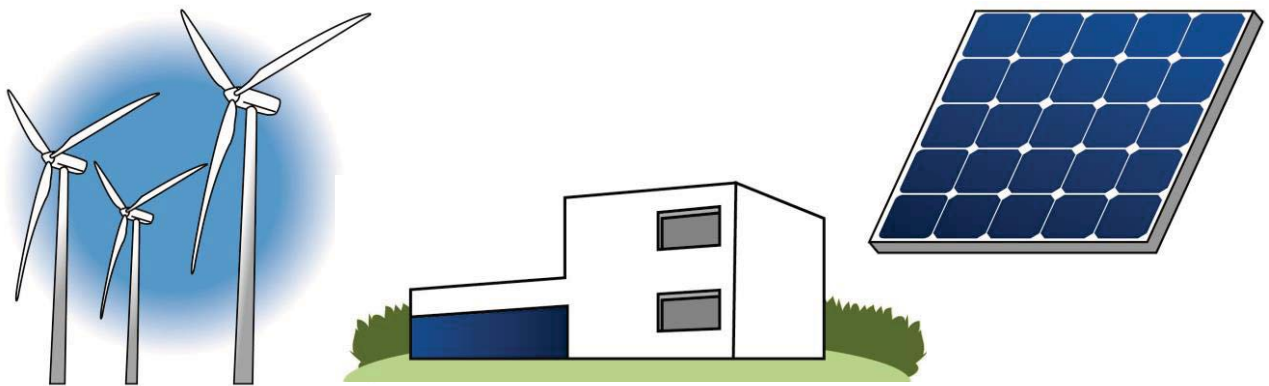
土地利用・都市機能
の再編

広域連携

将来の雇用を支える
新たな産業の誘致

安心・安全な住宅と
生活環境

最高レベルの
教育環境



- 双葉町の再興までには長い道のりが想定されます。将来の子どもたちのために魅力ある双葉町を再興していくため、世代を超えた議論を継続的に行っていきます。
- 双葉町の復興に取り掛かる際にも、確実に施策が実施できるよう、必要な財源の確保などを国に強く求めています。
- 双葉町の復興・再興は、双葉町だけの問題ではなく、原発事故という我が国に経験のない災害からの復興という日本全体の問題として取り上げていきます。



第4章 双葉町の復興まちづくりの実現に向けて

- これまで、双葉町の復興への道のりとその実現に向けた取組について記載してきました。今後、この復興まちづくり計画に掲げた取組を一つ一つ進めていくためには、行政と町民が協働し、町民の力を結集して、町民が主体となって取り組んでいくことが必要です。
- そのため、ここでは、復興まちづくり計画を着実に推進していくための仕組みとして、①町民の復興まちづくりへの参画方法、②町民の復興まちづくりに向けた自主的な取組への支援、③行政と町民等の協働による計画の推進体制、について整理しました。

①復興の取組への町民の参画

～町民の意見～

(町民のまちづくりへの参加に関する意見)

- ◇町民のニーズを把握するために町民アンケートを継続的に行うべき。
- ◇町に意見を出しても町からの反応がなく、一方通行で終わっているのではないかと不安を感じる。
- ◇町の将来について町民が相互に意見を出し合える環境を整えるべき。
- ◇7000人の復興会議のように町民が意見を述べる場があることはとても良いこと。
- ◇若い人の意見を十分に取入れた町にしてほしい。

□町民が主体となった復興を目指すため、「7000人の復興会議」の意義を発展させ、以下のような方法を通じて、町民が復興に参画できる体制を構築し、復興まちづくり計画を推進していきます。

- 住民意向調査（アンケート）の継続的な実施
- ホームページや広報誌等を活用した事業の進捗状況の情報提供
- ソーシャルメディアを活用した町と町民間の双方向コミュニケーションを可能とする仕組みの構築
- 計画・事業に関する説明会・ワークショップの定期的な開催
- 若い世代の復興まちづくりへの参画の仕組みの構築



②町民による復興の取組への支援

～町民の意見～

(まちづくり参加への自主的取組に関する意見)

- ◇若い人や熟年のリーダーに期待し町民が一致協力して新しい町づくりに邁進する。
- ◇町民の中には主体的に自治会活動を行っている人もおり、そのような人を活用して町民のサポートをしたらどうか。
- ◇NPO設立も考えてみたが、今後別の場所に移るかもしれないため躊躇している。
- ◇町の復興のため専門分野に精通している方を広く募って、多くのポジションで活躍してもらいたい。



- 町民有志による勉強会の開催を支援します。
- 町民の自主的な取組を推進するため、さまざまな分野の学識者・専門家からの協力支援ネットワークの構築に取り組みます。
- 町民有志によるNPO等の設立の支援を行います。
- 復興支援員制度を活用して、避難先でのコミュニティづくりを担う人材の確保・育成を進めます。(再掲)

③行政と町民等の協働による計画の推進体制

(計画を実施するための財源の確保)

- 町民の要望に根ざしたこの復興まちづくり計画を実行していくため、国、県に対して、特段の財政措置を講ずるように要請していきます。

(計画を推進していくための人材の確保)

- この復興まちづくり計画を着実に推進していくためにはマンパワーの確保が課題であり、国・県等に対して、人材の確保に向けた支援を要請していきます。

(計画の推進体制)

- 計画に記載された施策については、復興の主体となる町民による自主的グループや各種団体、関係機関、さらに役場内の各課をあげて実行していく必要があります。
- 役場内において、各課横断的に取り組むため、計画の推進組織を立ち上げます。また、この計画を実施していくため、計画に記載された施策をより具体化していくための実施計画(事業計画)の策定に取り組みます。

(計画・事業の定期的な見直し)

- 計画の進捗管理や計画の推進方策について審議するため、町民代表者や有識者等からなる委員会組織を設置します。
- 計画に記載された施策の進捗状況を定期的に町民のみなさんにお知らせするとともに、進捗が思わしくない施策については、その原因を把握して、その改善に努めます。社会情勢の変化や町民の意識の変化に応じて、計画に記載された施策についても見直しを行います。

双葉町復興まちづくり計画（第一次）

参考資料

1. 双葉町復興まちづくり委員会から町長あての報告
（平成 25 年 5 月 8 日付け）
2. 双葉町復興まちづくり委員会の開催経緯
3. 双葉町復興まちづくり委員会委員名簿
4. 7000人の復興会議のとりまとめ結果
5. 双葉町住民意向調査のとりまとめ結果
6. ICRP（国際放射線防護委員会）による放射線防護
の考え方

平成25年5月8日

双葉町長 伊澤 史朗 様

双葉町復興まちづくり委員会委員長 三井所 清典

双葉町復興まちづくり計画案について（報告）

双葉町復興まちづくり委員会は、双葉町復興まちづくり委員会設置要綱第2条に基づき、町の復旧及び復興のあるべき姿や基本方針（ビジョン）、仮の町を含めた復興まちづくり計画に掲げる施策及び事業などについて、慎重な審議を重ねてきましたが、その審議の結果を「双葉町復興まちづくり計画（第一次）案」としてとりまとめましたので、報告します。

「双葉町復興まちづくり計画（第一次）案」においては、町が、町民の生活再建と町の復興に向けて、国及び東京電力に対して町民の要望として要求していくものを含めて、町が取り組むべき施策を明らかにしました。貴職におかれましては、本報告を十分に尊重の上、下記の点に留意をして、速やかに「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を決定されるよう、お願いします。

記

1. 本報告を踏まえて、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を決定するに際しては、改めて町民の意見を聴くとともに、町議会との協議を経て、決定すること。
2. 「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」の決定後は、計画に記載された施策の具体化を図るため、実施計画（事業計画）を策定し、具体の取組を推進すること。その際には、計画案のとりまとめの背景にある、これまでの委員会の議論も十分に踏まえて検討していくこと。
3. 「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」の決定後であっても、この報告が現時点の町民の意見を踏まえてとりまとめられたものであることを踏まえて、今後の双葉町の復興を巡る情勢変化や町民意識の変化に沿って、計画を随時見直していくこと。
4. 帰還目標の取扱いについては、委員会において帰還時期を「暫定的に30年後」とすることの賛否を含めて苦渋の討議の結果、本計画案がとりまとめられたことを踏まえて、国に対して、双葉町の帰還目標の提示を粘り強く要求していくこと。
5. 中間貯蔵施設の取扱いについては、町民の意見を十分に踏まえて結論を出すこととし、その結論が出された段階で、帰還の考え方を含めて、「双葉町復興まちづくり計画（第一次）」を見直すこと。

以上

双葉町復興まちづくり委員会の開催経緯

(平成)年	月	日	委員会	部会	内 容
24年	7月	19日	●		第1回双葉町復興まちづくり委員会 ● 委嘱状交付 ● 委員長並びに副委員長の選任について ● 「復興への道(案)」に関するパブリックコメント集計結果について ● 復興まちづくり計画について
24年	8月	28日	●		第2回双葉町復興まちづくり委員会 ● 会議の公開等について ● 「7000人の復興会議」福島市会議の結果について ● 今後の検討の進め方について
24年	10月	16日	●		第3回双葉町復興まちづくり委員会 ● 「7000人の復興会議」中間整理について ● 木村真三委員の講演 「チェルノブイリに学ぶ福島・双葉町の現状」 ● 今後の審議の進め方について
24年	11月	12日	●		第4回双葉町復興まちづくり委員会 ● 部会の構成について(報告) ● 双葉町復興まちづくり計画の位置づけについて ● 住民意向調査の実施について
24年	11月	12日	●	●	第1回部会 ○生活再建部会 ● 部会長並びに副部会長の選任について ● 「仮の町」の形態について ○ふるさと再建部会 ● 部会長並びに副部会長の選任について ● 帰還に向けた条件について ○きずな部会 ● 部会長並びに副部会長の選任について ● 双葉町民のコミュニティの維持について
24年	11月	26日	●		第5回双葉町復興まちづくり委員会 ● 部会の審議状況について ● 計画の基本理念について
24年	11月	26日	●	●	第2回部会 ○生活再建部会 ● 「仮の町」に必要な機能について ○ふるさと再建部会 ● 津波被災地域の復旧・復興について ○きずな部会 ● 双葉町の歴史・伝統・文化の継承について
24年	12月	11日	●		第6回双葉町復興まちづくり委員会 ● 木村真三委員の講演 「双葉町の帰還可能時期の予測について」 ● 部会の審議状況について ● 復興まちづくり計画の策定の進め方について

(平成)年	月	日	委員会	部会	内 容
24年	12月	11日		●	第3回部会 ○生活再建部会 ●双葉町の教育の在り方について ●「仮の町」に住まないと選択された方への支援について ○ふるさと再建部会 ●双葉町の土地利用の在り方について ○きずな部会 ●新たなコミュニティの形成について
24年	12月	17日		●	双葉町復興まちづくり委員会・ふるさと再建部会における講演会 ●難波謙二先生(福島大学)の講演 「除染技術の現状について」
平成24年12月20日 ～平成25年1月8日					双葉町住民意向調査
25年	1月	17日		●	第7回双葉町復興まちづくり委員会 ●計画に盛り込む項目等について ●各部会の審議結果の報告について
25年	1月	17日		●	第4回部会 ○生活再建部会 ●生活再建に向けた取組の考え方について ○ふるさと再建部会 ●ふるさと再建に向けた取組の考え方について ○きずな部会 ●双葉町民のきずなの維持・発展に向けた取組の考え方について
25年	1月	31日		●	第8回双葉町復興まちづくり委員会 ●計画の骨子案について
25年	2月	6日		●	第9回双葉町復興まちづくり委員会 ●双葉町住民意向調査 調査結果(速報版)の報告について ●「7000人の復興会議」における町民の意見・提案のとりまとめの報告について
25年	4月	3日		●	第10回双葉町復興まちづくり委員会 ●新委員への委嘱状の交付 ●復興まちづくり計画の基本方針について ●帰還目標の考え方について ●「仮の町」の整備の考え方について
25年	4月	24日		●	第11回双葉町復興まちづくり委員会 ●双葉町復興まちづくり計画(第一次)案の素案について
25年	5月	8日		●	第12回双葉町復興まちづくり委員会 ●双葉町復興まちづくり計画(第一次)案について

【委員会報告後の町の動き】

25年	5月	9日			議会全員協議会において委員会から報告された計画案について説明
平成25年5月18～26日					町政懇談会において計画案を説明(36件の直接関係した意見)
平成25年5月23～31日					書面による意見募集(114件)
25年	6月	21日			議会全員協議会において計画を決定することを説明
25年	6月	25日			町長が計画を決定

双葉町復興まちづくり委員会委員名簿

番号	区分	関係機関等		氏名	備考
1	関係機関の代表者	双葉町議会	双葉町議会議員	岩本 久人	任期:H24.7.19~H24.12.26
2	"	"	"	菅野 博紀	任期:H24.7.19~H24.12.26
3	"	行政区長	新山行政区長	竹原 天	
4	"	"	下条行政区長	藤田 博司	
5	"	自治会	いわき南台自治会長	齊藤 宗一	
6	"	"	つくば自治会長	中村 希雄	
7	"	農業者	農業者代表	木幡 敏郎	
8	"	"	"	西内 芳徳	
9	"	"	"	鶴沼 友恵	
10	"	商工者	双葉町商工会長	田中 清一郎	
11	"	"	双葉町商工会 青年部長	宗像 邦浩	
12	"	"	双葉町商工会 女性部長	吉田 岑子	
13	"	教育機関	双葉町教育委員会 委員長	岡村 隆夫	副委員長
14	"	学校機関	双葉南小学校長	末永 幸弘	任期:H24.7.19~H25.3.31
				日野 俊隆	任期:H25.4.1~
15	"	"	双葉北小学校長	松本 浩一	
16	"	"	双葉中学校長	荒木 幸子	
17	"	学校保護者	双葉南小学校 保護者代表	笠原 真一	
18	"	"	双葉北小学校 保護者代表	吉田 清己	
19	"	"	双葉中学校 保護者代表	大久保 敏己	
20	"	女性団体	双葉町婦人会長	中村 富美子	
21	"	高齢者	双葉町老人クラブ 連合会長	井上 六郎	
22	"	福祉機関	社会福祉法人双葉町社会福 祉協議会 事務局長	遠藤 直敏	
23	"	"	社会福祉法人ふたば福祉会 せんだん施設長	岩元 善一	

番号	区分	関係機関等		氏名	備考
24	関係機関の代表者	医療機関	双葉厚生病院 院長	重富 秀一	
25	学識経験者	学識経験者	福島大学名誉教授	鈴木 浩	副委員長
26	"	"	福島大学 経済経営学類教授	清水 修二	
27	"	"	芝浦工業大学名誉教授 公益社団法人日本建築士会 連合会会長	三井所 清典	委員長
28	"	"	西安交通大学客員教授	宇杉 和夫	
29	"	"	獨協医科大学 疫学研究室准教授	木村 真三	
30	町長が必要と認める者			高野 重紘	
31	"			高野 泉	
32	"			大橋 庸一	
33	"		若者代表	渡邊 ゆかり	
34	"		"	森山 真由美	
35	"		"	泉田 邦彦	
36	"		"	伊澤 慶昭	
37	"		"	樋渡 麻衣	
38	町職員	副町長		井上 一芳	任期:H24.7.19~25.3.10
39	"	教育長	教育長職務代理者 教育総務課長	高野 憲一	任期:H24.7.19~H25.3.31
				今泉 祐一	任期:H25.4.1~
40	"	総務課長		武内 裕美	
41	"	秘書広報課長		大住 宗重	任期:H24.7.19~H25.3.31
				平岩 邦弘	任期:H25.4.1~
42	"	住民生活課長		渡辺 勇	
43	"	健康福祉課長		竹本 良一	任期:H24.7.19~H25.3.31
				大住 宗重	任期:H25.4.1~
44	"	産業振興課長		山下 正夫	
45	"	建設課長		大橋 利一	

生活再建部会委員名簿

番号	区分	関係機関等		氏名	備考
1	関係機関の代表者	双葉町議会	双葉町議会議員	菅野 博紀	任期：H24.7.19～H24.12.26
2	〃	行政区長	下条行政区長	藤田 博司	
3	〃	自治会	つくば自治会長	中村 希雄	
4	〃	農業者	農業者代表	鶴沼 友恵	
5	〃	商工者	双葉町商工会長	田中 清一郎	
6	〃	商工者	双葉町商工会 女性部長	吉田 岑子	
7	〃	学校機関	双葉南小学校長	末永 幸弘	任期：H24.7.19～H25.3.31
				日野 俊隆	任期：H25.4.1～
8	〃	学校機関	双葉中学校長	荒木 幸子	
9	〃	学校保護者	双葉南小学校 保護者代表	笠原 真一	
10	〃	学校保護者	双葉北小学校 保護者代表	吉田 清己	
11	〃	学校保護者	双葉中学校 保護者代表	大久保 敏己	
12	〃	高齢者	双葉町老人クラブ 連合会長	井上 六郎	
13	学識経験者	学識経験者	福島大学名誉教授	鈴木 浩	
14	〃	学識経験者	芝浦工業大学名誉教授 公益社団法人日本建築士会 連合会会長	三井所 清典	
15	町長が必要と認める者			高野 重紘	部会長
16	〃			大橋 庸一	
17	〃		若者代表	渡邊 ゆかり	副部会長
18	町職員	副町長		井上 一芳	任期：H24.7.19～H25.3.10
19	〃	教育長	教育長職務代理者 教育総務課長	高野 憲一	任期：H24.7.19～H25.3.31
				今泉 祐一	任期：H25.4.1～
20	〃	健康福祉課長		竹本 良一	任期：H24.7.19～H25.3.31
				大住 宗重	任期：H25.4.1～
21	〃	産業振興課長		山下 正夫	

ふるさと再建部会委員名簿

番号	区分	関係機関等		氏名	備考
1	関係機関の代表者	双葉町議会	双葉町議会議員	岩本 久人	任期：H24.7.19～H24.12.26
2	〃	行政区長	新山行政区長	竹原 天	
3	〃	農業者	農業者代表	木幡 敏郎	副部会長
4	〃	農業者	農業者代表	西内 芳徳	
5	〃	商工者	双葉町商工会 青年部長	宗像 邦浩	
6	〃	福祉機関	社会福祉法人双葉町社会福祉協議会 事務局長	遠藤 直敏	
7	学識経験者	学識経験者	福島大学 経済経営学類教授	清水 修二	部会長
8	〃	学識経験者	獨協医科大学 疫学研究室准教授	木村 真三	
9	町長が必要と認める者		若者代表	伊澤 慶昭	
10	〃		若者代表	樋渡 麻衣	
11	町職員	総務課長		武内 裕美	
12	〃	住民生活課長		渡辺 勇	
13	〃	建設課長		大橋 利一	

きずな部会委員名簿

番号	区分	関係機関等		氏名	備考
1	関係機関の代表者	自治会	いわき南台自治会長	齊藤 宗一	
2	"	教育機関	双葉町教育委員会	岡村 隆夫	副部長
3	"	学校機関	双葉北小学校長	松本 浩一	
4	"	女性団体	双葉町婦人会長	中村 富美子	
5	"	福祉機関	社会福祉法人ふたば福祉会 せんだん施設長	岩元 善一	
6	"	医療機関	双葉厚生病院 院長	重富 秀一	
7	学識経験者	学識経験者	西安交通大学客員教授	宇杉 和夫	
8	町長が必要と認める者			高野 泉	部長
9	"		若者代表	森山 真由美	
10	"		若者代表	泉田 邦彦	
11	町職員	秘書広報課長		大住 宗重	任期：H24.7.19～H25.3.31
				平岩 邦弘	任期：H25.4.1～

「7000 人の復興会議」における 町民の意見・提案について（とりまとめ概要）

1. 「7000 人の復興会議」の趣旨

「7000 人の復興会議」は、双葉町復興まちづくり計画を策定するに当たって、町民の皆さんの意向が十分に反映された計画とするため、双葉町復興まちづくり委員会と並行して、町民のご意見・ご要望を広く集めることを主眼として実施しました。

「7000 人の復興会議」で得られたご意見・ご提案は、以下のとおり、多様にわたっています。このように多様で示唆に富む数多くのご意見・ご提案は、単なるアンケート調査からは得られないものです。網羅的な町民の皆さんの意向を反映した「住民意向調査」の結果に加えて、「7000 人の復興会議」で得られた多様なご意見・ご提案を分析・整理することで、様々な状況におかれた多くの町民の皆さんのご意向を把握することが可能となりました。

2. 「7000 人の復興会議」の開催経緯

平成 24 年 8 月から平成 25 年 3 月にかけて、①ワークショップ形式の会議、②インターネット会議、③マイノート配布の 3 つの手法を用いて、できるだけ多くの町民から双葉町の復興に向けた取り組むべきこと等について、意見を求めました。その結果、延べ 1,150 名が参加し、6,805 件の意見がありました。（一人あたり 5.9 件）

(1) ワークショップ形式の会議 （参加者数：598 名、意見数：3,508 件）

① 広域を対象とした会議・・・8 回

会 議	開催日時	会 場	人数
第 1 回福島市会議	8 月 19 日（日） 13：00～17：00	福島県 福島市青少年会館 2F	59 名
第 2 回東京会議	9 月 2 日（日） 13：00～17：00	東京都 大田区産業プラザ 2F 特別会議室	34 名
第 3 回柏崎市会議	9 月 16 日（日） 13：00～17：00	新潟県 柏崎市産業文化会館 2F 第 2 会議室	21 名
第 4 回加須市会議	9 月 23 日（日） 13：00～17：00	埼玉県 騎西コミュニティセンター 4F 会議室	18 名
第 5 回いわき市会議	10 月 14 日（日） 13：00～17：00	福島県 いわきアリオス 3F 中リハーサル室	26 名

第6回郡山市会議	10月21日(日) 13:00~17:00	福島県 日本大学工学部 70号館	23名
第7回つくば市会議	11月11日(日) 13:00~17:00	茨城県 つくば市役所 2F 会議室 201	31名
第8回全体会議	12月16日(日) 13:00~17:00	東京都 秋葉原 UDX	20名

②地域毎のグループ会議・・・25回

■福島県内のグループ会議等

グループ会議	開催日時	場 所	人数
さくらグループ会議	10月22日(月) 13:00~15:00	福島市 さくら応急仮設住宅	11名
日和田グループ会議	12月4日(火) 13:00~15:00	郡山市 日和田応急仮設住宅	18名
会津若松グループ会議	12月11日(火) 13:00~15:00	会津若松市 絆情報ステーション	8名
北幹線グループ会議	12月12日(水) 13:00~15:00	福島市 北幹線第2応急仮設住宅	26名
いわき南台グループ会議	12月14日(金) 13:00~15:00	いわき市 南台応急仮設住宅 ※グループホームでもヒアリングを実施	26名
さくらグループ会議	12月18日(火) 13:00~15:00	福島市 さくら応急仮設住宅	18名
いわき南台グループ会議	12月19日(水) 13:00~15:00	いわき市 南台応急仮設住宅 ※グループホームでもヒアリングを実施	19名
南相馬グループ会議	12月21日(金) 13:00~15:00	南相馬市 絆情報ステーション	2名
白河グループ会議	12月26日(水) 13:00~15:00	白河市 郭内応急仮設住宅	35名

県中借上げ自治会定例会でのヒアリング	12月22日(土) 11:00~14:30	福島県農業総合センター ※全体の中の一部でヒアリング	10名
白河婦人会でのヒアリング	12月26日(水) 13:00~15:00	マイタウン白河 ※全体の中の一部でヒアリング	21名

■茨城県内のグループ会議

グループ会議	開催日時	場 所	人数
つくばグループ会議	11月4日(日) 13:00~16:00	つくば市並木 双葉町役場つくば連絡所	11名
つくばグループ会議	11月17日(土) 13:00~15:00	つくば市並木 双葉町役場つくば連絡所	11名

つくばグループ会議	12月2日(日) 13:00~15:00	つくば市並木 双葉町役場つくば連絡所	11名
つくばグループ会議	12月15日(土) 9:00~12:00	つくば市並木 双葉町役場つくば連絡所	11名
つくばグループ会議	1月5日(土) 10:00~12:00	つくば市並木 双葉町役場つくば連絡所	7名
つくばグループ会議	1月26日(土) 10:00~12:00	つくば市並木 双葉町役場つくば連絡所	11名
つくばグループ会議	2月17日(日) 10:00~12:00	つくば市並木 双葉町役場つくば連絡所	15名

■埼玉県内のグループ会議

グループ会議	開催日時	場 所	人数
埼玉グループ会議	10月30日(火) 13:00~15:00	加須市 旧騎西高校	9名
埼玉グループ会議	11月18日(日) 13:00~15:00	加須市 広域避難者支援サロン「ハーモニー」	4名
埼玉グループ会議	11月24日(土) 13:00~15:00	加須市 旧騎西高校 柔道場	10名
埼玉グループ会議	12月1日(土) 14:00~16:00	さいたま市 大宮文化会館	4名
埼玉グループ会議	12月10日(月) 13:30~15:30	加須市 旧騎西高校 生徒ホール	11名
埼玉グループ会議	12月15日(土) 14:00~15:00	所沢市 生涯学習推進センター	3名
埼玉グループ会議	12月25日(火) 13:30~15:30	加須市 旧騎西高校 生徒ホール	35名

■東京都内のグループ会議

グループ会議	開催日時	場 所	人数
東京グループ会議	11月4日(日) 13:00~16:00	東京都港区乃木坂 クラブカクタス	15名
東京グループ会議	12月9日(日) 13:00~15:00	東京都新宿区 新宿パークホテル会議室	4名

(2) インターネット会議

■集計範囲

平成 24 年 9 月の本格運用開始から平成 25 年 3 月 29 日までに専用 HP 上に投稿された意見・提案について集計。

■参加者数

合計：66 名

■意見数

合計：1,196 件（※専門家の意見・コメントを除く）

(3) マイノートの配布

■集計範囲

平成 25 年 3 月 29 日までに回収されたマイノートの意見・提案について集計。

■回収数

合計：486 冊（うち、高校生以下 67 冊）（※子ども用の用紙によるものを含む）

■意見数

合計：2,101 件（うち、高校生以下 82 件）

(参考)「7000人の復興会議」への参加方法

①方法1 会議開催会場へ参加する

ワークショップ（WS）形式で行う
町民参加の集会型会議

(※各地域でのグループ会議を含む)

方法1. 会議開催会場へ参加する



全国の主な避難地域で開催し
ご自分の意見・思いを出して
グループごとに話し合うワーク
ショップを行っています。
どの地域の会議にも自由に
何度でも参加可能です。



②方法2 インターネット会議へ参加する

専用ホームページを作成、
インターネットによる会議

方法2. インターネット会議へ参加する



専用ホームページに、
意見や提案を投稿する
ことで、離れた町民の方々と
意見交換したり共感の
支持を受けることが
できます。

<http://みんなでまちづくり.jp/futaba/>

③方法3 ノートに意見を記入する

みんなでまちづくりマイノートの
配布による意見収集

方法3. ノートに意見を記入する

皆様一人一人の意見や提案を
自由に記入してください。
2012年12月下旬に集計のため
回収します。



町民の皆様と意見交換するために、意見や提案をかきとめた
「マイノート」をワークショップ会議に持参されることを
お勧めしています。

3. 収集された町民の主な意見・提案

上記の「7000人の復興会議」において収集された町民の意見及び提案 6,805 件について、復興まちづくり計画案の審議に活かせるよう、それぞれの意見を 14 カテゴリーに分類しました。各カテゴリーの意見については、本来全ての意見を掲載するところですが、紙面に限りがありますので、ここでは各カテゴリーから主な意見を抽出して整理しました。

町民の皆さんから寄せられた 6,805 件の生の声の全ては、双葉町ホームページに掲載しておりますので、ぜひご覧ください（個人が特定できる記述は一部特定ができないように修正をしております）。ホームページの閲覧が難しい方は、冊子（約 500 ページ）をお届けしますので、双葉町役場復興推進課あてにご連絡ください。

「7000人の復興会議」における町民の意見・提案のとりまとめについて

➡ http://www.town.futaba.fukushima.jp/oshirase/fukkou/7000kaigi_iken.html

① 復興への思いについて

【町民の復興への思い】

- 帰りたいけど帰れない
- ふるさとは失いたくない
- 帰還したいような魅力的な町にしなければならない
- 町民が一つになる
- 人間としての復興をまず手助けしてほしい
- 子どもや孫との生活を取り戻したい
- 一日でも早く元の双葉町に戻して次世代に繋げたい
- 1人1人が幸せに暮らしていけることが復興である
- 子ども・若者が住みたいと思われる町にしないといけない

【帰還の見通し】

- 双葉町に帰れるのか帰れないのか知りたい
- いつ帰れるのかをはっきりしてもらいたい
- 双葉町へ帰りたいという思いは分かるが現実的に実現することを考えていかなく
てはならない
- 双葉町に帰るとしたら一体どのくらいの人が帰るのだろうか
- 「ふるさと双葉町」と言っても汚染されたところに戻ろうとしているのは間違っ
ていると思う

② 住みたい場所（仮の町を含む）について

【住みたい場所】

- 今の双葉町には住めない
- 一日も早く仮の町をつくってほしい
- 仮の町は希望しない
- 安全に安心して子どもが暮らせる町がよい
- 家族がバラバラなので早く皆と一緒に暮らしたい

【仮の町の形態】

- できれば双葉町の人と一緒に集まって住みたい
- 町民が1か所に集まるのは無理があるので、複数個所としてほしい
- 町に帰る前提で仮の町を早く作ってほしい
- 仮の町は、帰還のためだけの中間地点というところではない
- 行政単位で住みたい
- 行政単位で住むことにはあまりこだわらなくてもいい

【仮の町の場所選定の条件】

- 放射能のない町に住みたい
- 双葉町に類似した風土、豊かな自然環境（海、山、川）のある場所がよい
- 買い物ができ医療機関が近くにあり家族と一緒に暮らせるところ
- 仕事や生活に必要な箱ものをつくってほしい
- 交通の便のよいところに住みたい

【仮の町の機能】

- 復興公営住宅を早く作ってほしい
- 仮の町で生活するには仕事が重要
- 生活のパッケージがほしい（住居、仕事、医療福祉）
- 住居、生活の糧、経済機能全てが整わないと仮の町にはならない
- 何もないところに作るのではなく、既存の同じ町の中で点在して住民が移り住んだ方が仕事、商業施設も揃っていて生活しやすい
- 自活できる人は自活し、それが難しい人のための施設を優先して考えるべき、学校・病院等はその地域のものを利用し、あまり大きな投資にならないようにかつ経済弱者が利用しやすい施設を作ってほしい
- 畑や田んぼ作業ができるような場所を提供してほしい
- 子どもを思いっきり遊ばせられる公園をつくってほしい

【住宅環境整備】

- 庭付き一軒家がいい

- 高層ではなく低層の建物がいい
- 住居+デイサービスを併設した住環境が必要
- 5階建でもエレベータをつけるべき
- 高齢者長屋のようなところがほしい
- 公務員宿舎を活用してリノベーションにより住まいを整備したい
- 単に人数に応じた機械的な仕様ではなく、高齢者への配慮、家族との同居等ニーズに応じた供給をしてほしい
- 仮設ではなく核となる復興公営住宅があり、その周辺に一軒家があるものを早くつくってほしい

【仮の町に住まない町民への支援】

- 仮の町ができた時、そこに移ることができなかった人にも同等の補助なり支援が必要なのではないか
- どの町で生活を始めても双葉町民としての支援をお願いしたい
- 複数の選択肢を用意し個人が選べるようにすること

③ 仕事・産業について

【雇用の確保・働きやすい環境】

- 若者が仕事のできる環境が必要
- 中高年の就職支援・確保を実現してほしい
- 女性が働くにしても子どもを預かってくれるところがほしい
- フルタイムの仕事がしたいが、保育サービスが不十分なためできない
- 仕事と育児が両立できる環境を整えてほしい、病児保育とかがあると安心

【生業再開・新たなビジネス創出】

- 双葉町の人が居るところで事業を再開したい
- 仮の町でも本当は農業をやりたい
- 事業再開を目指す人に仮設工場・事務所を提供すべき
- 双葉町の名産品を復活したい
- 新しい産業を興すことが必要
- 福祉施設ができれば、今まで福祉施設で働いていた職員もいるので、そういう人たちの働く場所としてもよいと思う

④ 教育について

【学校の再開・存続】

- 時間が経てば経つ程子どもたちはばらばらになってしまう、早く学校を再開したい

- 学校再開は町復興のシンボル
- 子どもたちに母校をもどしてあげたい
- 保育園・幼稚園をつくってほしい
- 歴史ある双葉高校を残してほしい
- 子どもは学校に慣れたとかで早くしないと現在の場所に定着してしまうと思う

【町の教育の在り方】

- 町独自の教育ビジョンがほしい
- 双葉町が特任校に率先して手をあげて、モデルとなるような特徴的なまちづくりに挑戦すべき
- 双葉町の人口減を考え、学校は幼稚園から高校までの一貫教育を図り、施設をまとめていく

【子どもの教育環境・子ども同士のつながりの確保】

- 未来の双葉出身の子どもたちが、十分な教育を受けられるサポート体制を
- 双葉の子どもたちのネットワークがほしい
- あと1年で入学だが、何回も転校しないように落ち着いたところに行かせたい
- インターネットを積極的に使って、広い視野を持たせてほしい
- 双葉町のような少人数での教育を受けさせたい
- 放射線や原子力等の安全に関わることも教えてほしい、また、双葉の歴史や文化等も教えてほしい
- 小学生の「再開の集まり」の時に、「一緒にいわきに住みたい」という思いになっていて、かわいそうになった

⑤ 医療・福祉について

【町民の健康管理】

- 今後健康上の問題が多発する可能性が高く、フォローが必要、長期的な健康管理の面で支援を考えてほしい
- 甲状腺検査を全年齢無料にしてほしい
- 双葉町から自殺者が出ないような対策を
- 老人が孤立しない環境をつくるべき
- 苦しんでいる人の負担を和らげる策（話をきく、顔を見に行く等）を練るべき

【医療・福祉サービスの確保】

- 設備の整った病院がほしい
- 介護施設を充実させてほしい
- せんだんのような老人ホーム、デイサービス、ショートステイ等がほしい

- 高齢者だけでなく、障害者へのサポートも（身体、精神、知的）もう少ししてほしい
- 国は原発避難者特例法を策定して運用を各自治体に任せているが、十分な運用がなされていない、自治体間の温度差がある

⑥ 避難生活について

【避難生活の現状】

- 避難生活は限界を感じている（住居の不便さ、ほっとできない精神的なストレス）
- この先どうしたらいいか不安だらけ、いつまでこんな生活が続くのか
- 住めない家のローンを未だに払い続けている
- 原発事故でみんなバラバラになってしまった
- 大切な友人との距離が遠くてさみしい

【賠償問題の解決】

- 早く賠償を進めてほしい、全ての賠償の支払いがなくては先に進めない
- 自立するには十分な賠償が必要
- 賠償手続きに関するノウハウや、国・東電との協議進捗状況をみんなに知らせてほしい

【住居の改善】

- 仮設・借上げ住宅の入居期限が心配、制度を延長してほしい
- 借上げ住宅の移転制限を、県内外を問わずなくしてほしい

【避難生活の改善・負担軽減】

- 高速道路の無料化を続けてほしい
- 医療費等の無料化を継続してほしい、医療費の免除がなくなると通院回数を減らさないといけなくなる
- 住民票の発行を避難先でできるようにしてほしい
- 健康検査を避難先で実施してほしい
- 様々なことへの窓口が分からない、明確にしてほしい

⑦ 双葉町の復旧・復興について

【当面の土地利用の在り方】

- 一時立入の出入りをもっと簡易にしてほしい
- 6号線を自由に通れるようにしてほしい
- 一時帰宅の際に使うトイレを作してほしい
- お墓参りだけは何とかできるようにしてほしい、自分のお墓がある場所は線量も高いし、そこに行く道が整備されていないので、まだ一度も行けていない
- 壊れたお墓を修復・再建したい

- 一時帰宅のために道路を直してほしい、町へ戻れなくてもお墓参りのために崩壊した道路網を整備してほしい
- 道路・鉄道の復旧が急務である
- 常磐高速道路の早期開通
- 屋敷周りや田畑の草刈りをして荒廃を防止したい
- 家の保全をお願いしたい
- 空き巣や火災の問題に対応すべく、町の防犯・防災に努めるべき
- 家に残してきたプロパンガスや各種燃料が危険な状態にあり心配
- 町民で見守り隊をつくって現状の安全を守るのがよい
- 町の状況を写真や動画で見ることができれば、年老いた親達が帰れなくても見せることができるのではないか
- 帰れないのに、元の家管理はだれの責任になるのか
- 津波対策としてコンクリート防波堤と高い土溜を組み合わせるべき
- 津波でやられた土地は買い上げてほしい
- 自宅を移築してほしい

【町の将来の再興に向けた取組】

- 双葉町にある家屋の盗難や火事等の管理は今後の課題になるが、元の所有物に対して全部補償をしてもらえば、全て更地にして除染してもらったほうがよいのではないか
- もし再生可能であれば思い切って田を一枚 50～100 m²の大きな田形にする、区画整理をしながら工事の中で天地替をして放射線量を下げる
- 人口減少が予想される中それを逆手に取り、樹木と水路を配した緑と水の豊かな公園都市にしたい
- 汚染物を除去するための研究施設として活用する
- 自然公園にする
- バイオエタノール等除染と結び付いた新たな産業を開拓すべき
- ラスベガスのような娯楽施設を福島に持ってくるような思いきった付加価値が大事
- 海岸沿いに太陽光発電基地として大規模造成し、企業・行政でその拡大を図る
- 除染技術を研究する企業の誘致を積極的に図っていく
- 将来的に町中へある程度の規模の多様なテナントの入った商業施設を誘致する

⑧ 放射線の影響について

【放射性物質の低減】

- 放射能の影響が心配で帰還する気にならない
- 事故前の放射能レベルにならないと子どもたちを連れて帰れない
- 水源が汚染されている、双葉町には戻れないだろう

- 線量の正しい広報を行ってほしい
- 双葉町の行政区ごとの汚染地図が必要

【原発の安全性】

- 原発の処理が安全に進むかどうか信用できない
- 原発事故が収束していないのは明らか
- 現在の福島第一原発4号機の安全性に疑問がある
- 廃炉作業が終わらないうちは帰れない

⑨ 除染・中間貯蔵施設について

【除染】

- 除染はしっかりしてほしい、町民全員が安心して暮らせる環境をつくってほしい
- 除染方法の開発を急いでほしい
- 試験除染を早めに実施してほしい
- 今の除染方法は疑問
- 除染費用は多大、それにお金をかけるくらいなら他に使うべき
- 除染では汚染を全て消すことはできない

【中間貯蔵施設】

- 中間貯蔵施設は必要、設置できなければ除染が進まない
- 中間貯蔵施設を双葉町につくってほしくない

⑩ 情報共有とコミュニティの維持について

【町民の交流機会の確保】

- 住民の電話帳を作してほしい
- 町民の連絡先を知りたい、そのための仕組みがほしい
- 使い方が簡単な端末で町民同士が話をできるようにしてほしい
- 住民が自由に使えるタブレット端末を町から無料で貸し出してくれると、情報が早く伝わるのでよいと思う
- 町民がふれあえる場所がほしい、情報交換ができる場所がほしい
- 家族や友達の絆を取り戻したいので、町民の集まりの機会を増やしてほしい
- だるま市や祭り等を開催して、双葉町の人が集まる機会を設けるべき

【町からの情報提供】

- 役場からの情報がないと感じるので、スピード感を持って情報を提供してほしい
- 「広報ふたば」は月1回、「フォトフレーム」も更新頻度が少なく、内容が実用的でないので双葉町の情報が入手しにくいと感じる

- 町長、役場の動きをニュースとして動画を交えてみせるような情報集約型のサイトを
作ってほしい

【避難先住民との交流】

- 新たなコミュニティ作りに目を向けるべきではないのか
- 自治体の枠を越えて、避難先での横の繋がりを作るべき
- 避難先では双葉町民だけではなく地元の方も輪に入れたコミュニティを作りたい

⑪ 語り継ぎたい双葉町の暮らしについて

【双葉町での暮らし】

- 海・山・川・自然に恵まれている
- 空気が美味しい
- 気候が温暖で過ごしやすい
- 食べ物が美味しい、野菜も美味しい
- 人と人との交流があり、繋がりを感じる
- 人情があり近所付き合いがあった

⑫ 残したい双葉町の歴史・文化について

【残したい町の歴史・伝統・文化】

- じゃんがら念仏祭り、盆踊り等があり里帰りの喜びを分かち合う
- 歴史は子孫に残さなければならない
- ふたばダルマ、ダルマ市の開催
- 夏の盆踊り、秋は町民体育祭
- 指定文化財以外の歴史的な文化財、資料も多く、こうしたものも残してほしい
- 清戸迫古墳
- 標葉せんだん太鼓
- 前田の大杉を守ってほしい
- 双葉町音頭

【町の歴史・伝統・文化の継承】

- 双葉町のルーツ等を大事にしたい
- 町での暮らし、文化が存在したことを記録として残すべき
- 町の写真や映像等で記録をしっかりと残してほしい
- 今までの双葉町に戻るのに 100 年にかかるため、こういう町があったことを残す施設があるべき
- 歴史・民俗博物館を作ってほしい

- 伝統芸能等を継承して残してほしい
- 離れて生活している時間が長くなると文化の継承は遠のいてしまう、文化継承のためにも、とにかく多くの人が集まる機会を作らなければならない

【事故の教訓の伝承】

- この原発事故を絶対に忘れてほしくない
- 「忘れられる」ということが一番悲しい
- 震災で体験したことを後世にちゃんと継承していくべき、未来の財産とするためのツールを検討すべき

⑬ その他復興会議の運営等に関する意見

【7000人の復興会議の運営】

- 会議の必要性、目的、意見の反映場所をはっきりとさせるべき
- 町のやることに無駄が多いと思う、労力と費用の無駄遣いにならないだろうか
- 町に意見を出しても町からの反応がなく、一方通行で終わっているのではないかと不安に感じる

【国・県等への要望】

- 町の復興は国の責任でしっかりとやっていただきたい
- 東電・国にはもっと被災者の立場に立った対応をしてほしい
- 国がはっきりしないと我々は将来設計をしたくてもできない
- 町→県→国への要求をちゃんとまとめてやるべき

【町の運営体制】

- 早く町の方向性を示してほしい
- 双葉町は他の町村に比べて全てが遅れている
- 町長は町民に対して説明責任を果たすべき
- 町長と議会がもめている場合ではない
- 町長・議員等みんなで協力して、色々な事を進めていってほしい

【今後のまちづくり体制】

- 若い人の意見を十分に取入れた町にしてほしい
- 若い人や熟年のリーダーに期待し町民が一致協力して新しい町づくりに邁進する
- 町の復興のため専門分野に精通している方を広く募って、多くのポジションで活躍してもらいたい
- 双葉町に住民票がない人も何か双葉町に関わりたいと思っている人はたくさんいるはず、声をかければもっと人が集まると思うがそこには情報が来ていない
- 町にとどまらず、もっと広域的に双葉郡全体で考える視点も持ち合わせるべき

⑭ 双葉町の子どもたちからの意見

双葉町の子どもたちからも多くの意見をいただきました。こうした子どもたちの意見は、ぜひ直筆を見ていただきたく、寄せられた意見を双葉町ホームページに掲載しました。ここでは、紙面の限りから、主なものを以下に抽出しました。ホームページに掲載されている子どもたちの生の声もぜひご覧ください。ホームページの閲覧が難しい方は、冊子（約 500 ページ）をお届けしますので、双葉町役場復興推進課あてにご連絡ください。

「7000 人の復興会議」における町民の意見・提案のとりまとめについて

➡ http://www.town.futaba.fukushima.jp/oshirase/fukkou/7000kaigi_iken.html

- ふたば大すき ふたば どのけんよりも大だいたいすき！ だからまけないで！ ふたばをみんなでおうえんする！
- ふたば町のいいところは、みんながやさしいことです なかよしの人がいっぱいいました いまは友達がいっぱいいるのでうれしいです
- ふたばのみなさんは元気ですか？ わたしは元気だよ みなさんはふたばにかえりたいですか わたしもかえりたいです けれども きさいの友だちと先生と、はなれたくありません
- わたしのふたば町の 1 ばんのおもいでは、海での花火です なぜかというのと、とてもきれいだからです
- 私の家族は 3 つの場所に別れて生活しています なので、家族全員そろって同じ場所で住めるような環境を作ってほしいです
- 双葉町にいつになったら復興し、帰れるのだろうか毎日思っています 一日も早く復興させ、帰れるように考えてほしいと思っています
- 双葉町で暮らしたことは忘れられません 小学校のときまで過ごした町、私にとって地元双葉は人もよく楽しい町だったので、早くそんな地元をとり戻せたらいいなと思います

双葉町住民意向調査 調査結果（概要版）

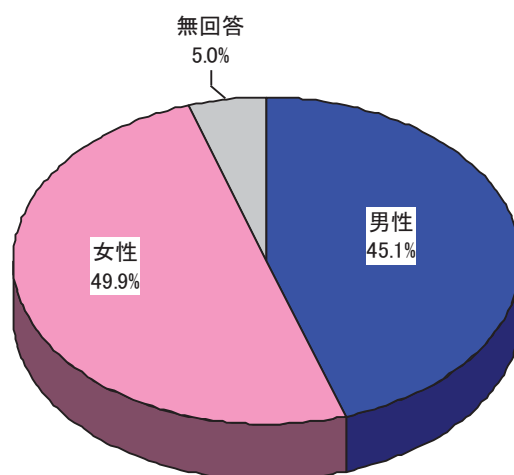
復興庁
福島県
双葉町

調査の概要

1. 調査対象：中学生以上の双葉町全住民 6,293 人
2. 調査時期：平成 24 年 12 月 20 日(木)～平成 25 年 1 月 8 日(火)
3. 調査方法：郵送法
4. 回収数：3,710 人(回収率 59.0%)

1. 回答者の属性

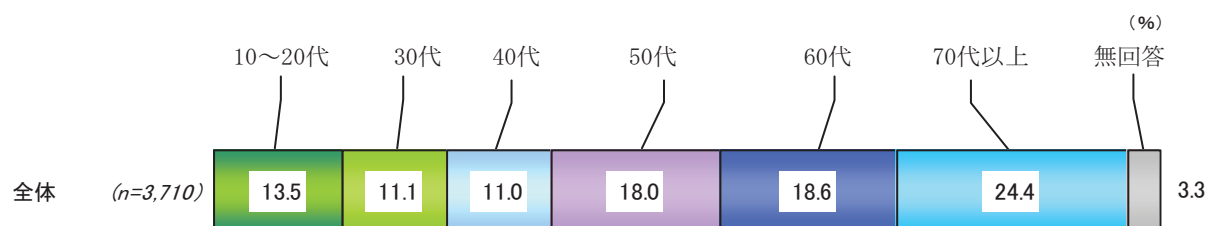
(1) 性別..... 【一般:問 27、中高生:問 12】



全体(n=3,710)

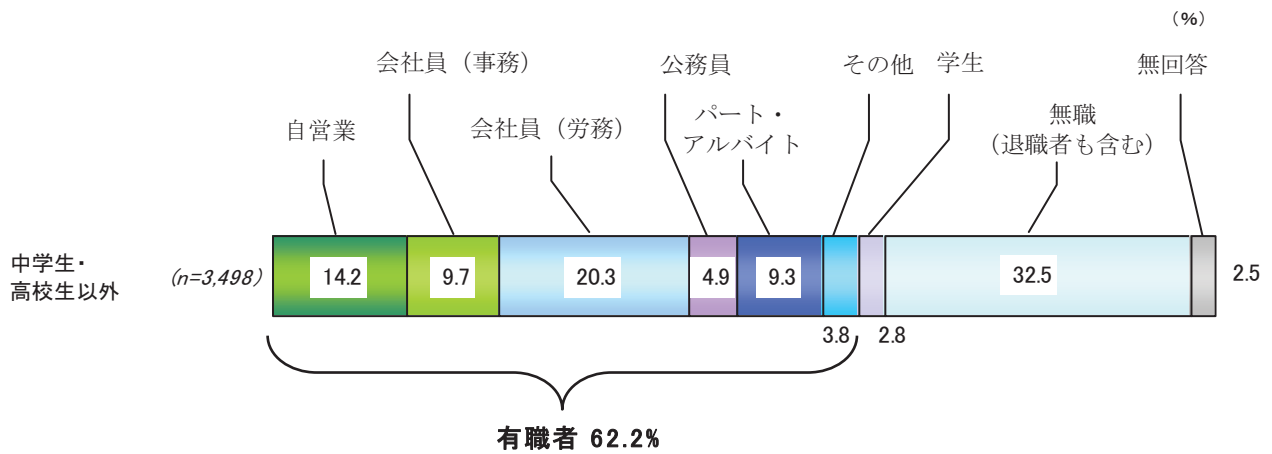
※中学生・高校生には、全体の設問から一部を抜粋した調査票により質問したため、設問番号が一般（中学生・高校生以外）と異なっている。以下同様。

(2) 年齢..... 【一般:問 28、中高生:問 13】

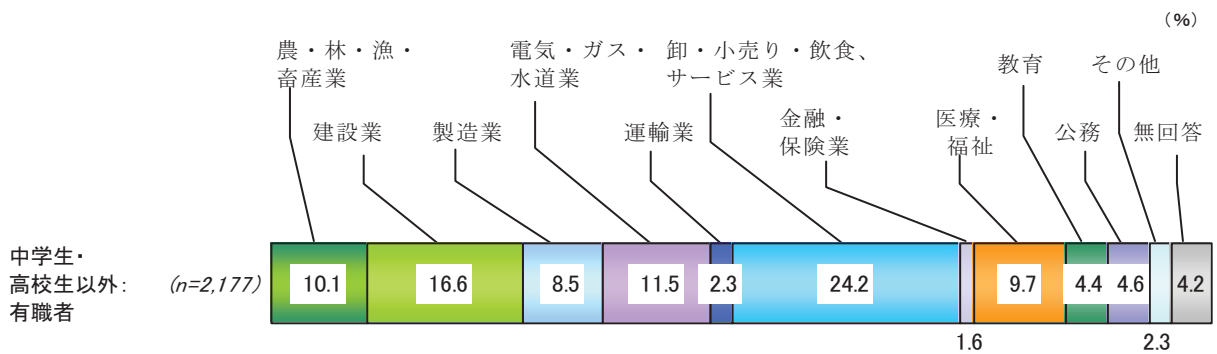


2. 震災発生当時の状況

(1) 震災発生当時の職業（就業形態） 【問3(1)】

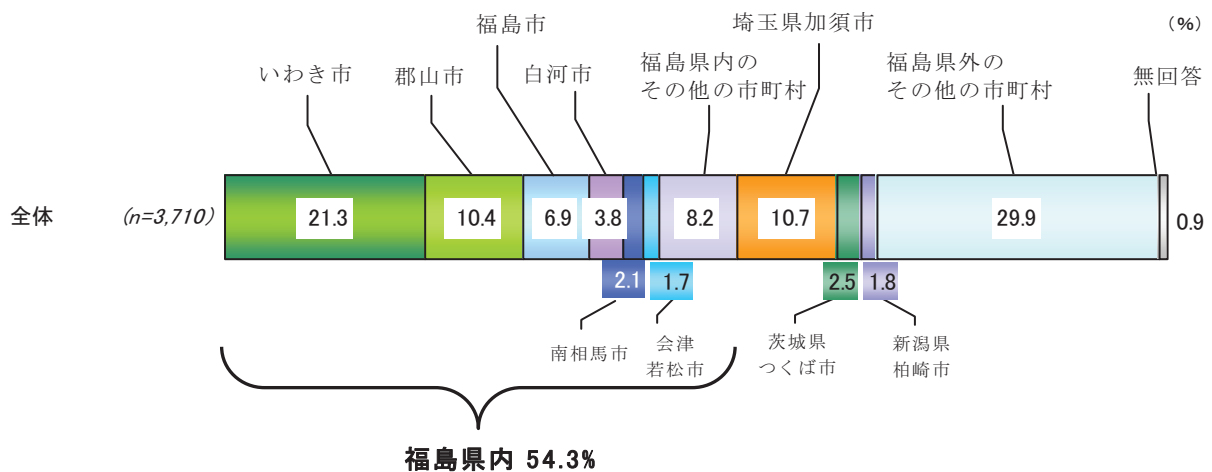


《有職者の業種》 【問3(2)】

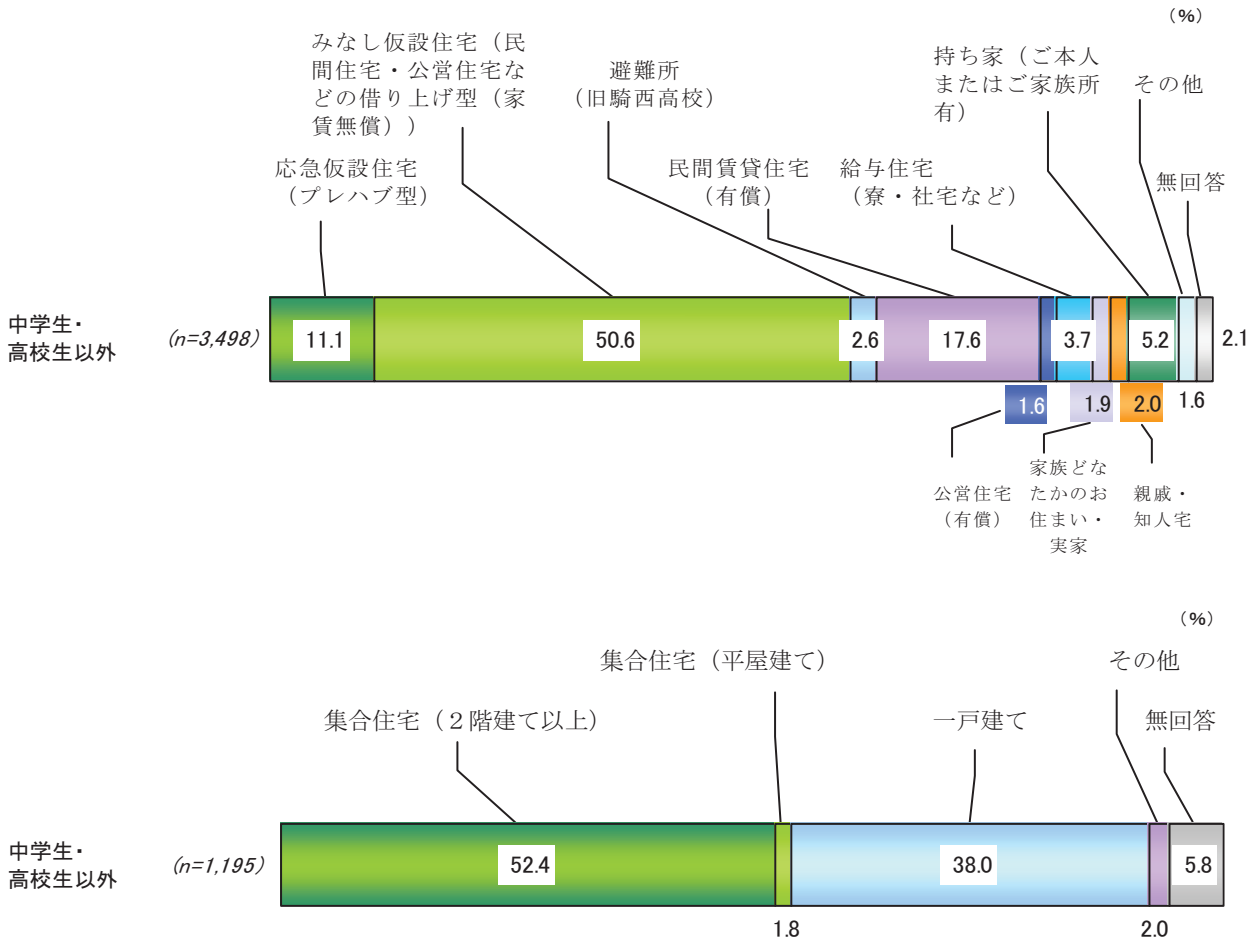


3. 現在の状況

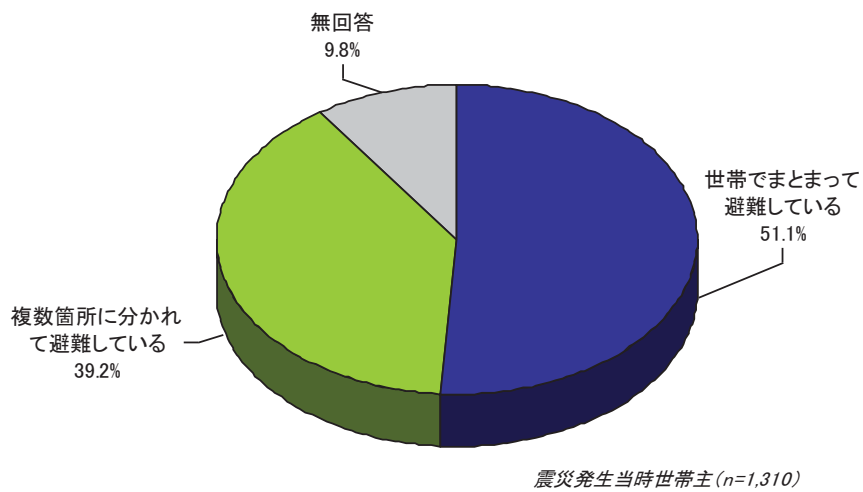
(1) 現在の避難先 【一般：問4、中高生：問2】



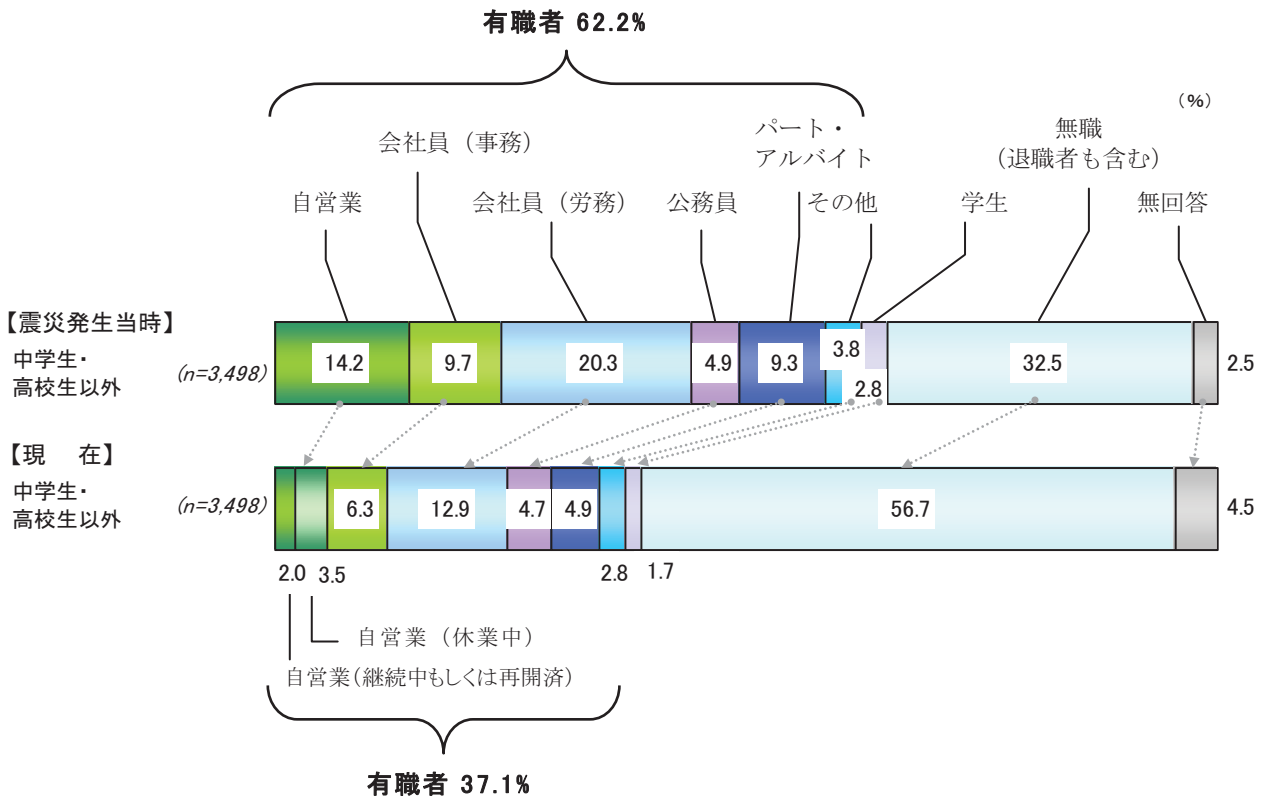
(2) 現在住んでいる住宅の所有形態と建て方……………【問5(1)・問5(2)】



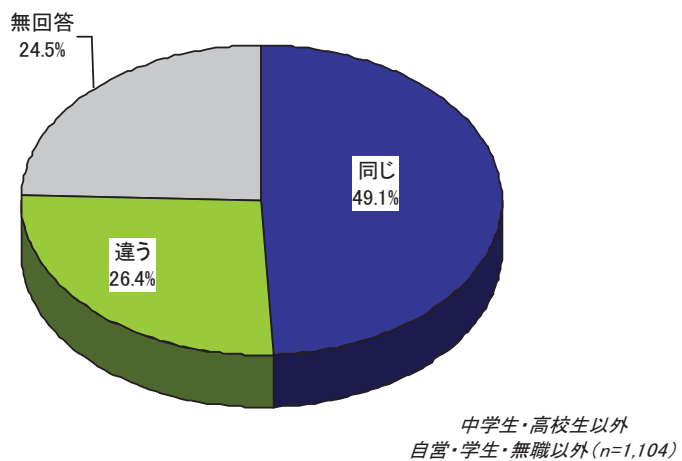
(3) 現在の避難状況……………【問33(3)】



(4) 現在の職業（就業形態） 【問6(1)】

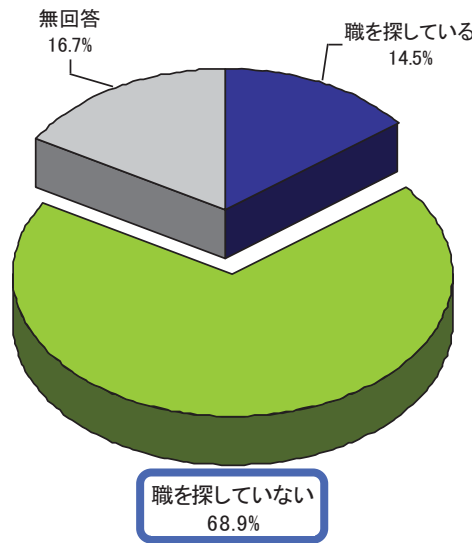


(5) 現在と震災発生当時の勤め先の相違 【問6(3)】



(6) 現在の求職状況

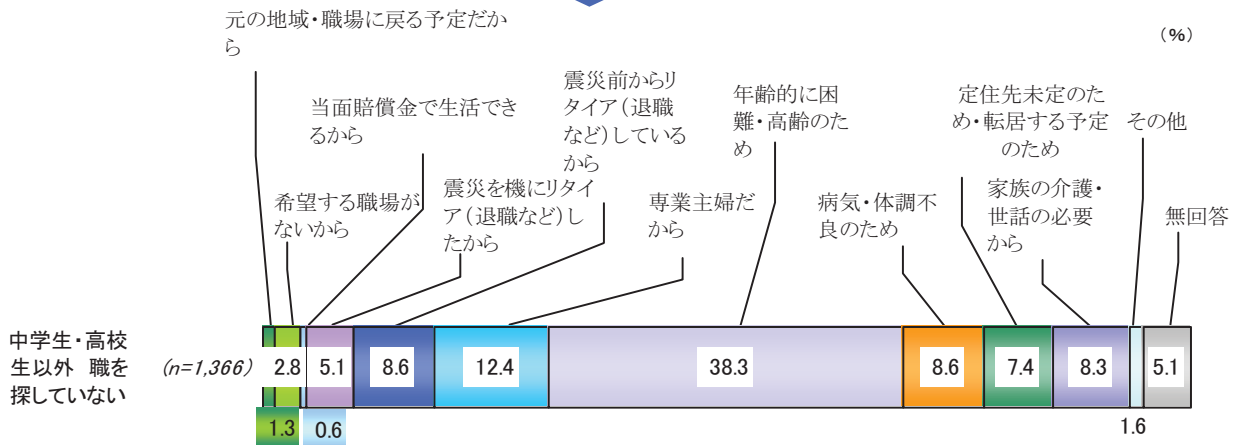
【問 6(4)】



中学生・高校生以外 無職者(n=1,984)

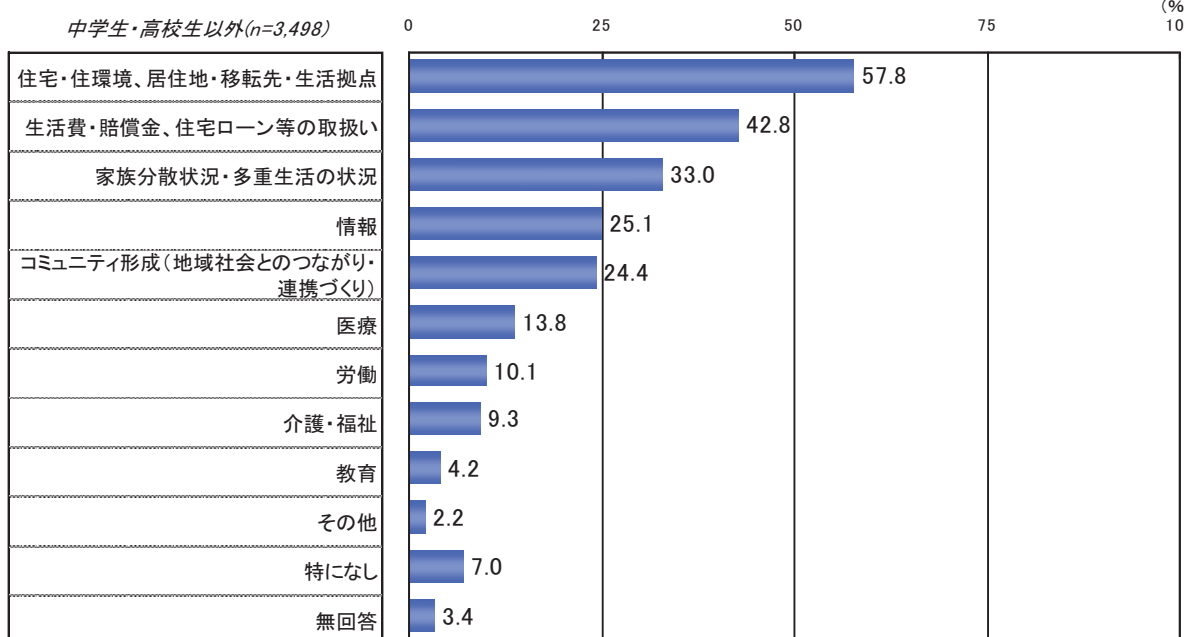
《職を探していない理由》

【問 6(5)】



(7) 現在の避難生活で困っている事や改善を求める分野 (3つまで回答)

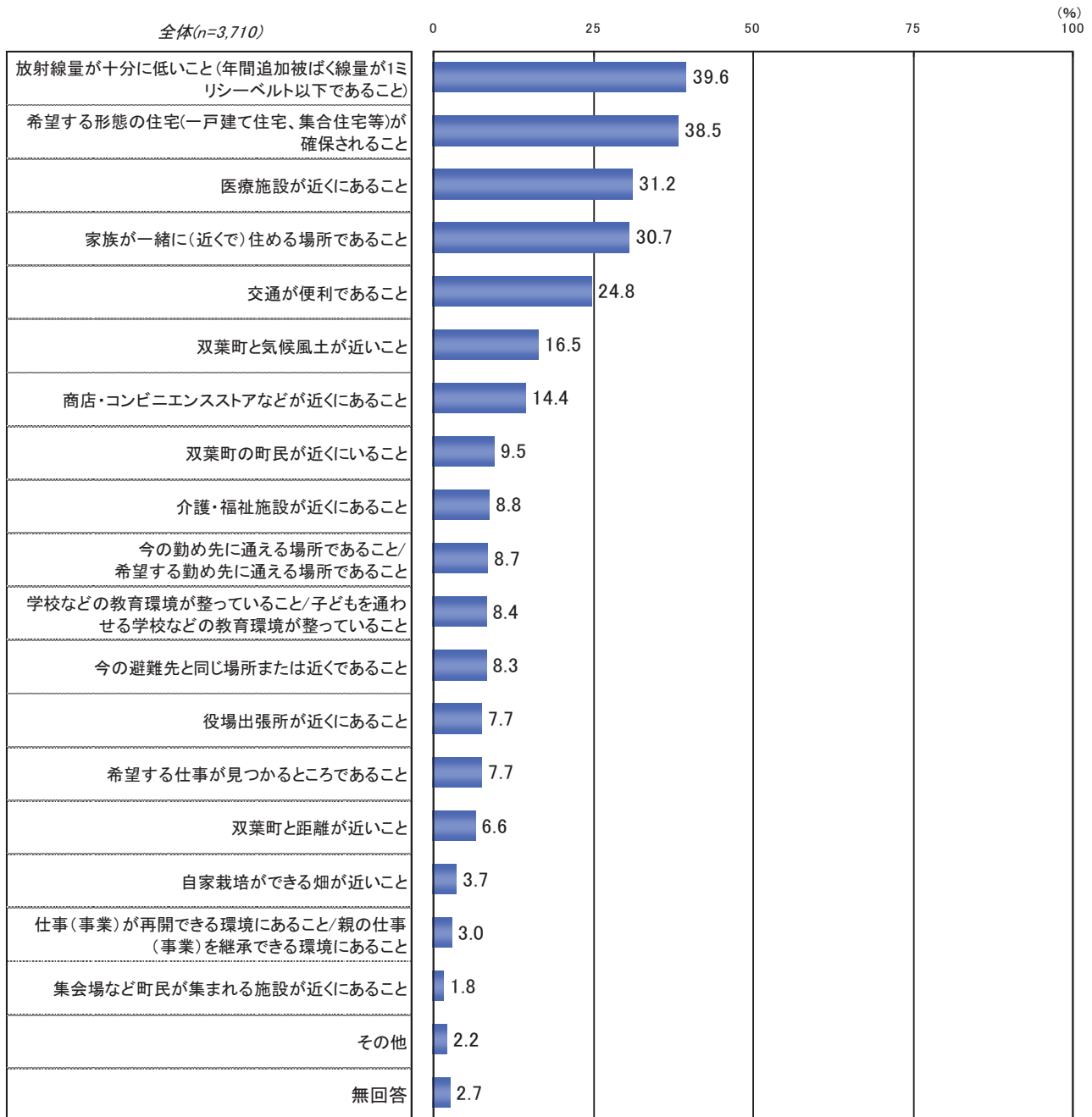
【問 7】



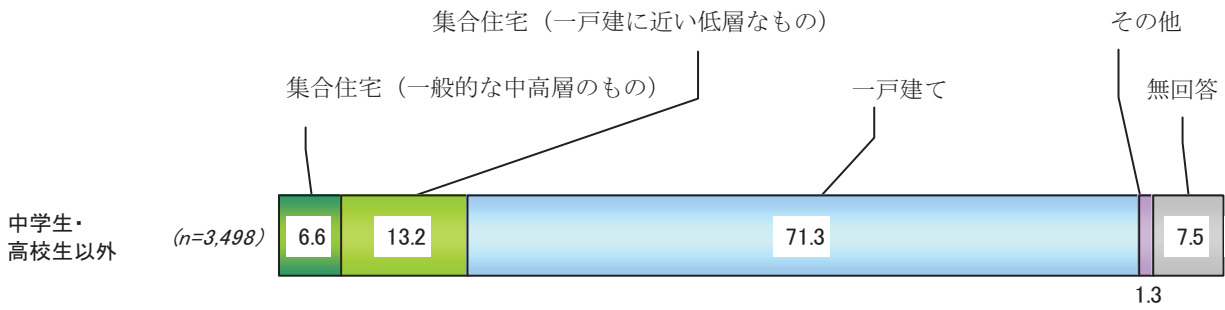
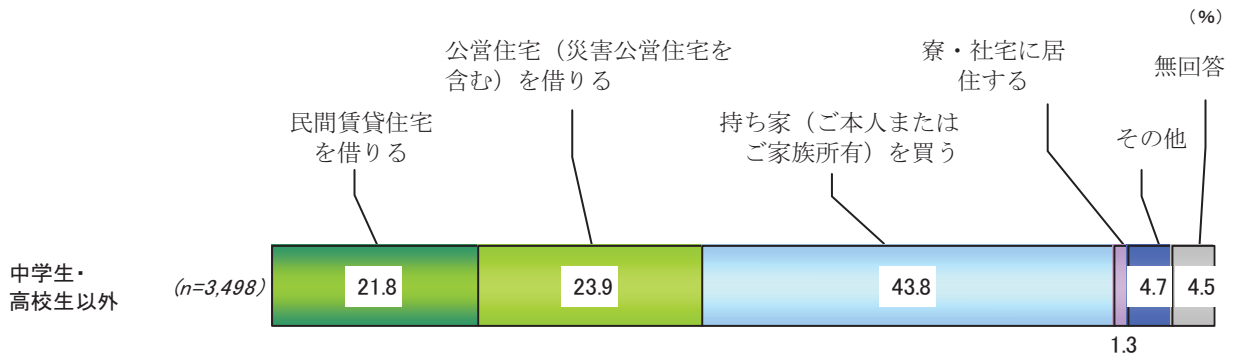
4. 当面の生活拠点の条件について

(1) 生活再建の場所を選択するのに重視する条件（3つまで回答）

..... 【一般:問 13、中高生:問 5】



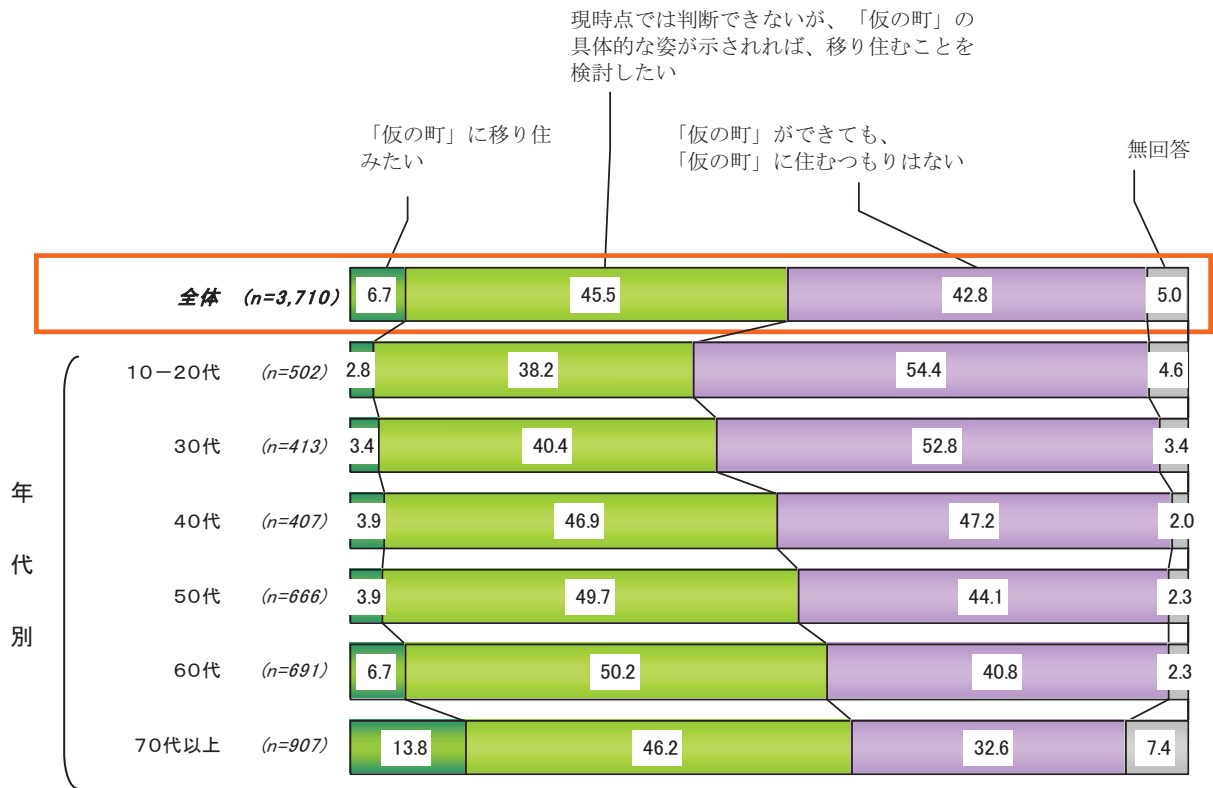
(2) 双葉町への帰還までに住みたい住居の所有形態・建て方……………【問 14(1)・問 14(2)】



5. 「仮の町」について

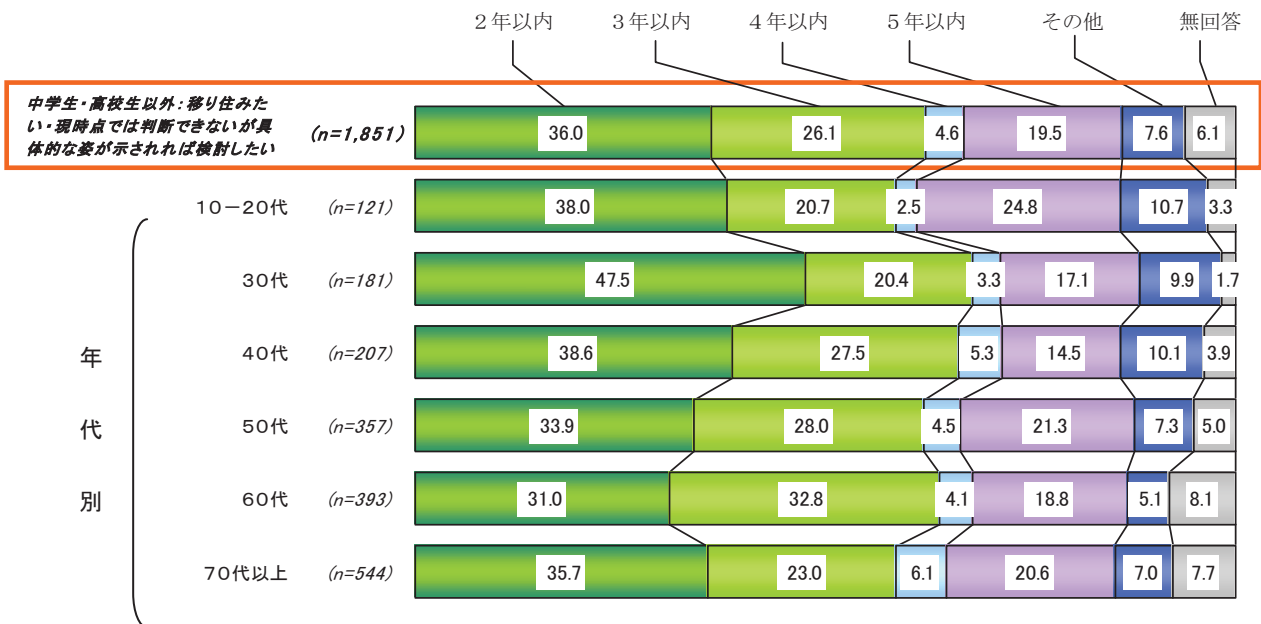
(1) 「仮の町」ができた場合、移転することを希望するか …… 【一般:問 16、中高生:問 6】

(%)



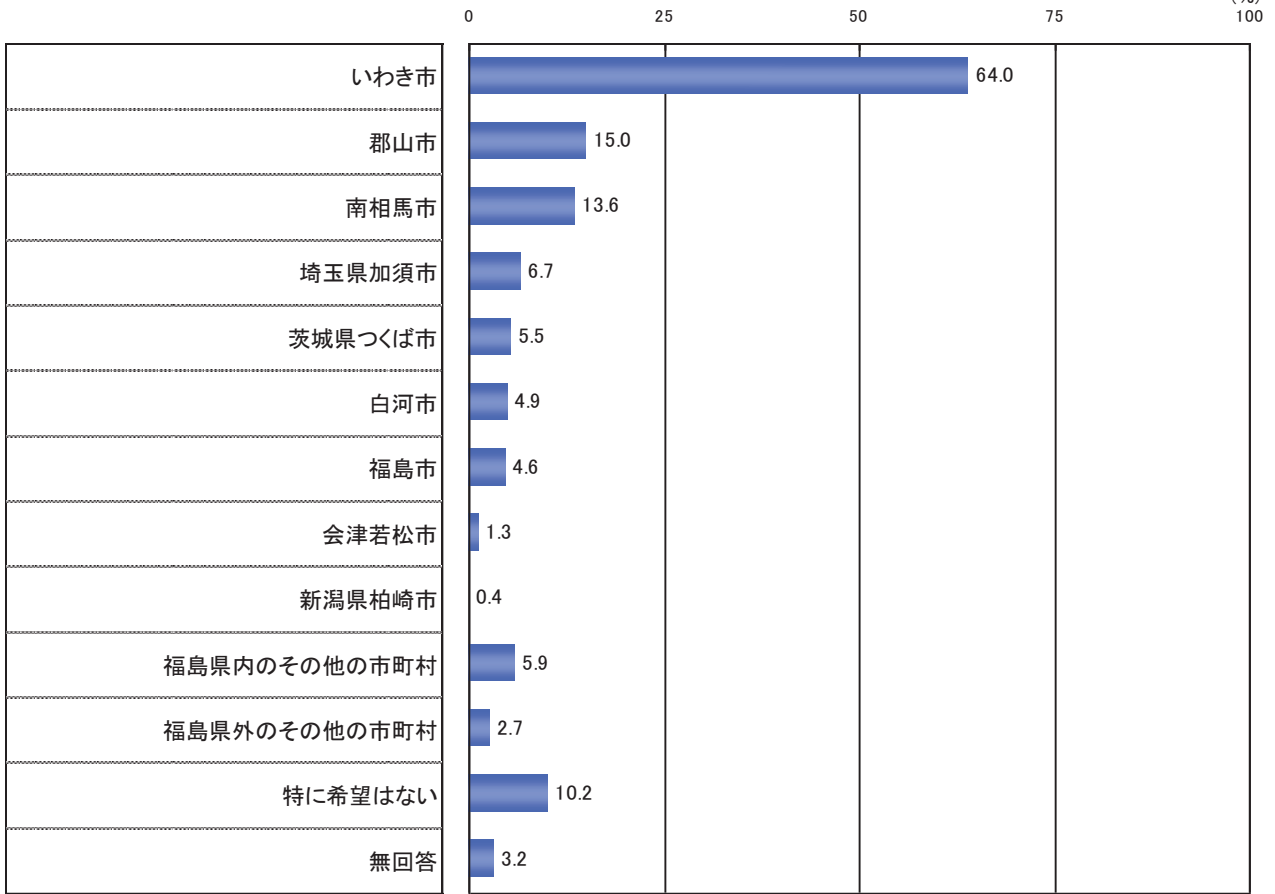
(2) 「仮の町」に移り住むまでに待つことができる期間 …… 【問 17(1)】

(%)

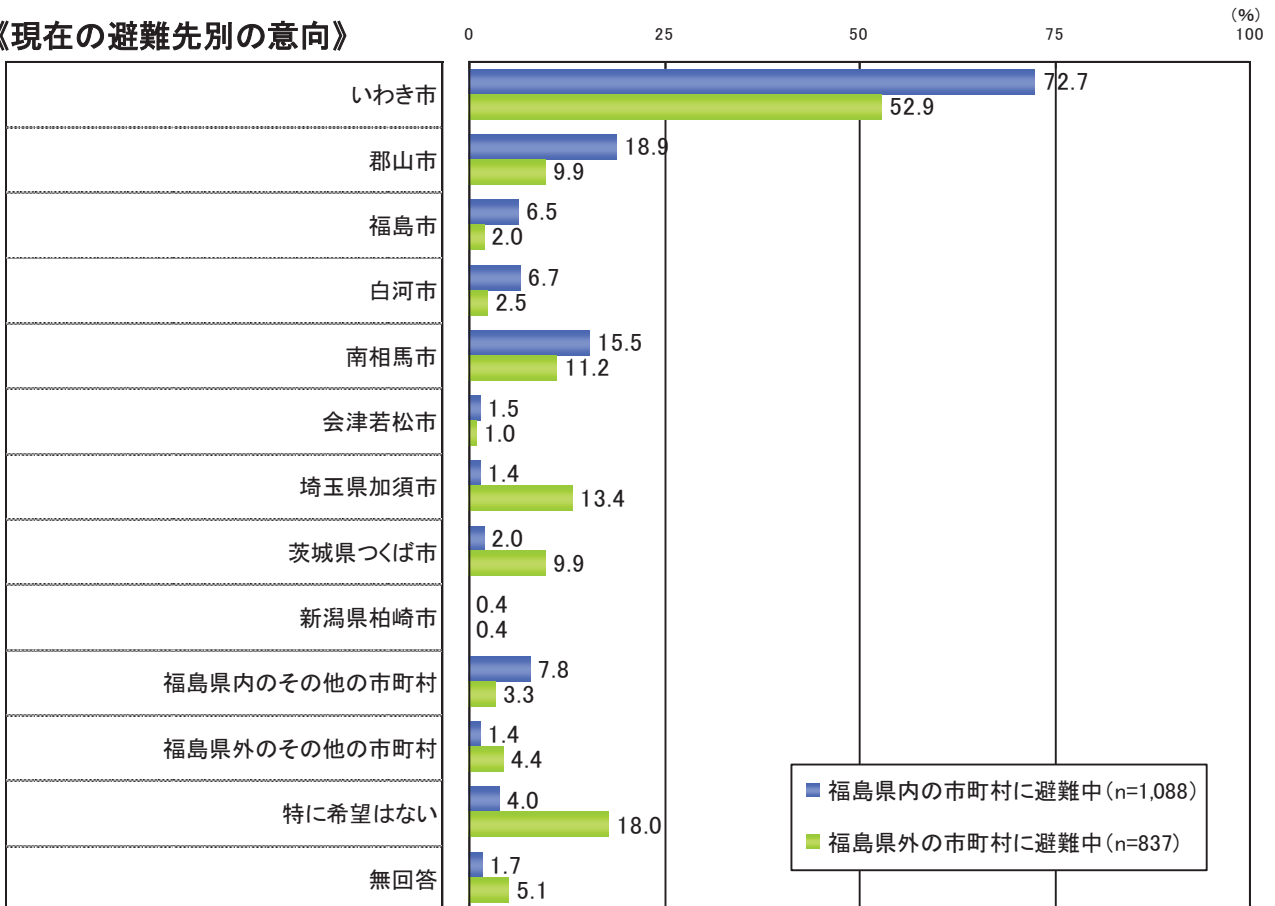


(3) 「仮の町」の設置を希望する自治体(複数回答)……………【一般:問17(2)、中高生:問7(1)】

移り住みたい・現時点では判断できないが具体的な姿が示されれば検討したい(n=1,936)

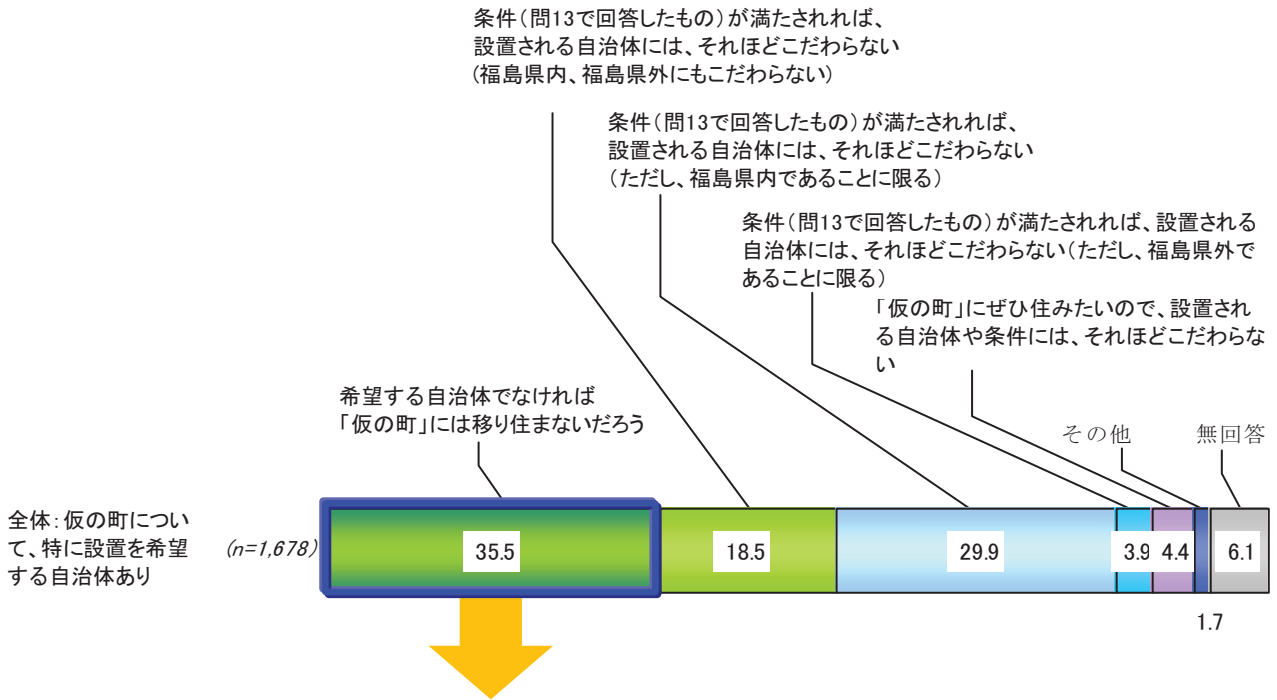


《現在の避難先別の意向》

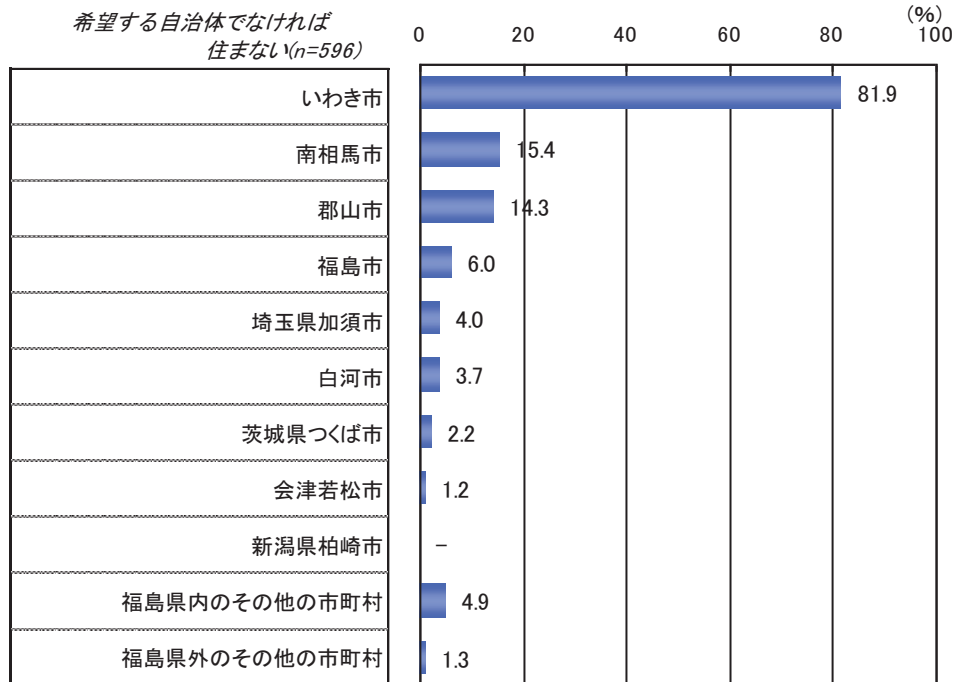


(4) 「仮の町」の設置場所に関する意向 …… 【一般:問 17(3)、中高生:問 7(2)】

(%)

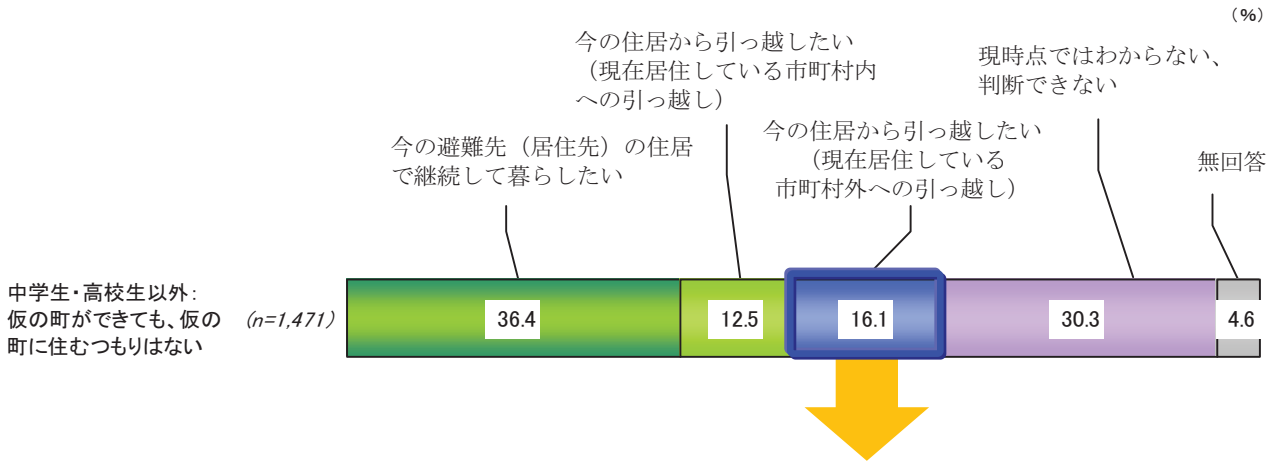


「仮の町」の設置を希望する自治体(複数回答)【一般:問17(2)、中高生:問7(1)】

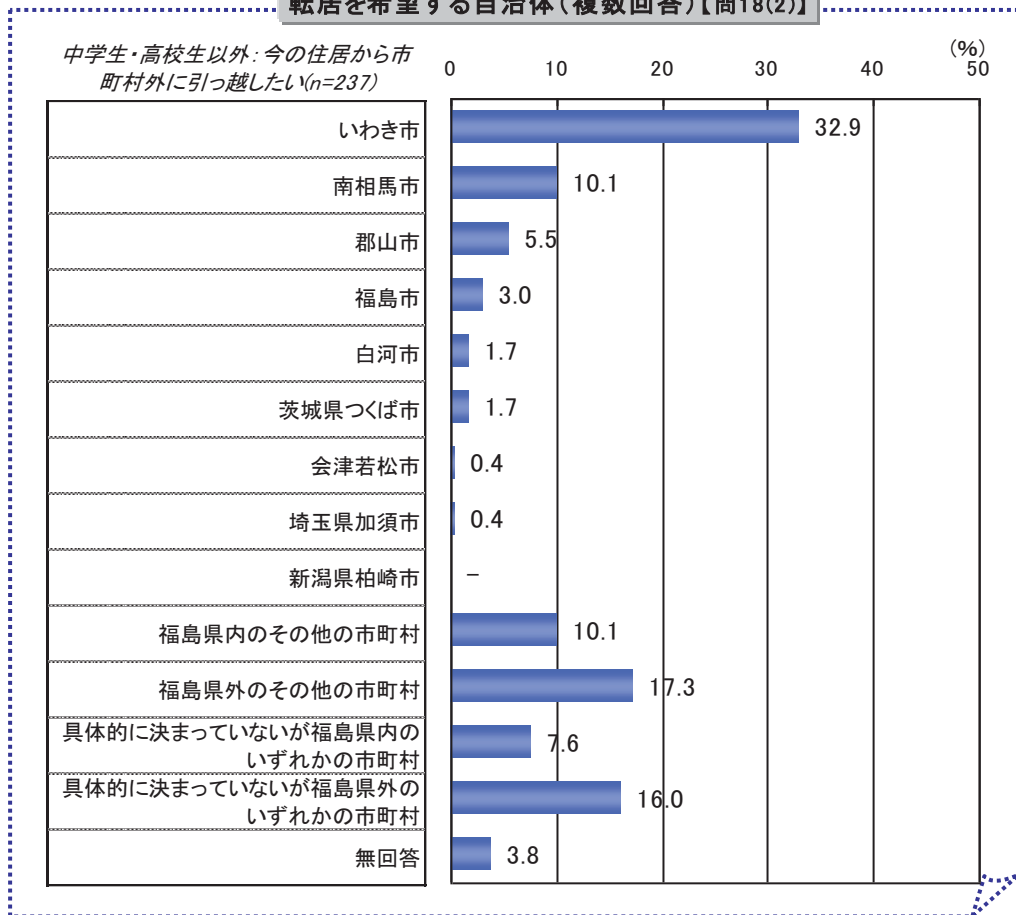


(5) 「仮の町」に住まない場合の転居意向と転居を希望する自治体

【問 18(1)・問 18(2)】

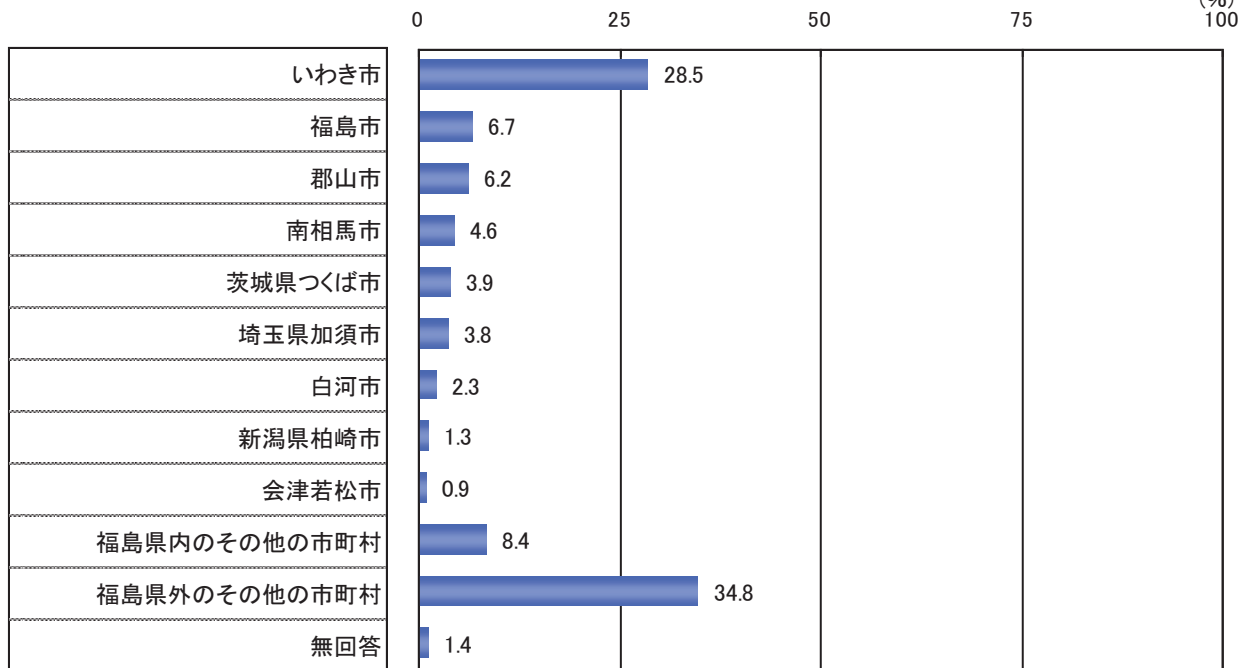


転居を希望する自治体（複数回答）【問18(2)】



《「仮の町」に住むつもりがない住民の今後の避難期間中に居住を希望する地域(複数回答)》

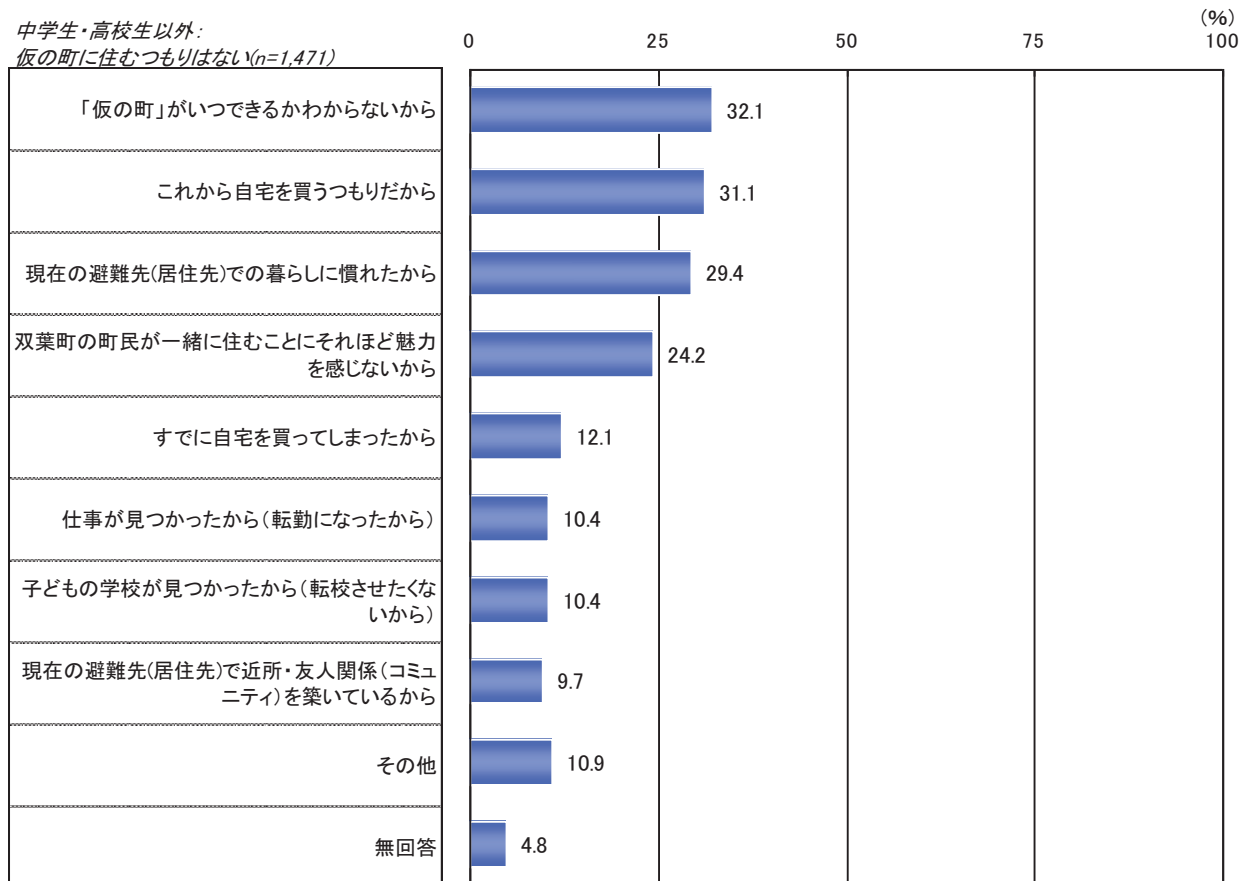
中学生・高校生以外:「仮の町」住むつもりない&今の避難先住居で継続して暮らしたい・今の住居から引っ越したい(n=957)



※問 18 で「今の避難先(居住先)の住居で継続して暮らしたい」または「今の住居から引っ越したい(現在居住している市町村内への引っ越し)」と回答した人の現在の避難先の自治体と、問 18(1)で「今の住居から引っ越したい(現在居住している市町村外への引っ越し)」と回答した人の問 18(2)引っ越し希望先自治体を合算して算出。

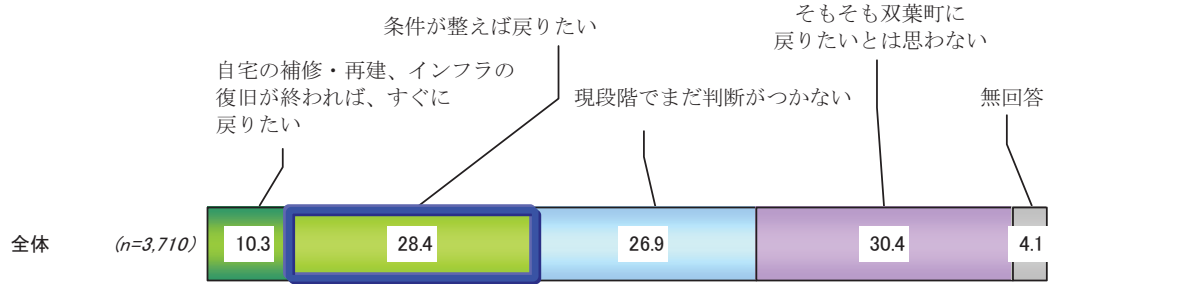
(6) 「仮の町」に住むつもりがない理由(複数回答) 【問 18(4)】

中学生・高校生以外:
仮の町に住むつもりはない(n=1,471)

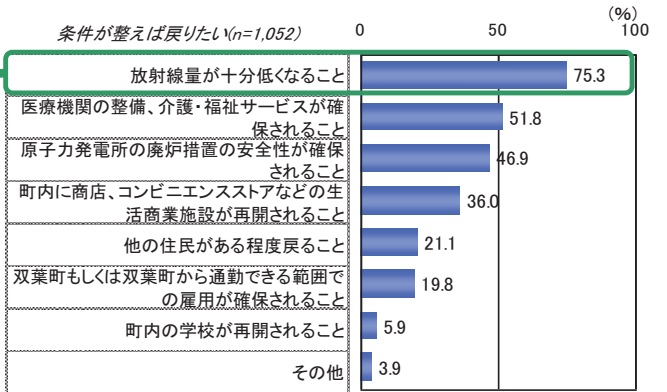


6. 双葉町への帰還について

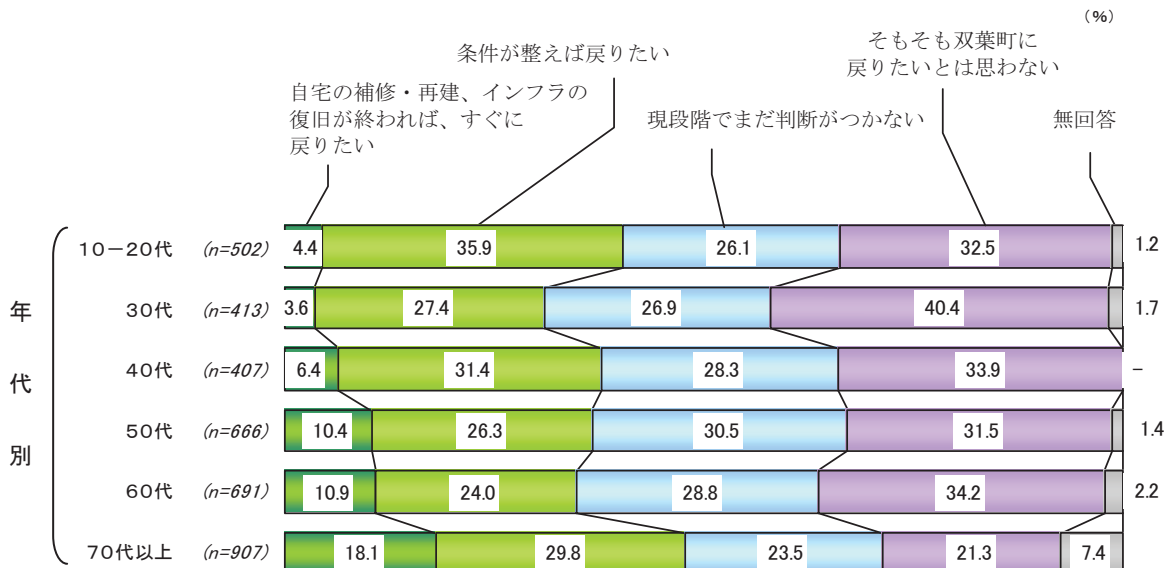
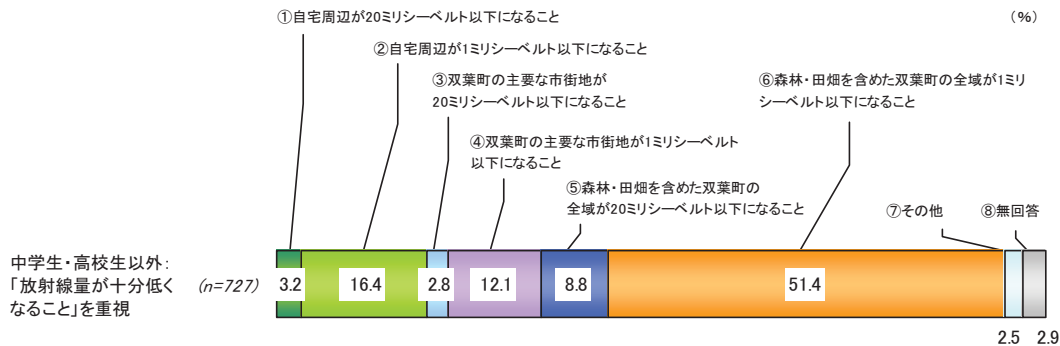
(1) 双葉町に戻るために必要な条件 【一般:問21、中高生:問9】



帰還の前提条件で重視するもの(3つまで回答)【一般:問21、中高生:問9】

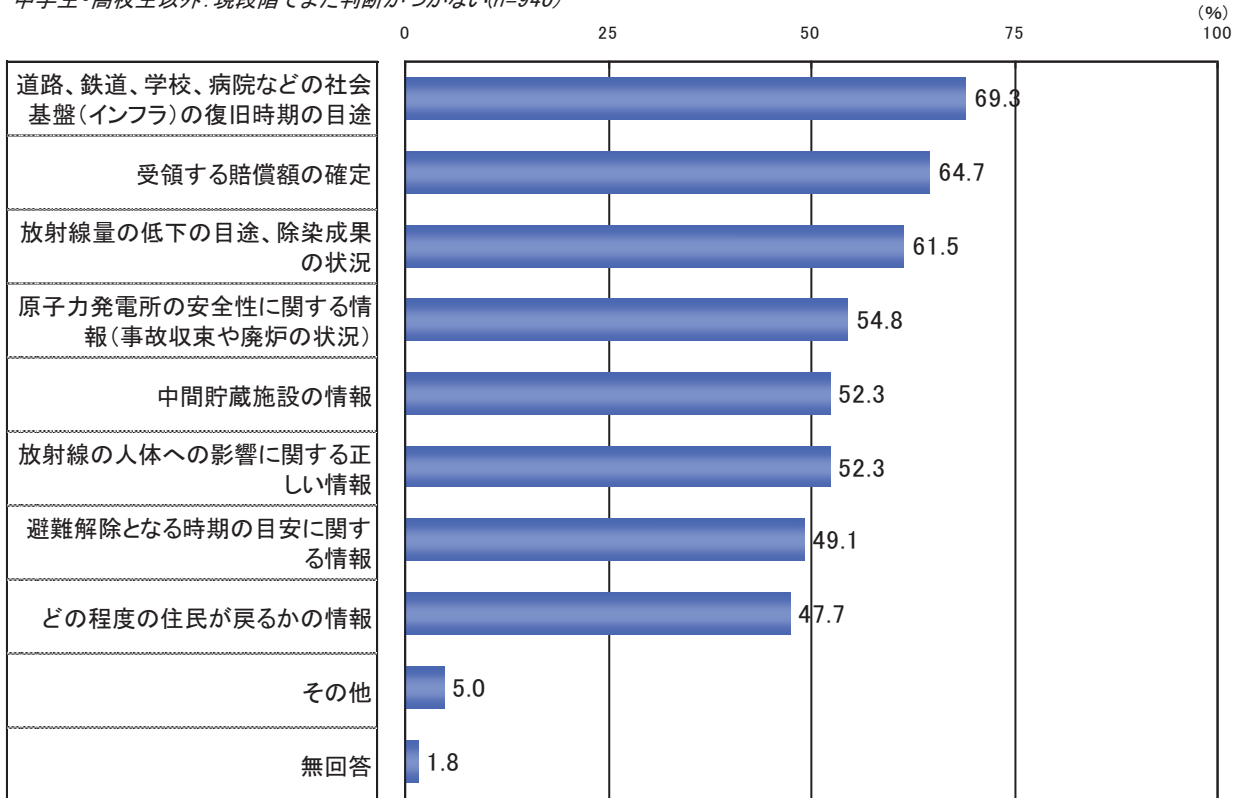


《どの程度の線量になれば帰還できると考えるか》 【問22】



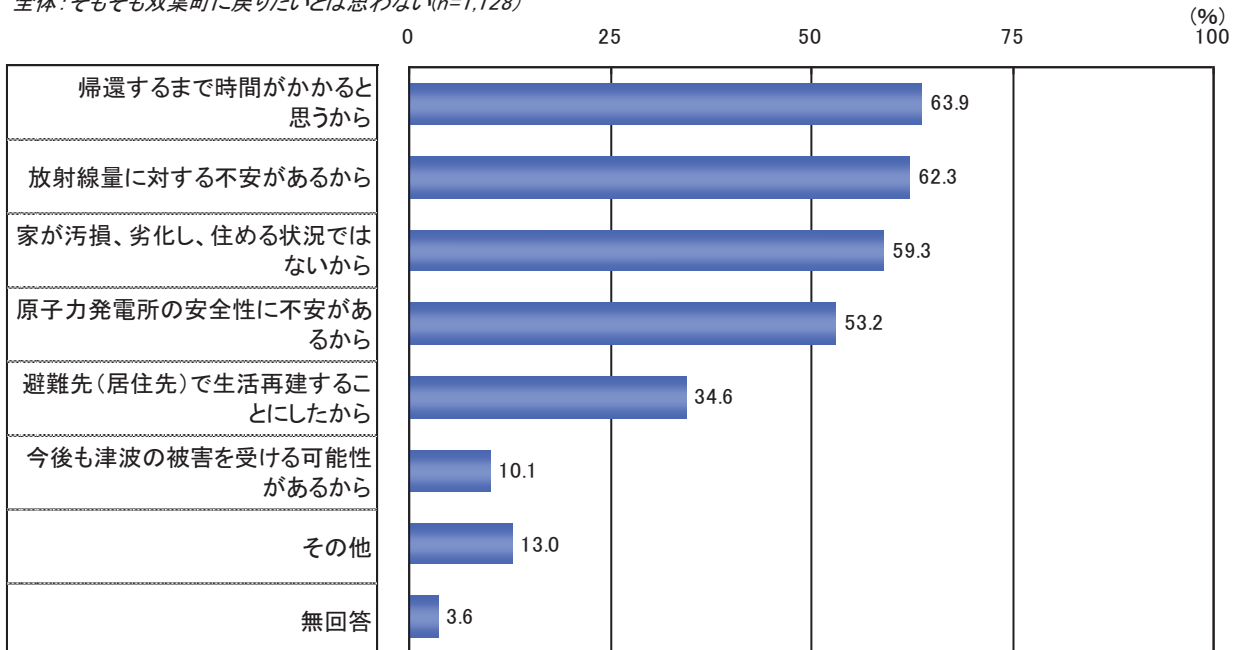
(2) 双葉町に帰還する上で必要だと思う情報（複数回答）…………… 【問 23】

中学生・高校生以外：現段階でまだ判断がつかない(n=940)

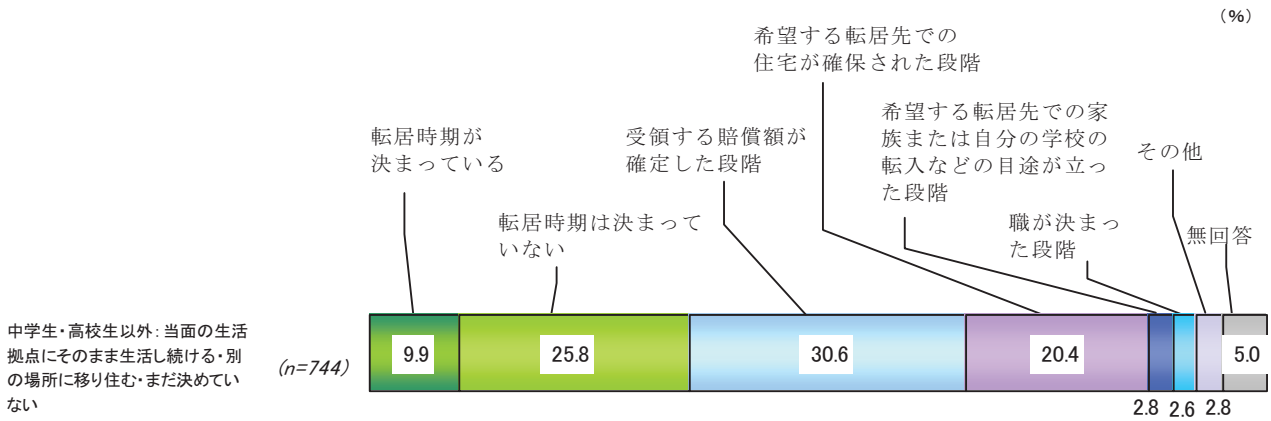


(3) 双葉町に戻りたいとは思わない理由（複数回答）…………… 【一般:問 24(1)、中高生:問 10】

全体：そもそも双葉町に戻りたいとは思わない(n=1,128)

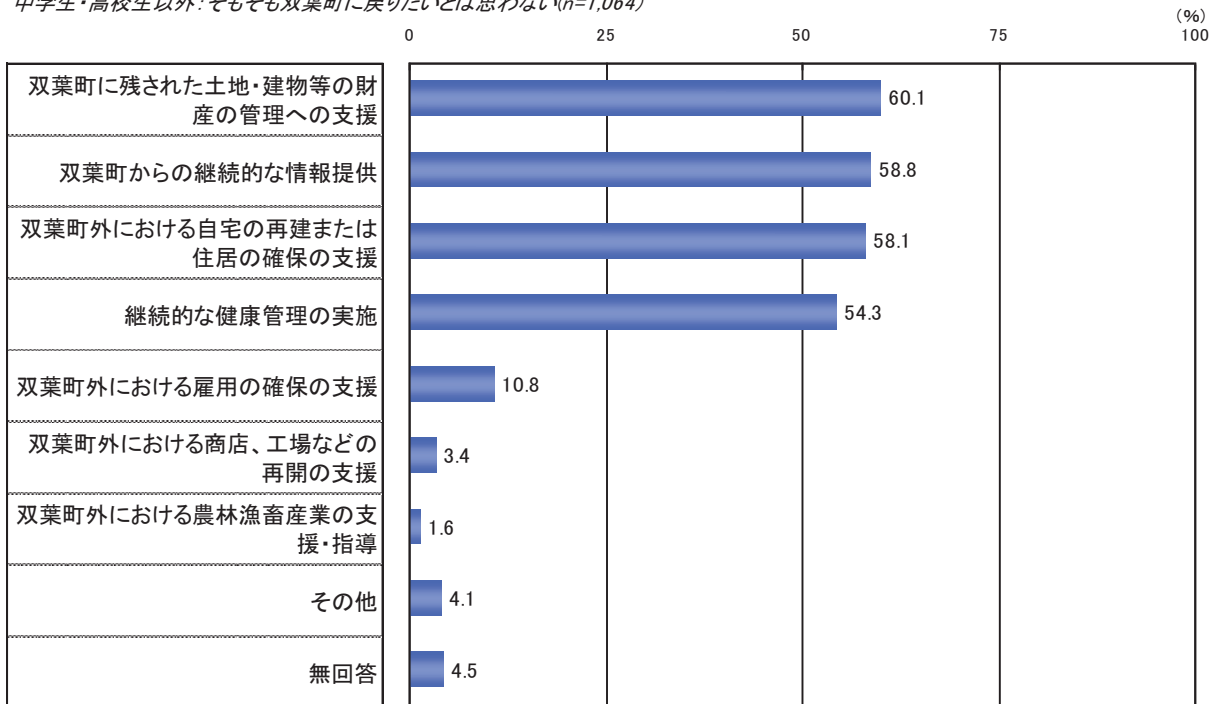


(4) 双葉町に戻らない方のいまの避難先からの転居時期の判断 …………… 【問 24(3)】



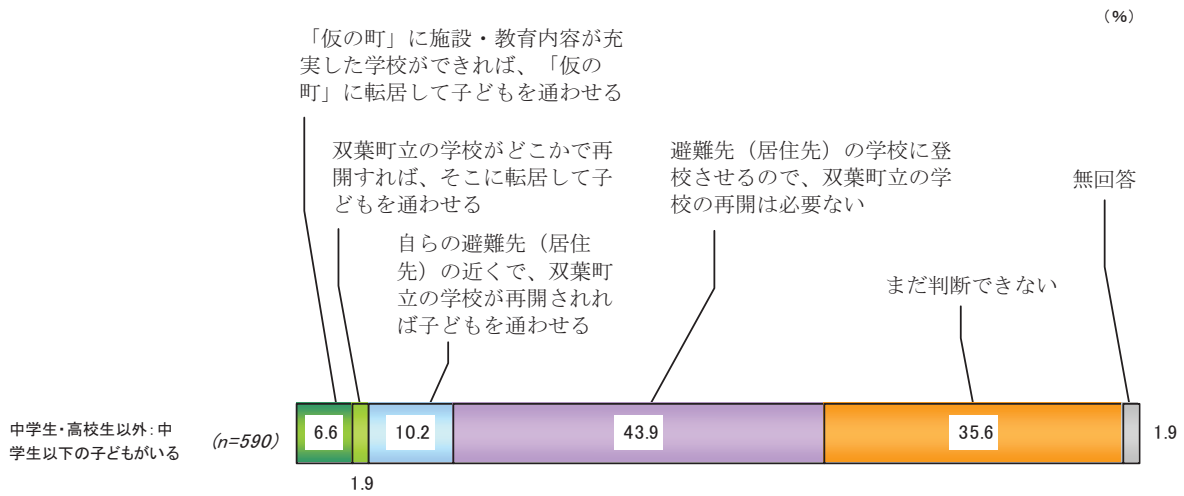
(5) 双葉町に戻らない場合今後の生活に求める支援（複数回答）…………… 【問 24(4)】

中学生・高校生以外：そもそも双葉町に戻りたいとは思わない (n=1,064)



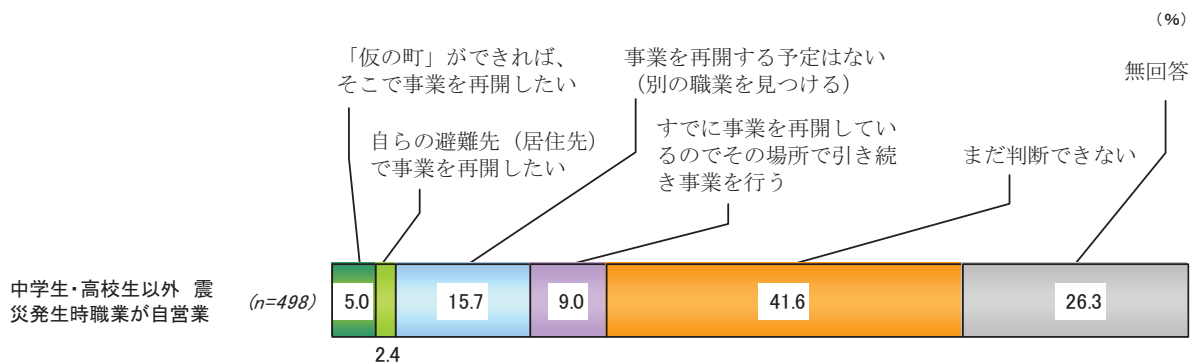
7. 学校の再開について

(1) 町立の学校の再開についての考え 【問 19(2)】



8. 事業の再開について

(1) 事業の再開についての考え 【問 20】



ICRP（国際放射線防護委員会）による放射線防護の考え方

- ① 国際放射線防護委員会（International Commission on Radiological Protection、以下「ICRP」という。）では、被ばくの状態を緊急時、現存、計画の3つのタイプに分類している。その上で、緊急時及び現存被ばく状態での防護対策の計画・実施の目安として、それぞれについて被ばく線量の範囲を示し、その中で状況に応じて適切な“参考レベル”を設定し、住民の安全確保に活用することを提言している。
- イ) 参考レベルとは、経済的及び社会的要因を考慮しながら、被ばく線量を合理的に達成できる限り低くする“最適化”の原則に基づいて措置を講じるための目安である。
 - ロ) 参考レベルは、ある一定期間に受ける線量がそのレベルを超えると考えられる人に対して優先的に防護措置を実施し、そのレベルより低い被ばく線量を目指すために利用する。また、防護措置の成果の評価の指標とするものである。したがって、参考レベルは、すべての住民の被ばく線量が参考レベルを直ちに下回らなければならないものではなく、そのレベルを下回るよう対策を講じ、被ばく線量を漸進的に下げていくためのものである。
 - ハ) 参考レベルは、被ばくの“限度”を示したものではない。また、“安全”と“危険”の境界を意味するものではない。
- ② 各状況における参考レベルは以下のとおりである。
- イ) 緊急時被ばく状況の参考レベルは、年間 20 から 100 ミリシーベルトの範囲の中から選択する。
 - ロ) 現存被ばく状況の参考レベルは、年間 1 から 20 ミリシーベルトの範囲の中から選択する。
 - ハ) 現存被ばく状況では、状況を段階的に改善する取組の指標として、中間的な参考レベルを設定できるが、長期的には年間 1 ミリシーベルトを目標として状況改善に取り組む。
 - ニ) 計画被ばく状況においては、参考レベルではなく、“線量拘束値”として設定することを提言しており、一般住民の被ばく（公衆被ばく）では状況に応じて年間 1 ミリシーベルト以下で選択する。

出典：内閣官房「低線量被ばくのリスク管理に関するワーキンググループ報告書」
(平成 23 年 12 月 22 日)



(問い合わせ先) 双葉町 いわき事務所 復興推進課 復興推進係
〒974-8212 福島県いわき市東田町二丁目19-4
電話：0246-84-5200 (代表) FAX：0246-84-5212